

「第 2 期えひめ・未来・子育てプラン
(後期計画)」(案)

第2期

えひめ・未来・子育て プラン (後期計画) (案)

[令和2年度～6年度]



～ 結婚や子育ての希望が叶い、
すべての子どもが夢を持って、
自分らしく成長できる愛媛づくり～



令和2年3月

愛媛県

はじめに



子どもは、一人ひとりがかかけがえのない存在であり、「未来への希望」「社会の宝」です。豊かな自然と多様な文化に恵まれた愛媛で、次代を担う子どもたちが大切に育てられ、夢や希望を持って、心豊かにたくましく成長していくことは、県民すべての願いであります。

しかしながら、20代、30代人口の減少や未婚化・晩婚化の進行を背景に、今後も少子化が続くことが見込まれており、地域活力の低下や子ども同士がふれあう機会の減少等が懸念されるほか、近年、児童虐待や子どもの貧困など、子ども・子育てをめぐるさまざまな問題が顕在化しています。

こうした中、結婚を望む人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して産み育てられる社会を実現していくためには、家庭や職場、地域、行政がそれぞれ責任と役割を担いながら、多様化するライフスタイルや地域の実情に応じた取り組みを展開していくことが極めて重要です。

県では、これまで「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（計画期間：平成27年度～令和元年度）に沿って、各種施策を進めてきたところでありますが、社会情勢の変化や国の子ども・子育て支援新制度の推進状況などをふまえ、このたび、同計画を継承・発展させた「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」を新たに策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、パートナーとの出会いの場の提供をはじめ、安心な出産を支える母子保健対策、幼児教育・保育の充実、仕事と家庭の両立支援、更には、児童虐待の防止や社会的養育の拡充など、結婚から妊娠・出産・子育てに至るまでの切れ目ないサポートや子どもたちの健全育成に全力で取り組んで参ります。

県民の皆様方におかれましては、計画の趣旨に御理解をいただき、「結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり」に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御助言をいただきました愛媛県子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ関係者の方々に、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

愛媛県知事 中村 時 広

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	4

第2章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の状況	7
2 少子化の要因	11
3 家庭の状況	17
4 就労の状況	21
5 子どもをめぐる問題	27
6 子育て支援対策への要望	32
7 少子化の影響	33

第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み

1 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況	37
2 子育てを取り巻く課題	42
3 後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性	44

第4章 基本理念と展開方向

1 基本理念	47
2 計画の基本目標	48
3 施策体系	51

第5章 具体的な施策の目標

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

1 次世代育成能力の強化	55
2 若者の自立と就労支援	57
3 若者の多様な交流と出会いの支援	59

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	60
2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり	63
3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援	64

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援） | 65 |
| 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援） | 67 |
| 3 安心できる小児医療体制の整備 | 69 |

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

- | | |
|------------------|----|
| 1 幼児期の教育・保育の充実 | 71 |
| 2 放課後児童対策の充実 | 74 |
| 3 地域子ども・子育て支援の充実 | 75 |

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 豊かな人間性と生きる力の育成 | 77 |
| 2 魅力ある学校づくり | 79 |
| 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり | 81 |

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実 | 84 |
| 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート | 88 |
| 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実 | 90 |

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

- | | |
|---------------------|----|
| 1 安全・安心なまちづくり | 93 |
| 2 保護者が実践する事故防止・防災対策 | 96 |
| 3 子育て家庭の遊び場等の整備 | 97 |

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1 子育てしやすい職場環境づくり | 99 |
| 2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し | 101 |
| 3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり | 102 |

第6章 子どもの貧困対策

- | | |
|---------------|-----|
| 1 子どもの貧困対策計画 | 107 |
| 2 子どもの貧困対策の推進 | 108 |

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 県設定区域の決定 | 127 |
| 2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期 | 128 |
| 3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 | 129 |
| 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 | 131 |

5	特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置	・ ・ ・ ・ 1 3 1
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等	・ ・ ・ ・ 1 3 2
7	教育・保育情報の公表	・ ・ ・ ・ 1 3 4
8	広域調整	・ ・ ・ ・ 1 3 6

第8章 計画の推進

1	計画推進のための各主体の役割	・ ・ ・ ・ 1 4 7
2	計画の推進体制	・ ・ ・ ・ 1 4 8

参 考 資 料

1	愛媛県子ども・子育て会議委員名簿、愛媛県少子化対策推進連絡会議 会員名簿	・ ・ ・ ・ 1 5 3
2	用語解説	・ ・ ・ ・ 1 5 4
3	「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況 （平成30年度末）	・ ・ ・ ・ 1 6 2
4	「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧	・ ・ ・ ・ 1 6 7

《 添 付 資 料 》

	愛媛県子どもの生活実態調査の結果（概要）	・ ・ ・ ・ 1 7 3
--	----------------------	---------------

第1章

計画策定の趣旨

1 計画の目的

2 計画の性格

3 計画の期間

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

核家族化や就業形態の多様化、地域におけるつながりの希薄化等、子育てを取り巻く環境の変化を背景に、子育てに対する不安や負担が増大しています。また、結婚や子どもを持つことに対する意識や価値観の多様化などもあり、少子化は依然として進行しています。

こうした少子化の進行は、社会保障制度等における現役世代の負担の増大のほか、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の持続的な発展を揺るがすだけでなく、子ども同士の触れ合う機会が減少することによる自主性や社会性の低下など、子どもの健やかな成長にも深刻な影響を及ぼします。

このため、本県では、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく「次世代育成支援行動計画」として、「えひめ・未来・子育てプラン」（前期計画：平成17年度～平成21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）を策定し、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための諸施策を積極的に展開してきたところです。

さらに、平成24年に「子ども・子育て支援法」が施行され、都道府県に、「子ども・子育て支援事業支援計画」の作成が義務付けられたこと等を踏まえ、次世代育成支援行動計画と一体の計画として「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（平成27年度～令和元年度）を策定し、引き続き、行政、企業、地域が一丸となって、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための総合的な施策の推進に努めました。

こうした取組みにより、本県の合計特殊出生率は、過去最低であった平成16年の1.33から平成30年には1.55まで上昇したものの、20代婚姻率の低下や出産期にある女性人口そのものの減少、若者の県外流出などの影響により出生数は減少し続けています。

少子化に歯止めをかけるには、これまでの成果や新たな課題を検証するとともに、本県の実情に即した効果的かつ実効性のある対策を更に強化していく必要があります。このため、本県では、結婚から妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」を強化して、引き続き総合的に推進することとしています。

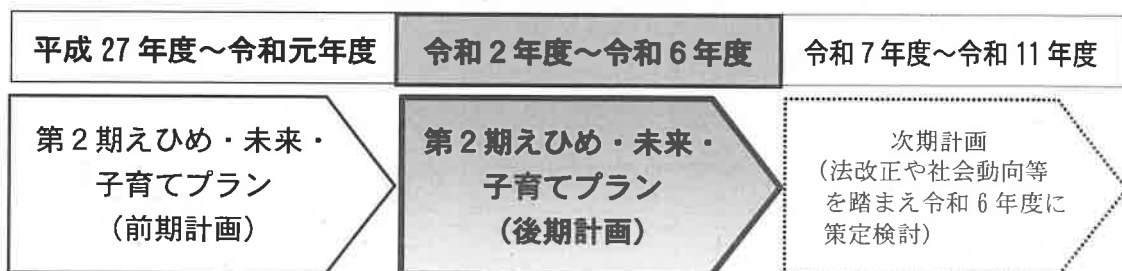
本計画は、こうした本県の状況だけでなく、国の施策や県民ニーズ、子どもを取り巻く社会環境の状況なども踏まえながら、「結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり」をテーマとして、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることに十分留意したうえで、結婚を希望する人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられるとともに、本県の子ども一人ひとりが、置かれた環境にかかわらず、自らの将来に夢を持って自分らしく成長し、未来へ向かってチャレンジできる愛媛づくりを推進するための取組みを、市町をはじめ子育て支援団体、企業、地域等と一体となって着実に実行していくことを目的として策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、本県の子どもに関わる総合的な計画として、次の性格を併せ持つものです。
- ① 次世代法第9条に基づく本県が策定する次世代育成支援対策の実施に関する総合的な計画
 - ② 愛媛県少子化対策推進条例（平成26年愛媛県条例第47号）第8条に基づく本県の少子化対策の推進に関する基本的な計画
 - ③ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づく愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づく愛媛県自立促進計画
 - ⑤ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条に基づく愛媛県子どもの貧困対策計画
 - ⑥ 「健やか親子21（第2次）」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画について」（平成26年6月17日付け雇児発0617第1号）に基づく愛媛県母子保健計画
- (2) 本計画は、目的達成のための集中的・計画的な取組みを促進するために策定する行動計画として、具体的な施策と目標数値を明らかにしており、実施計画としての側面を強く表した計画です。
- (3) 本計画は、第6次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」や「愛媛県社会的養育推進計画」をはじめ、他の県計画と整合を持たせた計画です。
- (4) 本計画は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）に配慮した計画です。
- (5) 本計画は、「児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）」締約国の自治体として、また、「児童憲章（昭和26年5月5日制定）」を尊ぶ自治体として、これらを念頭に置いて作成した計画です。

3 計画の期間

- 本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢等の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章

子どもを取り巻く状況

- 1 少子化の状況
- 2 少子化の要因
- 3 家庭の状況
- 4 就労の状況
- 5 子どもをめぐる問題
- 6 子育て支援対策への要望
- 7 少子化の影響

1 少子化の状況

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

～愛媛県の出生数は、平成 21 年以降、毎年戦後最低を更新～

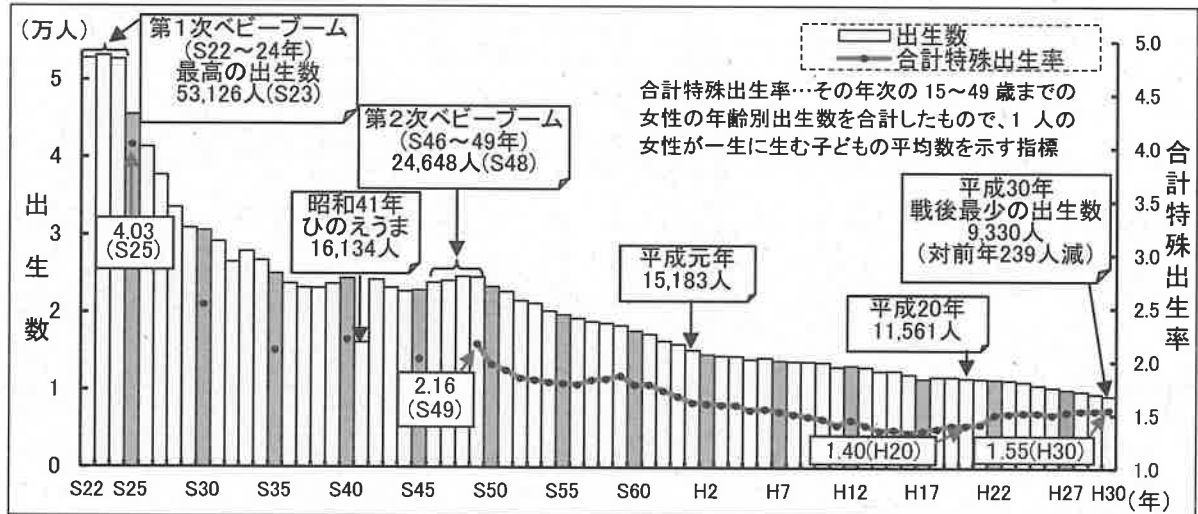
本県の出生数は、第 2 次ベビーブームの昭和 48 年（1973 年）に 24,648 人でしたが、その後は徐々に減少傾向が続き、平成 30 年（2018 年）には 9,330 人と戦後最低を更新しています。〔図 1〕

～愛媛県の合計特殊出生率は、人口維持に必要な水準を下回る～

本県の合計特殊出生率が、人口維持に必要と言われる 2.07 を最後に上回ったのは、昭和 49 年（1974 年）で、平成 16 年（2004 年）には 1.33 と、統計開始以降過去最低の水準となりました。しかし、その後微増傾向が見られ、平成 30 年（2018 年）には 1.55 となっています。〔図 1〕

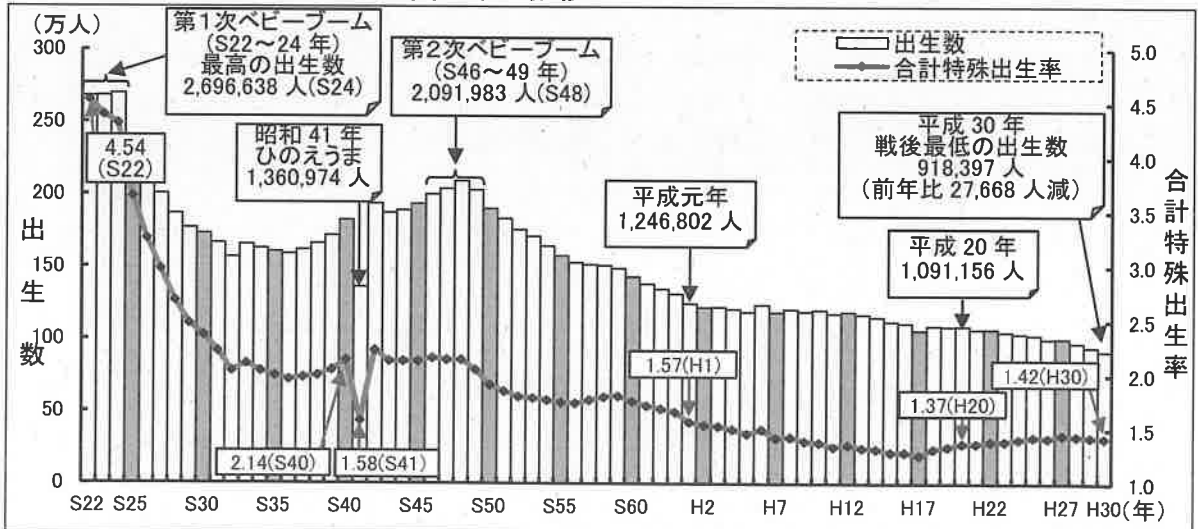
また、少子化は全国的にも進行しています。〔図 2〕

図 1 愛媛県の出生数及び合計特殊出生率の推移



資料: 厚生労働省「人口動態統計」

図 2 全国の出生数及び合計特殊出生率の推移



資料: 厚生労働省「人口動態統計」

(2) 総人口と人口構造の推移

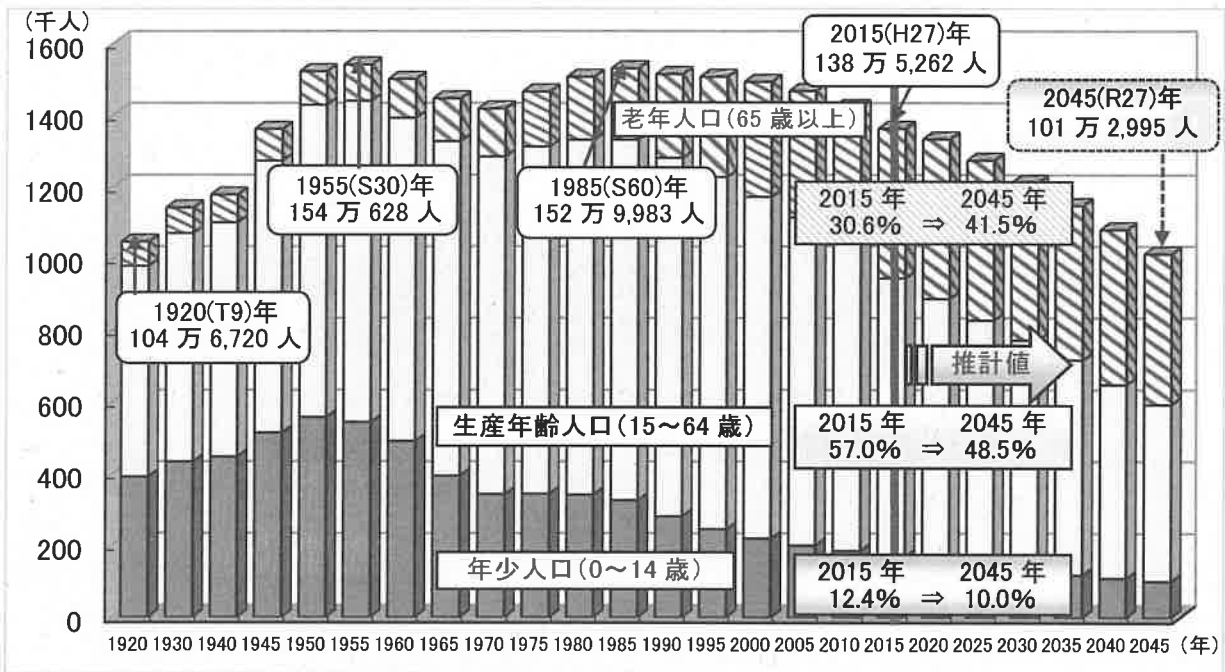
～愛媛県の総人口は、昭和 60 年（1985 年）以降、減少傾向が続く～

本県の総人口は、昭和 60 年（1985 年）に約 153 万人を数えましたが、その後は緩やかな下降曲線を描いており、平成 27 年（2015 年）には、約 139 万人にまで減少しております。

今後もこの傾向は続き、令和 27 年（2045 年）には約 101 万人まで減少、特に年少及び生産年齢人口の割合が減少すると予想されています。〔図 3〕

人口の減少には、死亡数が出生数を上回る自然減に加え、他県への転出による社会減も影響しています。〔図 4〕

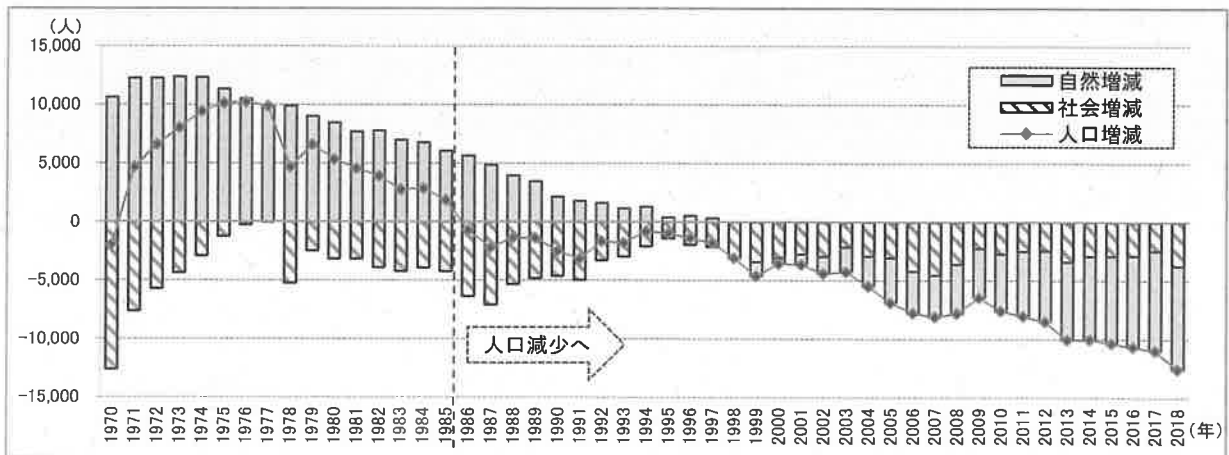
図 3 愛媛県の総人口の推移と将来人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）



資料：総務省「国勢調査」

2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図 4 愛媛県推計人口に基づく人口動態の推移

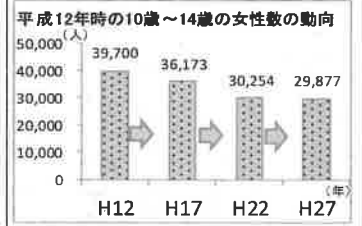
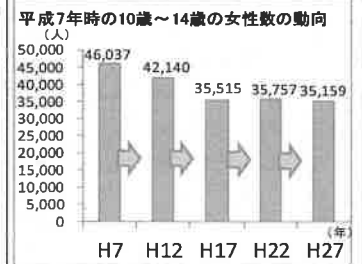


資料：愛媛県推計人口

なお、平成7年（1995年）以降の本県の出産期前後の女性人口は、以下のとおり推移しています。〔図5〕

図5 愛媛県の若年女性人口の推移

単位：人								
年齢層	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	20～39歳の計	全女性
平成7年 (1995)	46,037	47,726	48,459	44,467	44,778	47,350	185,054	794,182
平成12年 (2000)	39,700	42,140	41,496	50,409	44,440	44,904	181,249	788,803
	対5年前の 増減数	-3,897 -8.5%	-6,230 -13.1%	1,950 4.0%	-27 -0.1%	126 0.3%	-3,805 -2.1%	-5,379 -0.7%
平成17年 (2005)	34,766	36,173	35,515	42,516	49,798	44,096	171,925	776,138
	対5年前の 増減数	-3,527 -8.9%	-6,625 -15.7%	1,020 2.5%	-611 -1.2%	-344 -0.8%	-9,324 -5.1%	-12,665 -1.6%
平成22年 (2010)	32,847	31,902	30,254	35,757	41,759	49,060	156,830	758,167
	対5年前の 増減数	-2,864 -8.2%	-5,919 -16.4%	242 0.7%	-757 -1.8%	-738 -1.5%	-15,095 -8.8%	-17,971 -2.3%
平成27年 (2015)	29,595	30,306	25,693	29,877	35,159	41,114	131,843	730,882
	対5年前の 増減数	-2,541 -7.7%	-6,209 -19.5%	-377 -1.2%	-598 -1.7%	-645 -1.5%	-24,987 -15.9%	-27,285 -3.6%



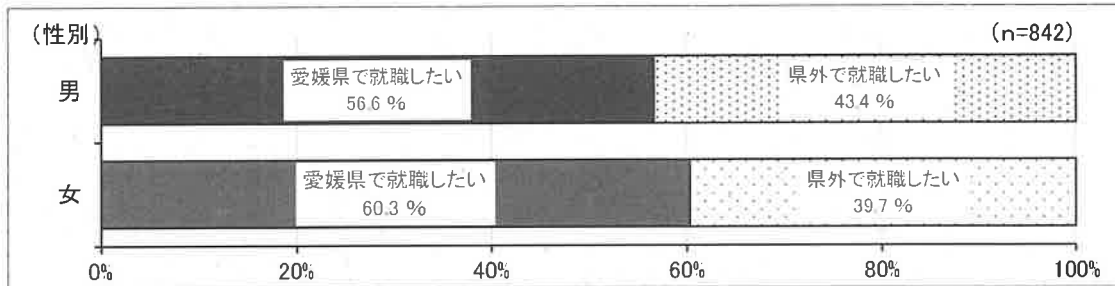
高校卒業時等に約8%、大学卒業後の就職時等に約20%が県外へ流出

資料：総務省「国勢調査」

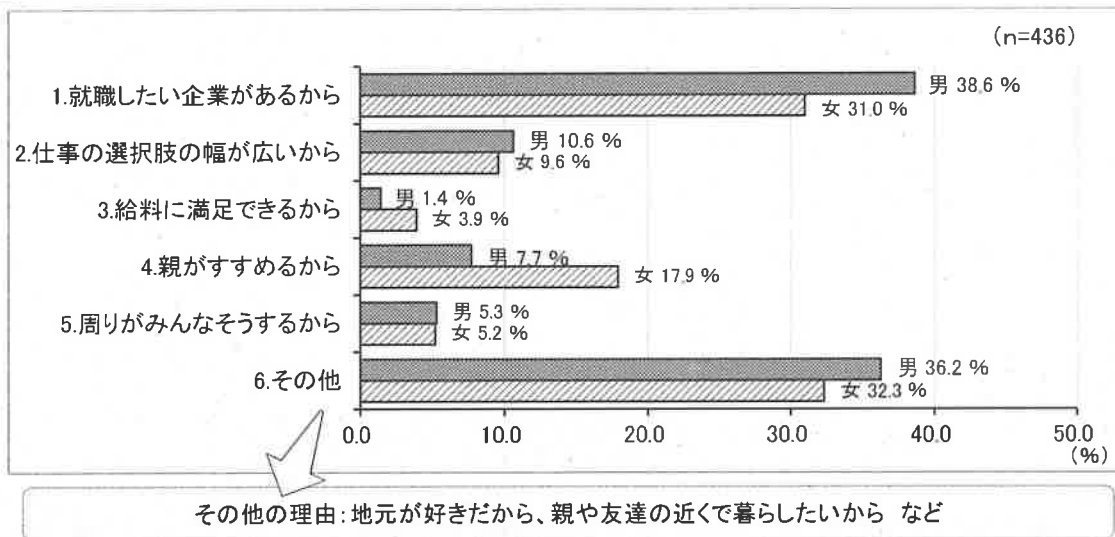
県では、平成 29 年度に、県内在住又は県出身の大学生等や入社 1 年目の新入社員 1,098 人を対象に、結婚に影響を与える要因に関する意識調査を実施しました。

このうち、大学生等の就職希望について、愛媛県出身者の県内での就職希望は男性 56.6%、女性 60.3%、県外での就職希望は男性 43.4%、女性 39.7%となっています。

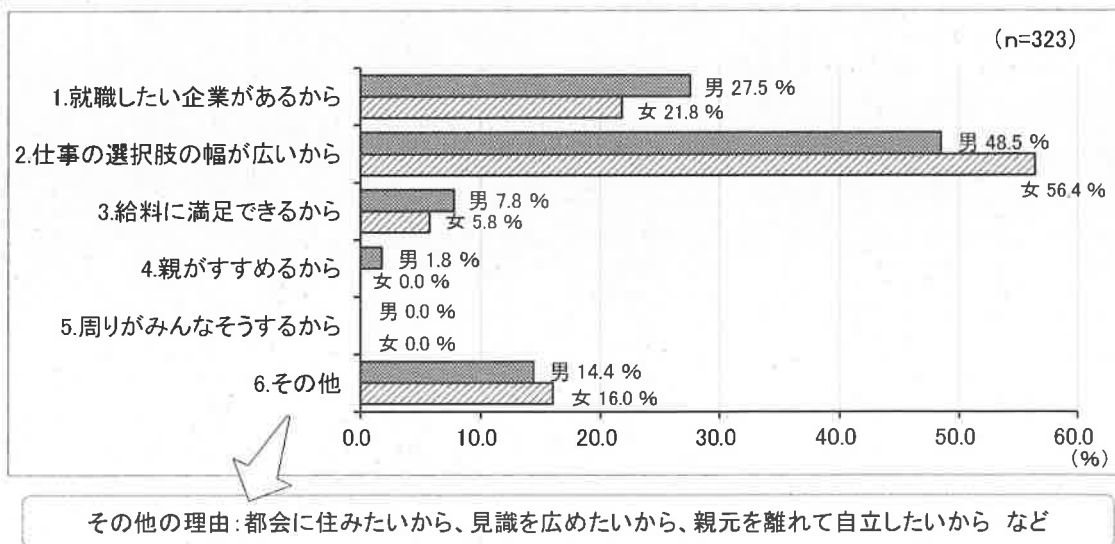
■就職希望地(県内・県外)



■愛媛県での就職を希望する理由(単一回答)



■県外での就職を希望する理由(単一回答)



資料:「平成 29 年度えひめ結婚戦略サポート事業」アンケート結果

2 少子化の要因

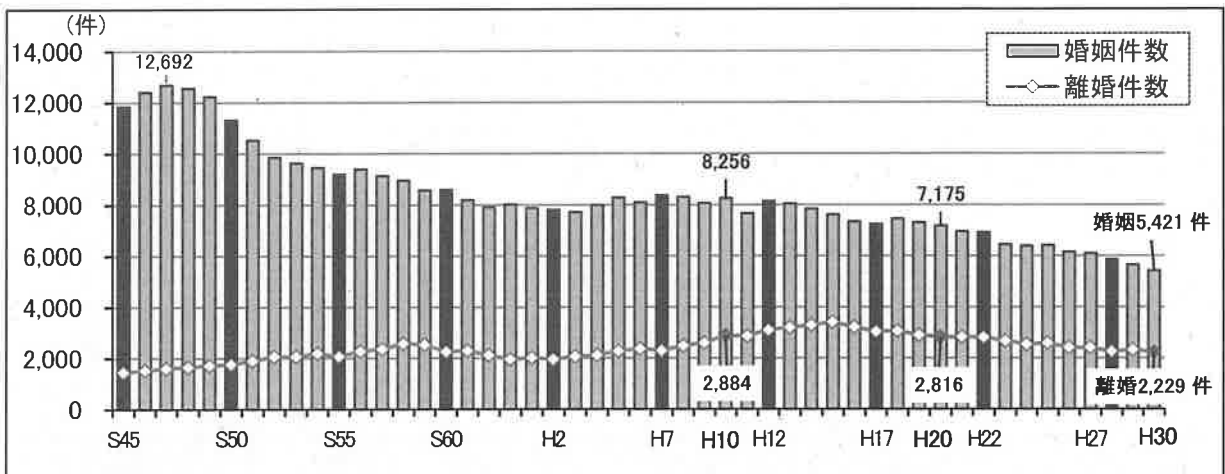
少子化は、未婚率の上昇（非婚化を含む）、平均初婚年齢の上昇（晩婚化）、晩産化、夫婦出生力の低下、子育てや教育への経済的負担、子育てに対する負担感など、様々な原因によることが指摘されています。

(1) 婚姻と出産の状況

～愛媛県の婚姻件数は、徐々に減少～

平成 30 年（2018 年）の本県の婚姻件数は、5,421 件であり、婚姻率（人口 1,000 人当たりの婚姻件数）は 4.0 となっています。10 年前に当たる平成 20 年（2008 年）の 7,175 件と比較すると、10 年間で 24.4% の減少となっています。一方、平成 30 年（2018 年）の本県の離婚件数は、2,229 件であり、ほぼ横ばいの傾向にあります。〔図 6〕

図 6 愛媛県の婚姻件数と離婚件数

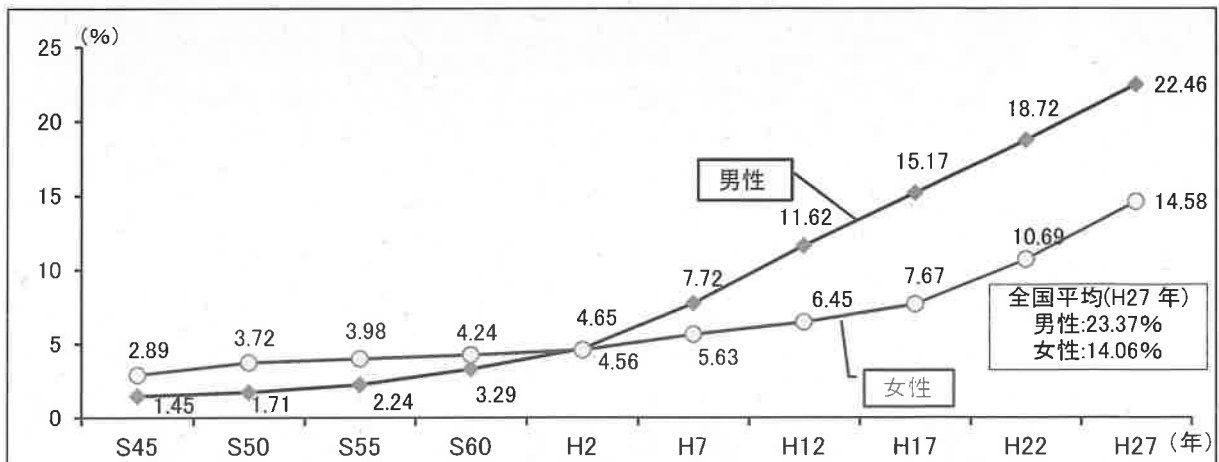


資料：厚生労働省「人口動態統計」

～愛媛県の未婚割合は、男女ともに上昇（未婚化の進行）～

昭和 45 年（1970 年）から平成 2 年（1990 年）の、本県の 50 歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合は男女ともに 5% 未満でしたが、以後、急上昇し、平成 27 年（2015 年）には男性が 22.46%、女性が 14.58% となっており、男性の約 5 人に 1 人、女性の約 7 人に 1 人が未婚の状況です。なお、国の全国推計では、今後も上昇が続くことが予測されています。〔図 7〕

図 7 愛媛県の 50 歳時の未婚割合

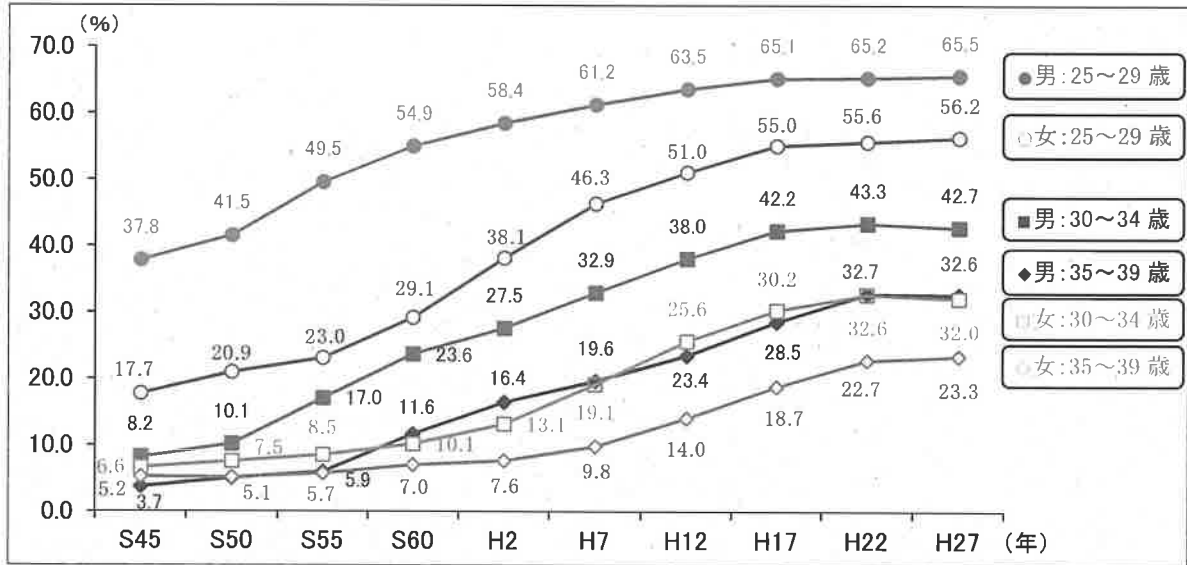


資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2019 年版」

～愛媛県の性別・年代別未婚率は、25歳～34歳代で急上昇～

本県の性別・年代別の未婚率は、昭和45年以降、いずれも上昇傾向にあり、平成27年（2015年）には、30代前半で男性の約4割、女性の約3割が、30代後半でも男性の約3割、女性の約2割が未婚者となっています。〔図8〕

図8 愛媛県の性別・年代別未婚率の推移

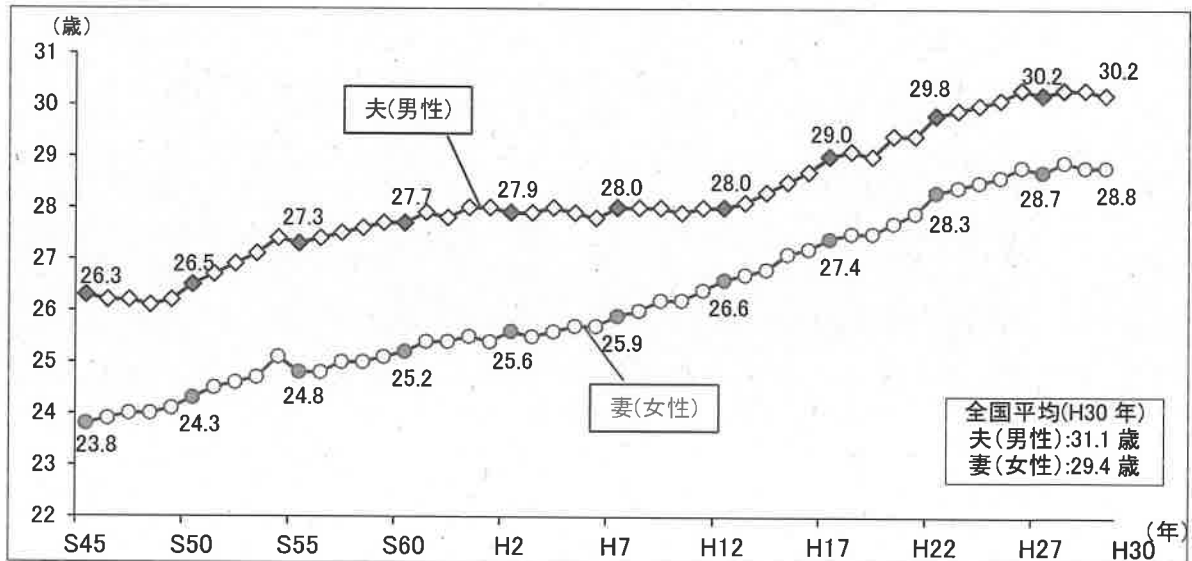


資料:総務省「国勢調査」

～愛媛県の平均初婚年齢は、高止まり傾向（晩婚化）～

本県の平均初婚年齢は昭和45年（1970年）以降、平成26年（2014年）まで上昇傾向で、その後はわずかに増減しながら高止まり、平成30年（2018年）には男性が30.2歳、女性が28.8歳となっています。〔図9〕

図9 愛媛県の平均初婚年齢

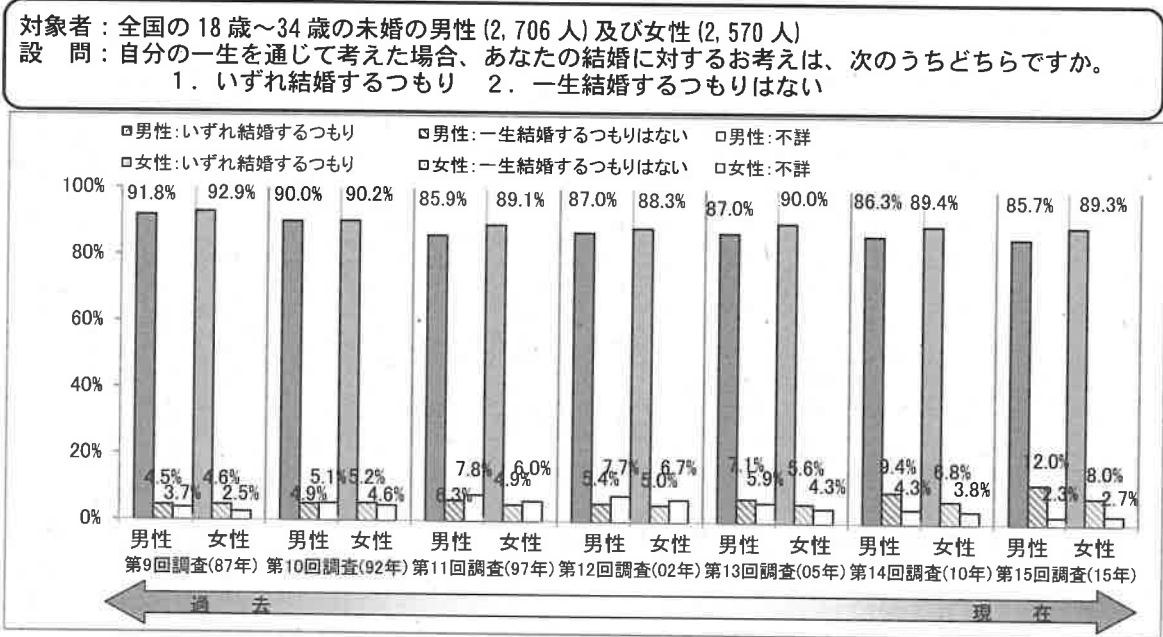


資料:厚生労働省「人口動態統計」

～独身者の結婚に対する意識は今も昔も変わらず～

18歳から34歳までの未婚の男女とも、約9割が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する意識の高さが認められるとともに、この傾向は1987年（昭和62年）の第9回調査からほとんど変化がありません。〔図10〕

図10 独身者の結婚に対する意識（No.1）～2015年全国調査から

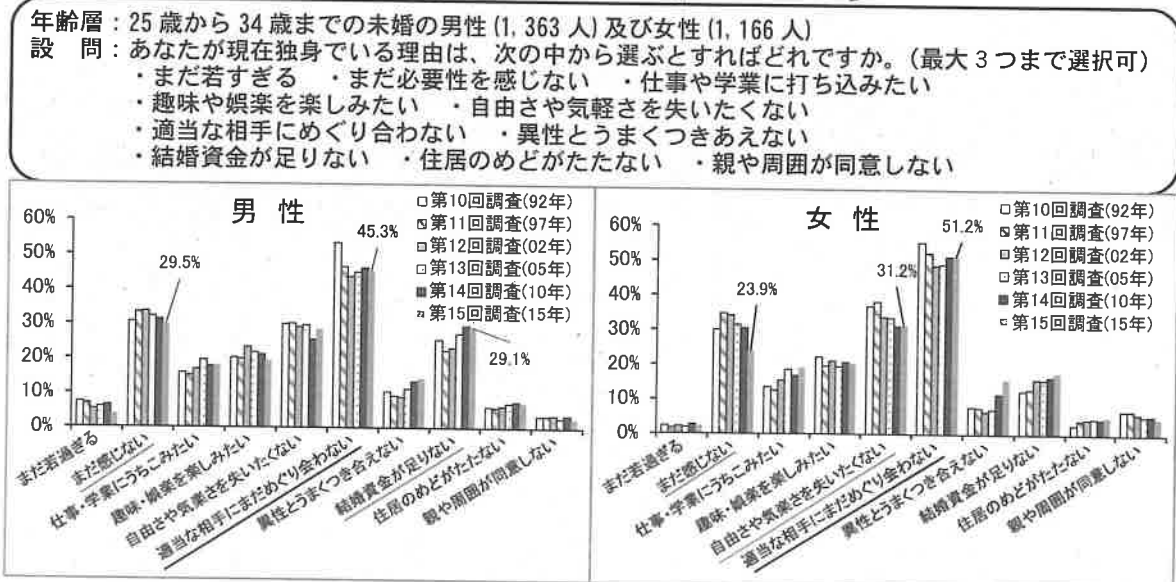


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査・独身者調査」(平成27年)

～未婚者の結婚についての理想と現実とのギャップ～

25歳から34歳までの未婚者に独身でいる理由を尋ねたところ、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」という回答が最も多い結果となりました。また、男性は「結婚資金が足りない」、女性は「自由さや気軽さを失いたくない」などの回答も多くなっています。結婚に対する意識は高いものの、出会いの場の減少に加え、雇用環境やライフスタイルの変化などによって、結婚に対する理想と現実との間に大きなギャップが生まれています。〔図11〕

図11 独身者の結婚に対する意識（No.2）～2015年全国調査から

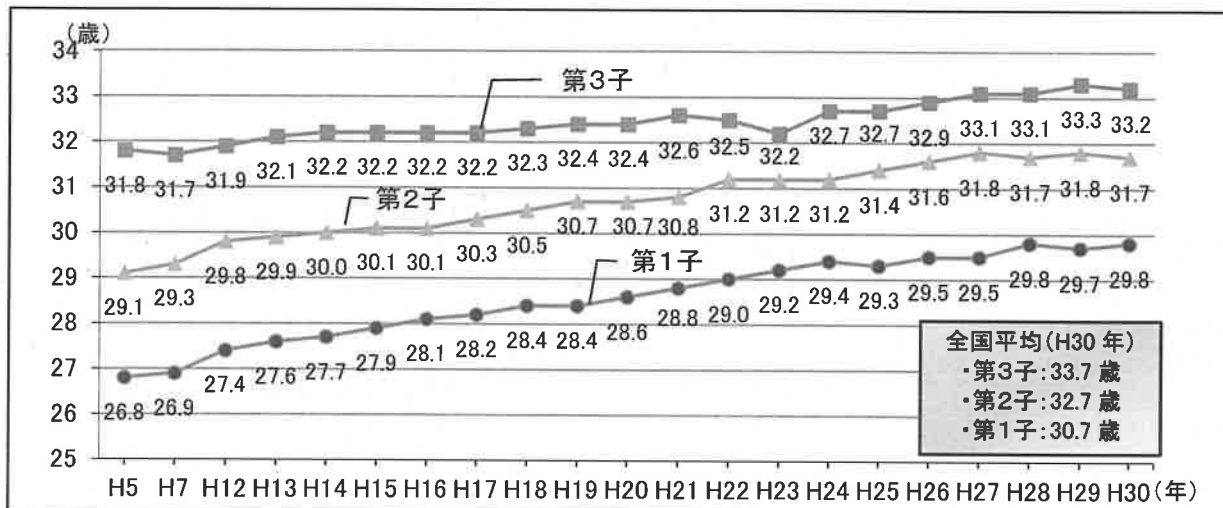


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査・独身者調査」(平成27年)

～愛媛県の平均出生時年齢は、上昇傾向（晩産化）～

本県の母親の平均出生時年齢は、初婚年齢の上昇に伴い、必然的に上昇しており、平成30年（2018年）には、第1子の出生時年齢が29.8歳で、データが残っている平成5年（1993年）の26.8歳と比較すると、3.0歳上昇し、晩産化しています。〔図12〕

図12 愛媛県の母親の平均出生時年齢の推移

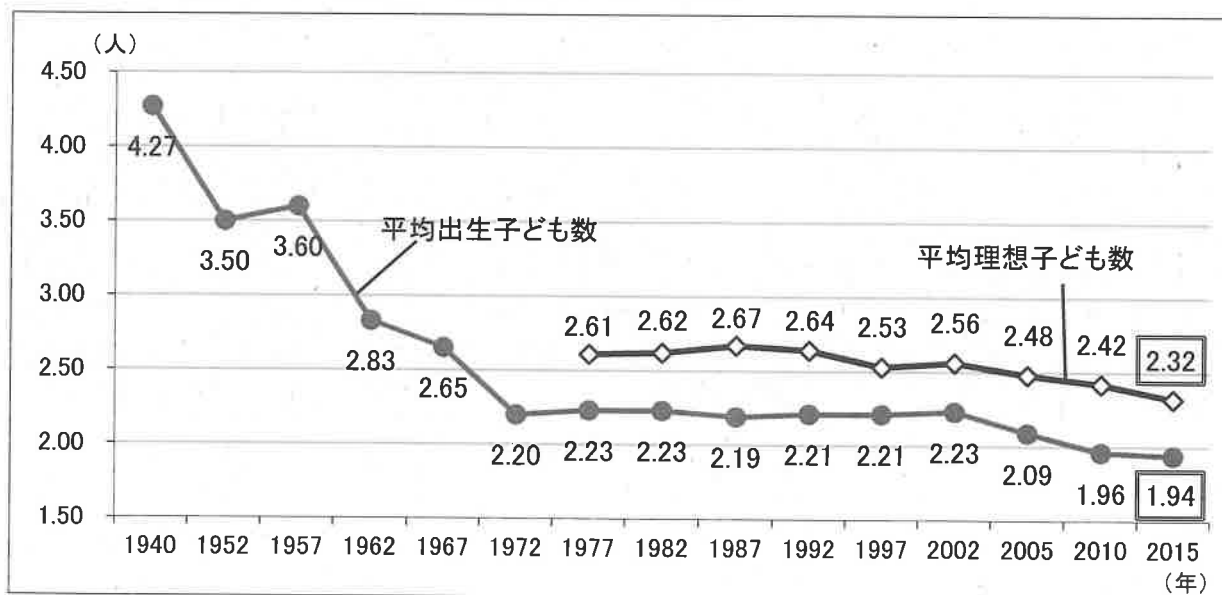


資料: 厚生労働省「人口動態統計」

～出生子ども数は、理想の子ども数を下回る～

2015年（平成27年）の全国調査によると、平均出生子ども数は、平均理想の子ども数（2.32人）を0.38人下回っており、平均すれば、概ね3人に1人の割合で「もう1人」を望んでいることが窺えます。〔図13〕

図13 平均出生子ども数と平均理想子ども数（全国）

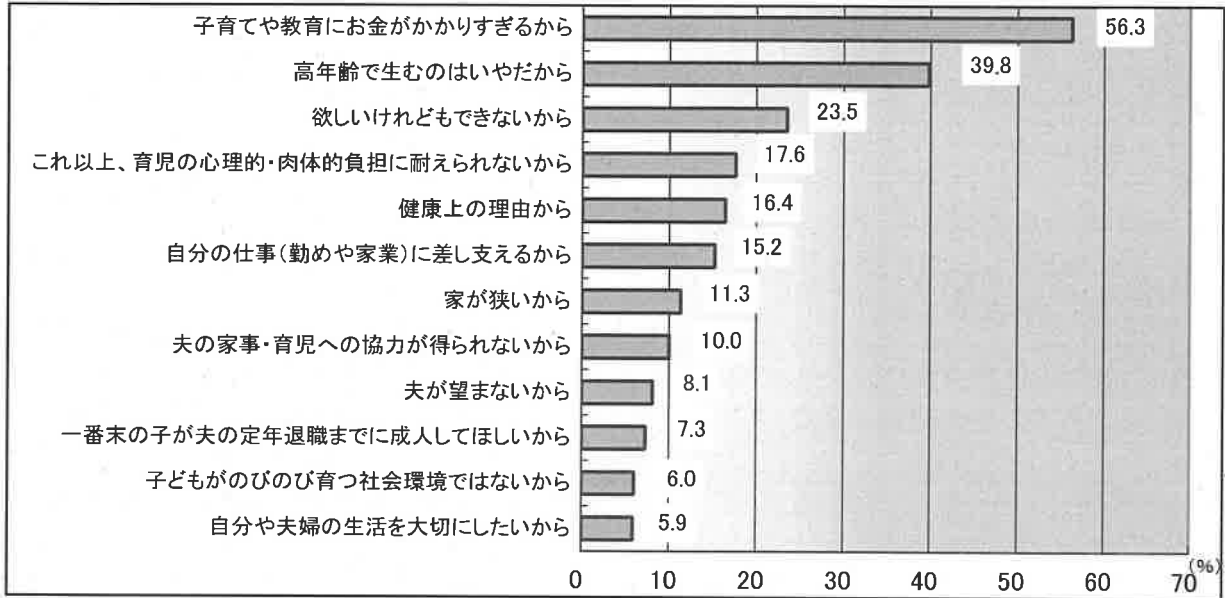


資料: 国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査(第10回～15回)、出生力調査(第1回～10回)
 注1 全国の50歳未満の妻に対する調査。
 注2 平均出生子ども数は、結婚持続期間15～19年の妻の出生子ども数の平均。

～理想の子ども数を持つことへの妨げは、経済面が最も大～

2015年（平成27年）の全国調査によると、女性が理想の子ども数を持とうとしない最も大きな理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっています。次いで、晩婚化を背景とする「高年齢で産むのはいやだから」、不妊を原因とする「欲しいけれどもできないから」などとなっています。〔図14〕

図14 女性が理想の子ども数を持とうとしない理由（全国）



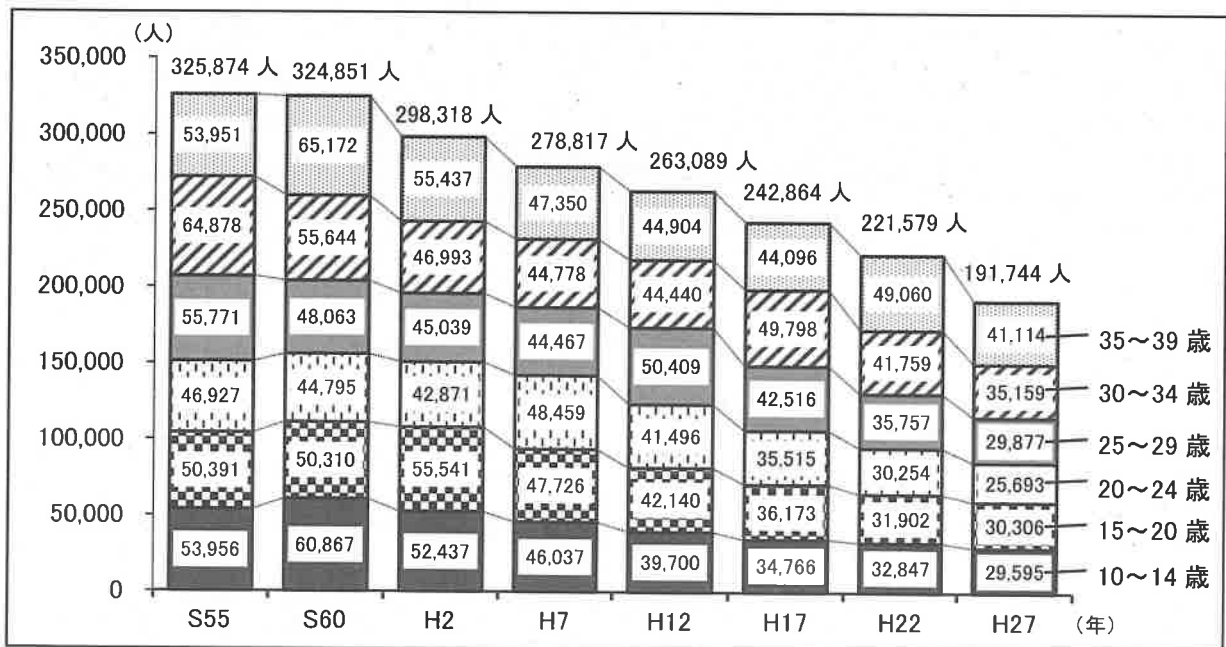
資料：国立社会保障・人口問題研究所（第15回出生動向基礎調査（平成27年））

（2）若年女性の状況

～愛媛県の10歳から39歳までの女性の人口は、減少傾向～

本県の10歳から39歳までの女性の人口は昭和55年（1980年）以降減少傾向で、平成27年（2015年）は191,744人となり、20年前の平成7年（1995年）の278,817人と比較すると、実数で87,073人、率にして31.2%減少しています。〔図15〕

図15 愛媛県の若年女性人口の推移

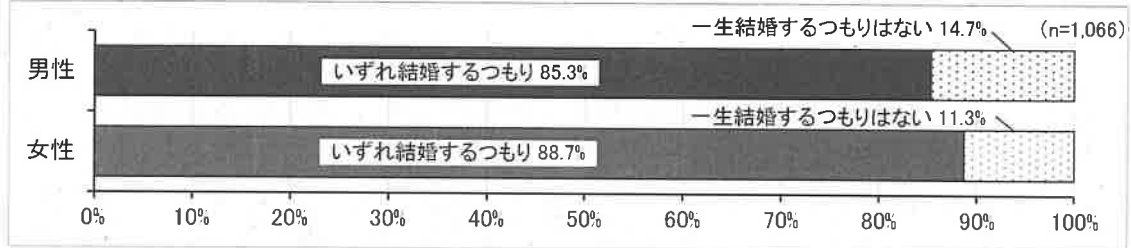


資料：総務省「国勢調査」

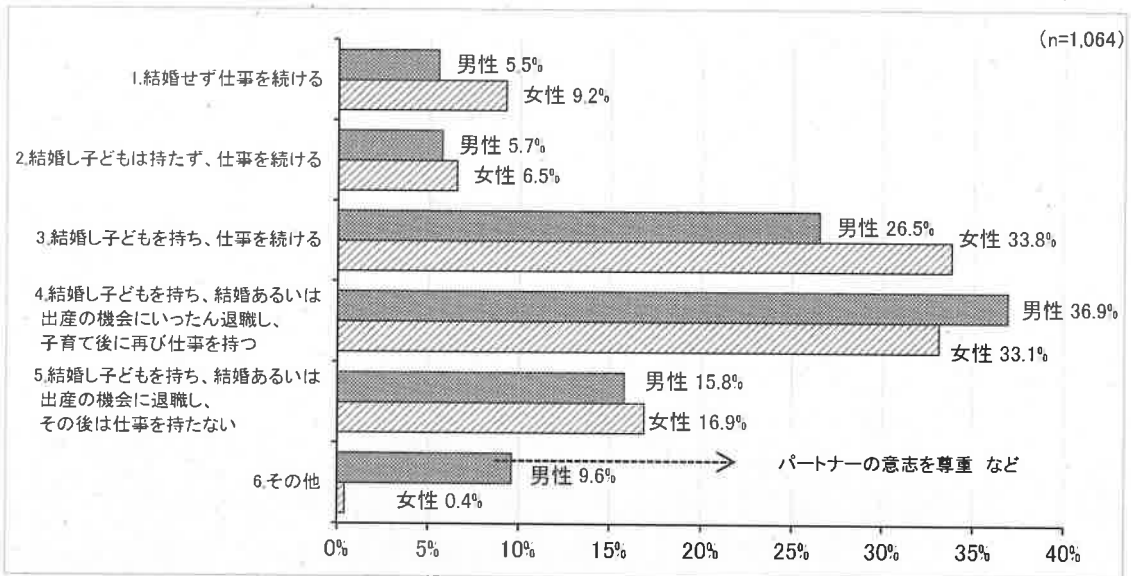
男女ともに、約9割が「いずれ結婚するつもり」と回答しています。また、女性の生き方について、「結婚し子どもを持ち、仕事を続ける」や「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」といった回答が多く得られました。

希望する子どもの人数については、「2人」が最も多く、最初の子どもを持ちたい年齢は25～29歳を中心に、次いで、女性は20～24歳、男性は30～34歳となっています。

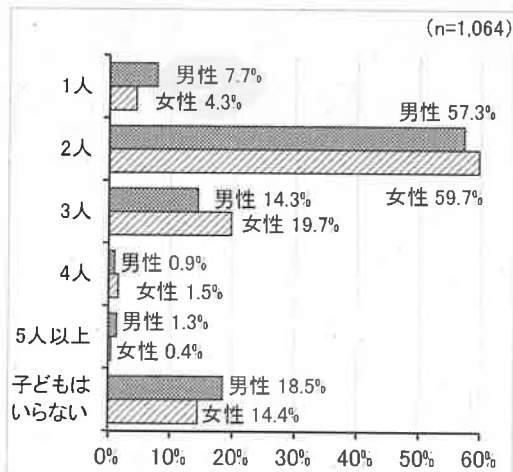
■結婚に対する考え



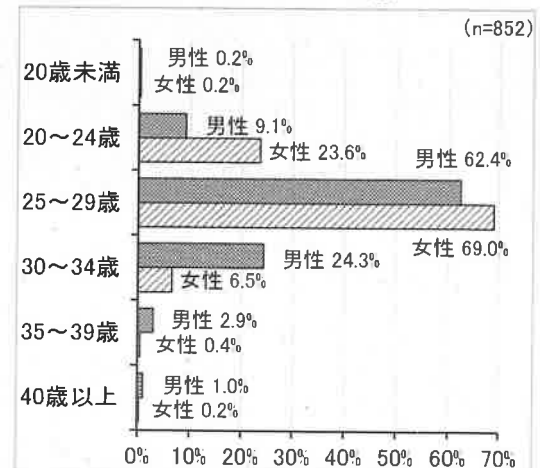
■男性がパートナーに求める結婚・働き方・子育て／女性が理想とする結婚・働き方・子育て



■希望する子どもの人数



■最初の子どもを持ちたい年齢



資料：「平成29年度えひめ結婚戦略サポート事業」アンケート結果

3 家庭の状況

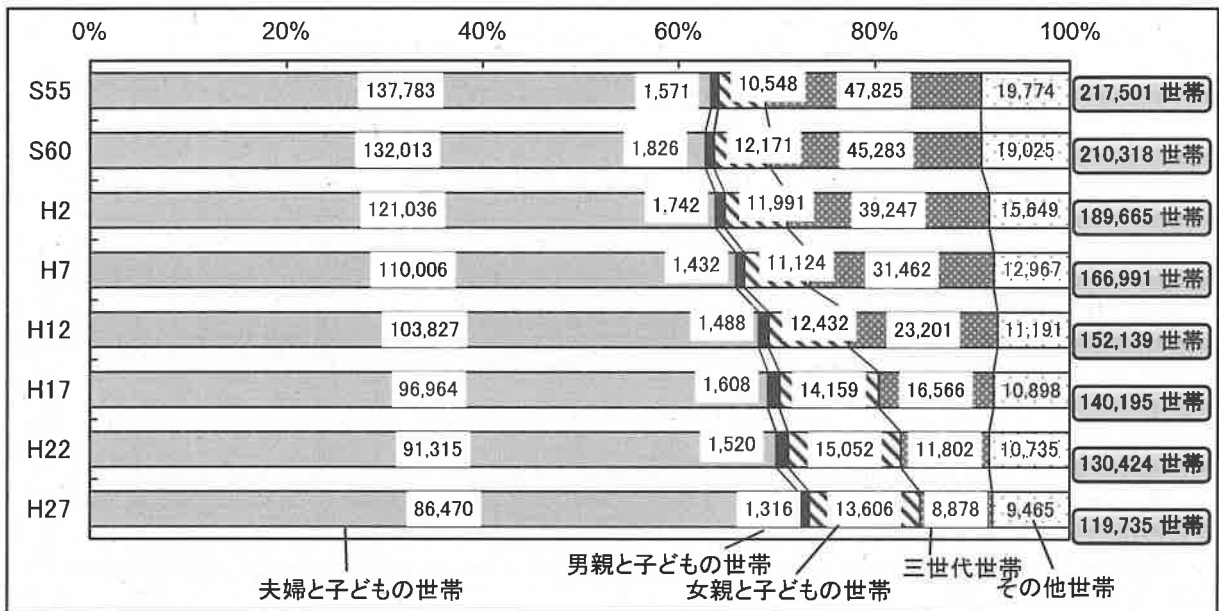
(1) 核家族化の進行

～愛媛県でも核家族化が進行～

本県の18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は、昭和55年(1980年)以降減少傾向にあります。

このうち、本県の18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯(夫婦、男親又は女親と子どもだけから成る世帯)の割合は、昭和55年(1980年)の68.9%から、平成27年(2015年)には84.7%に増えています。〔図16〕

図16 愛媛県の18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移

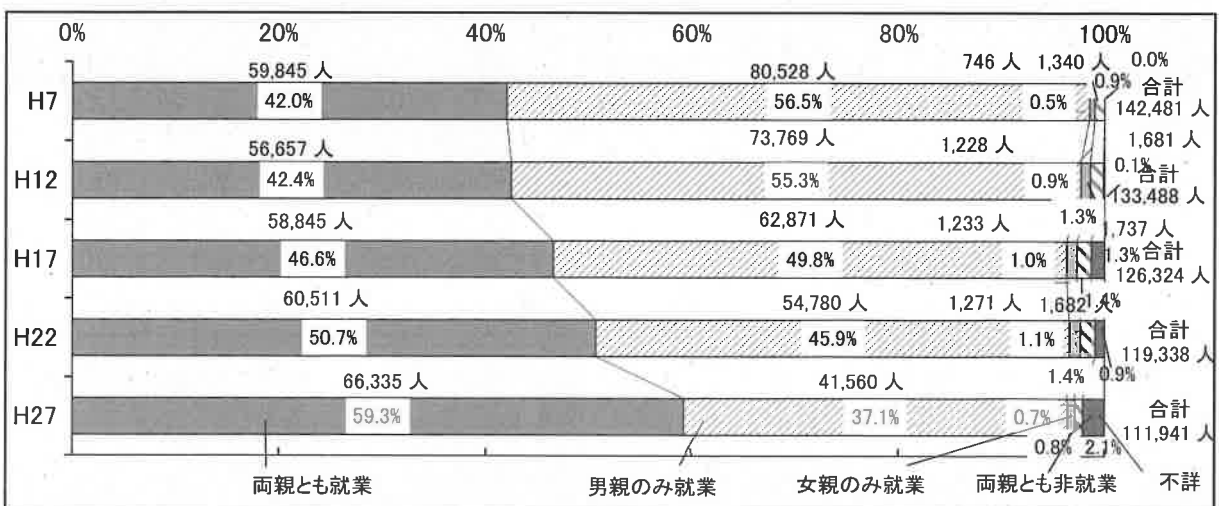


資料:総務省「国勢調査」

～愛媛県の5割の子どもの両親は、ともに就業～

本県の夫婦と子どもからなる世帯のうち、12歳以下児童からみた親の就業形態を見ると、平成22年(2010年)には両親ともに就業している割合が初めて5割を超え、その後も核家族の共働き家庭が増加しています。〔図17〕

図17 愛媛県の12歳以下児童からみた親の就業状況(夫婦と子どもからなる世帯)



資料:総務省「国勢調査」

TOPIX

～保護者の就業状況の変化（愛媛県子どもの生活実態調査の結果）～

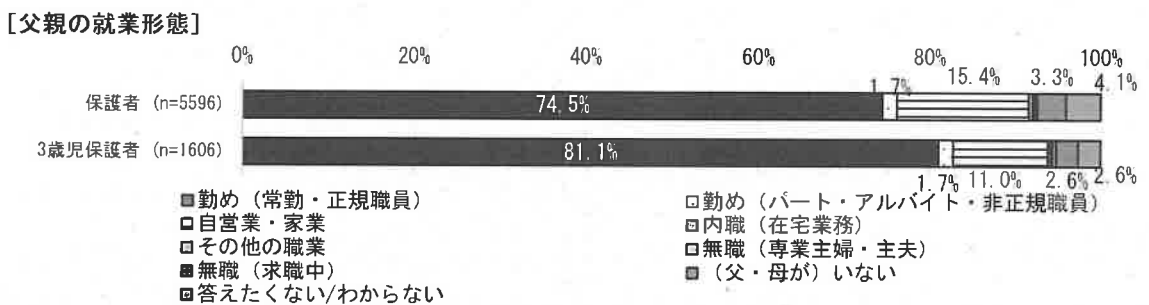
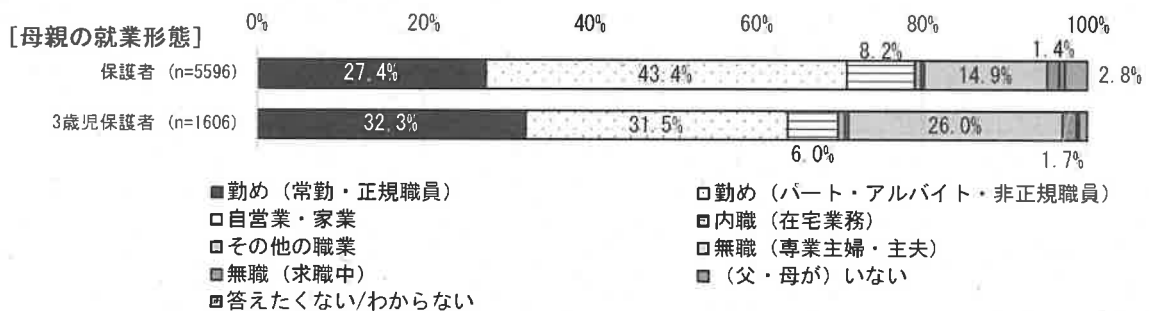
県が令和元年度に調査した結果、「母親の現在の就業状況」について、「就学児童の保護者」は「勤め（パート・アルバイト・非正規職員）」の割合が43.4%で最も高く、「3歳児保護者」は「勤め（常勤・正規職員）」が32.3%で最も高くなっています。

また、「子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化」について、「変わらない」と回答した割合は、「就学児童の保護者」全体では37.5%ですが、「3歳児保護者」は45.2%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）（25ページ 図28）では、第1子出生前に就業していた女性のうち、育児休業を利用して就業を継続した女性の割合の上昇が見られており、本県でも、同様の変化が生じていると考えられます。
（調査結果概要は、巻末173ページ以降に添付）

■現在の就業状況

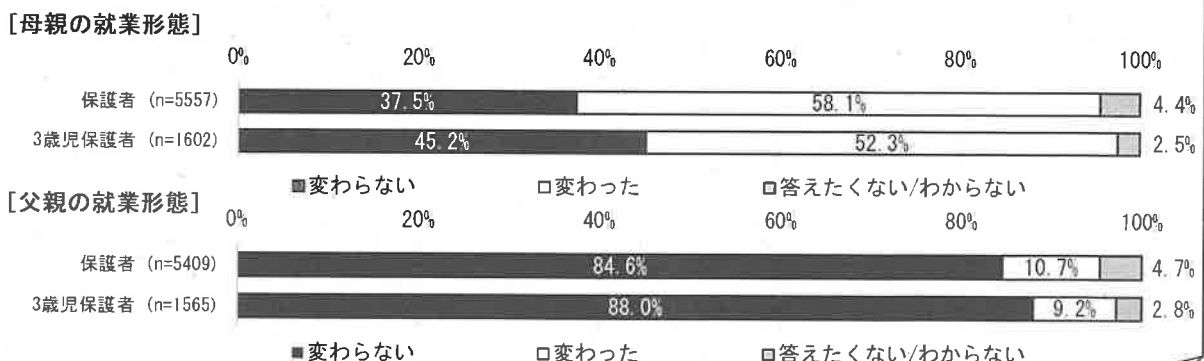
保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。



■子どもが生まれる前後での就業形態の変化

保護者 Q12 子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化：子の年齢層別

保護者 Q12 お子さんが生まれる前後で、お母さまとお父さまそれぞれの就業形態に変化がありましたか（単一回答）（産前産後休暇、育児休業の期間中を除きます。）



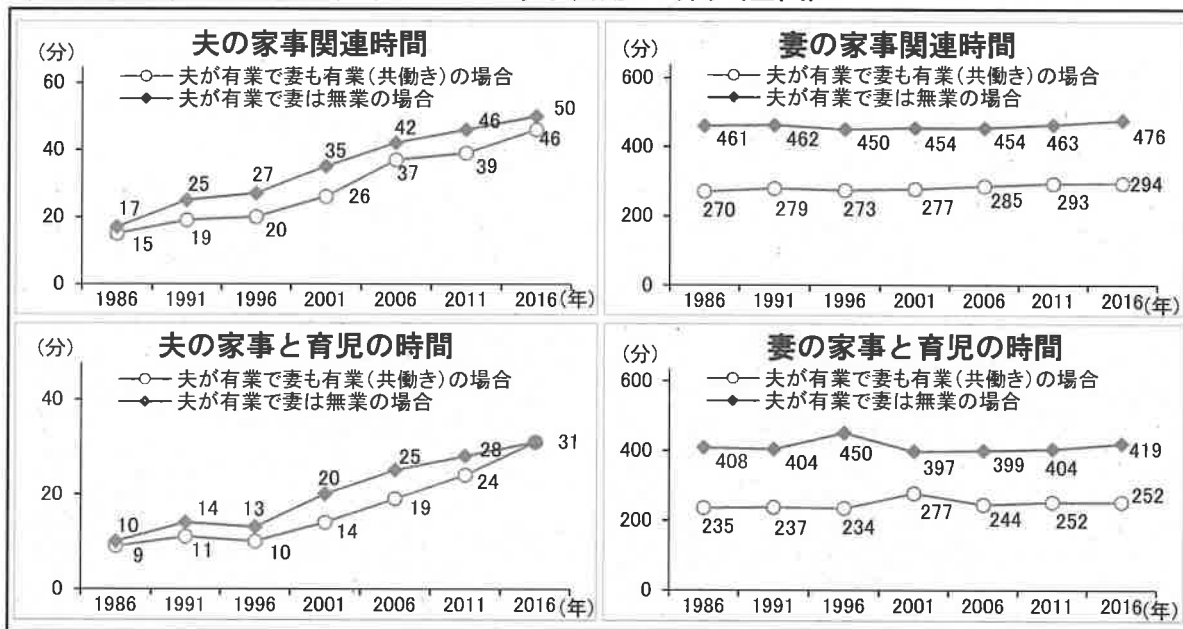
資料：「愛媛県子どもの生活実態調査」アンケート結果

(2) 男女共同参画の家庭づくり

～男女間で家事負担に大きな開き～

夫婦と子どもの世帯において、1日のうちに家事関連時間（家事、介護・看護、育児、買い物）に充てる状況をみると、夫が家事等に関わる時間は、昭和61年（1986年）以降、年々、増加傾向にあります。平成28年（2016年）には、夫が有業で妻が無業の場合は女性476分（7時間56分）、男性50分、また、共働きの場合でも女性294分（4時間54分）、男性46分と、依然として夫婦間に大きな開きがあります。〔図18〕

図18 夫婦と子どもの世帯における家事関連の時間（全国）



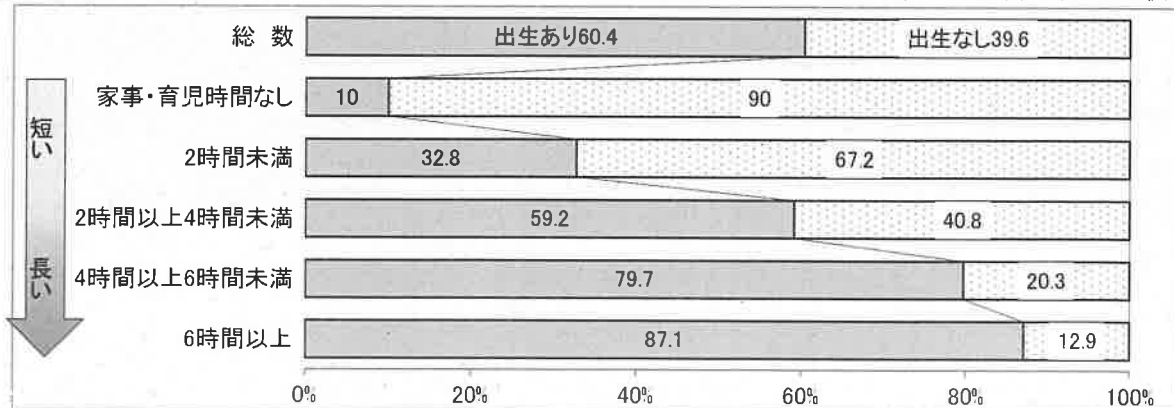
資料:総務省「社会生活基本調査」(夫婦と子どもの世帯)

TOPIX

～夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い～

国が行った調査によると、夫が家事や育児に関わる時間が長いほど、2人目以降の子どもが生まれる割合が高いという結果が出ています。

■子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの13年間の第2子以降の出生の状況



資料:厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査」(平成28年11月公表)調査期間H14～H27

注1)対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く

①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方から回答を得られた夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫

注2)家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。

注3)13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

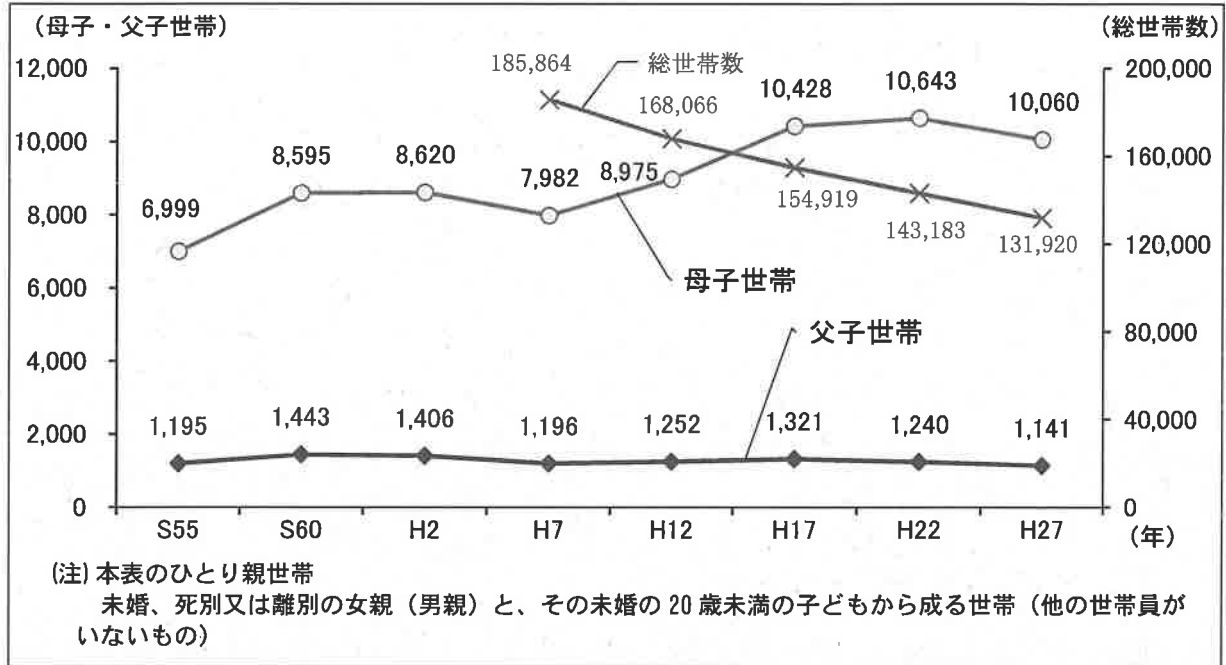
※総数には、家事・育児時間不詳を含む

(3) ひとり親世帯の置かれている状況

～愛媛県のひとり親世帯の割合は増加～

本県の20歳未満の子どもを持つ世帯数は減少している一方、父親又は母親と子どもからなるひとり親世帯については、昭和55年(1980年)の統計開始以降、増減しながらも長期的には増加傾向にあります。〔図19〕

図19 愛媛県のひとり親世帯数

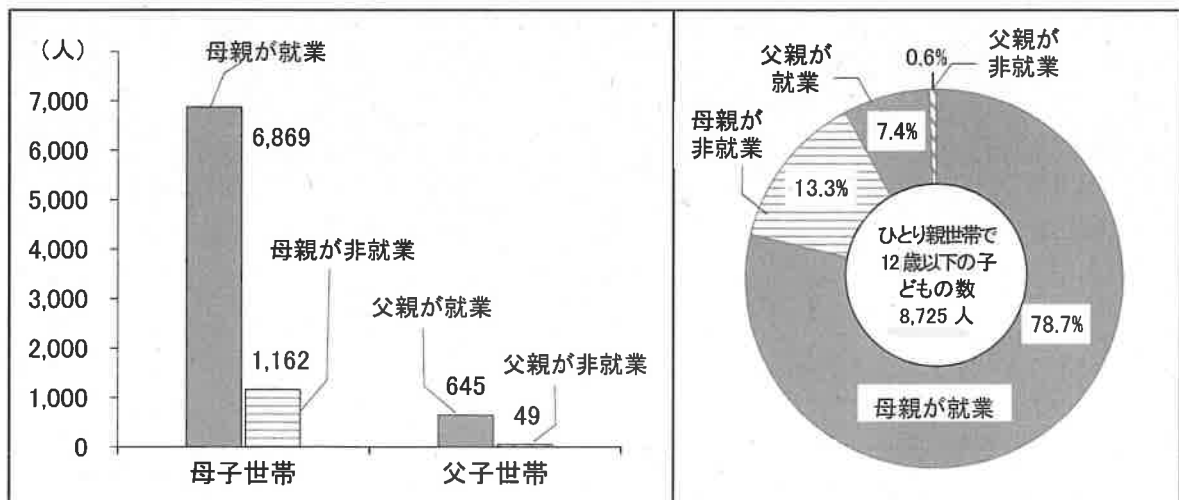


資料:総務省「国勢調査」

～愛媛県の母子世帯における12歳以下の子どもの1割強は、母親が非就業状態～

本県のひとり親世帯のうち、12歳以下の子どもからみた親の就業形態をみると、母親が非就業の世帯にいる子どもの数は1,162人(対象世帯人員の13.3%)、父親が非就業の世帯にいる子どもの数は49人(同0.6%)です。〔図20〕

図20 愛媛県の12歳以下の子どもからみたひとり親の就業状況(母子世帯、父子世帯)



資料:総務省「平成27年国勢調査」

4 就労の状況

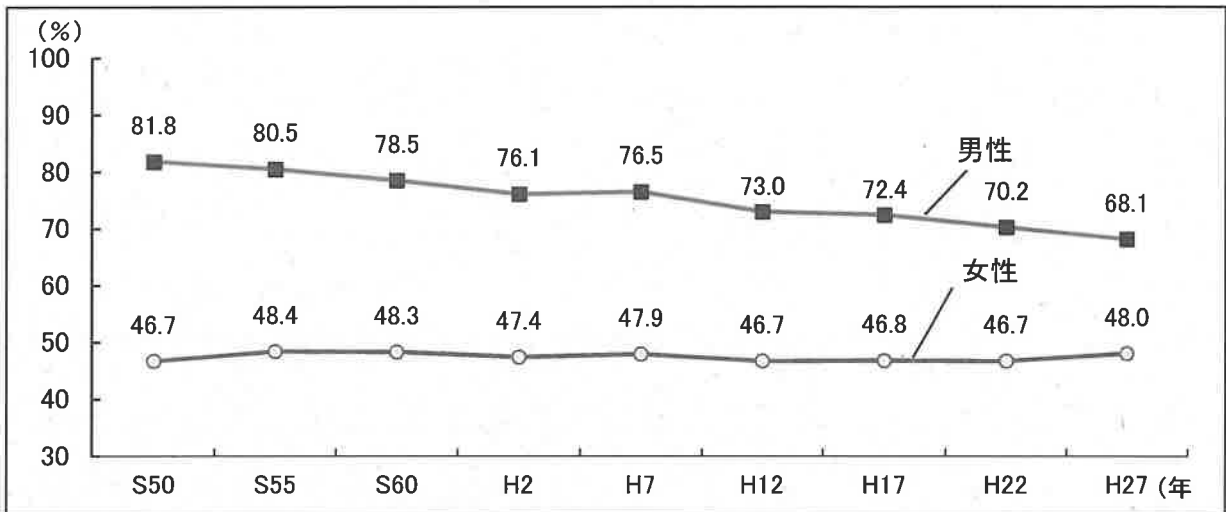
(1) 労働力

～愛媛県の女性の労働力率は、30代前半に低下するM字型が緩和傾向～

本県の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を男女別にみると、昭和50年（1975年）以降、長期的には男性労働力率が緩やかな低下傾向を示しているのに対し、女性労働力率は概ね横ばいで推移しています。〔図21〕

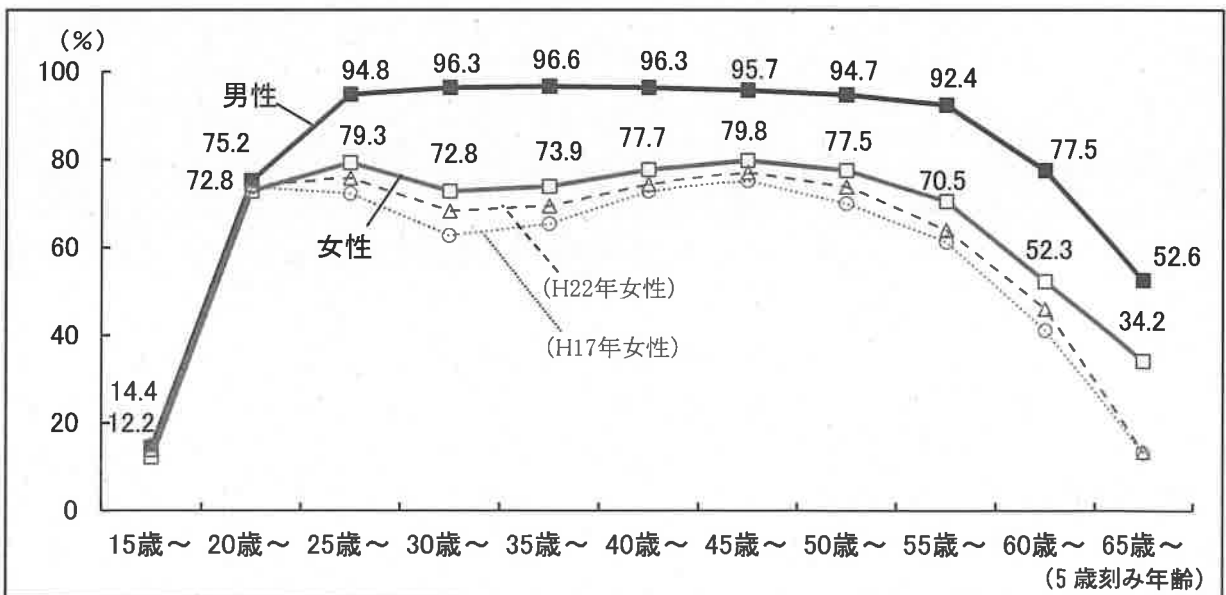
女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていますが、近年は、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。〔図22〕

図21 愛媛県の労働力率の推移（男女別）



資料：総務省「国勢調査」

図22 愛媛県の平成27年の男女・年齢階級別労働力率



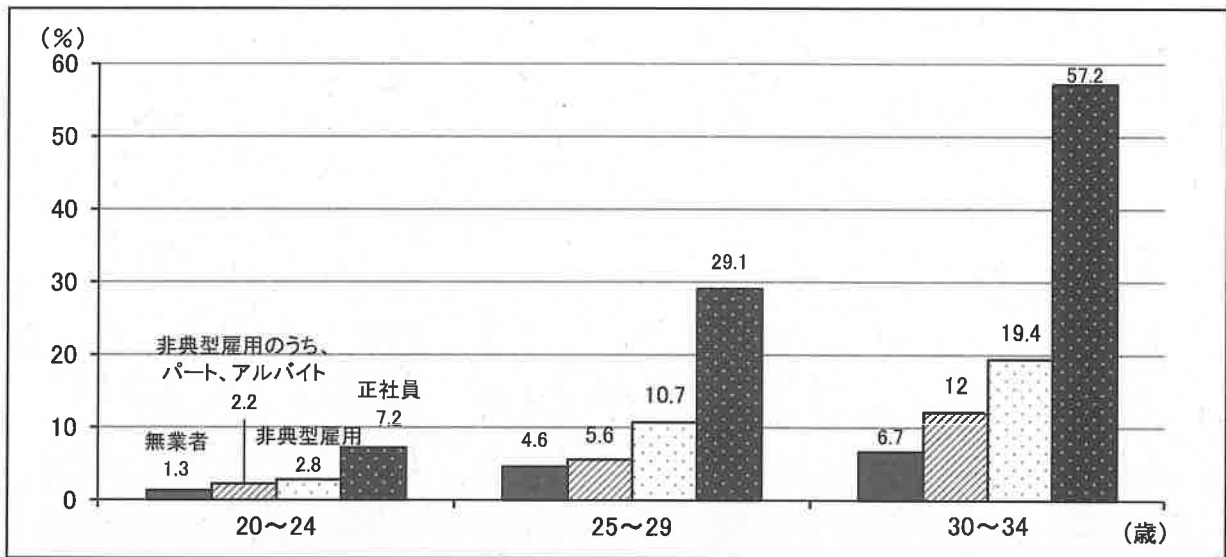
資料：総務省「平成27年国勢調査」

(2) 就業形態と婚姻の状況

～就業形態などによる家族形成状況の違い～

全国調査では、非典型雇用者（正社員以外の働き方をする雇用形態）の有配偶率は低く、30～34歳の男性においては、非典型雇用者の有配偶率は正社員の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持つ人割合が大きく異なっていることが窺えます。〔図 23〕

図 23 就労形態別配偶者のいる割合（全国・男性）



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状（2019年）」

(3) 新規学卒者の離職状況

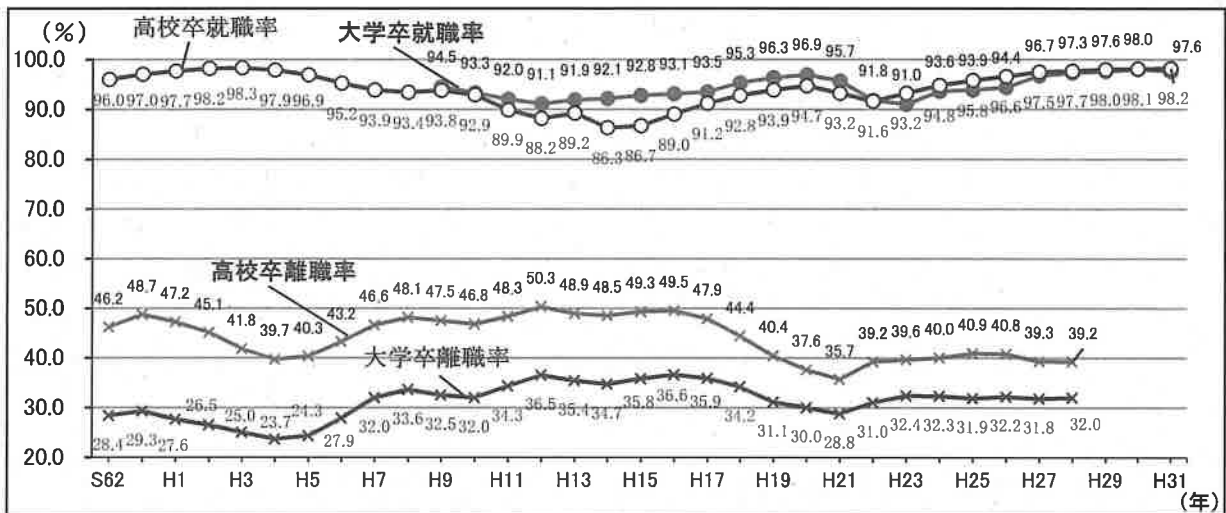
～新規学卒者の3割以上は就職後3年以内に離職～

全国調査によると、高校新卒者及び大学新卒者の就職率は概ね8～9割で推移している一方、高校新卒者の3～5割と大学新卒者の3～4割は、就職後3年以内に離職しています。〔図24〕

また、就職後の3年以内離職率を年数別で見ると、1年目での離職が最も多く、次いで、2年目、3年目となっています。〔図25〕

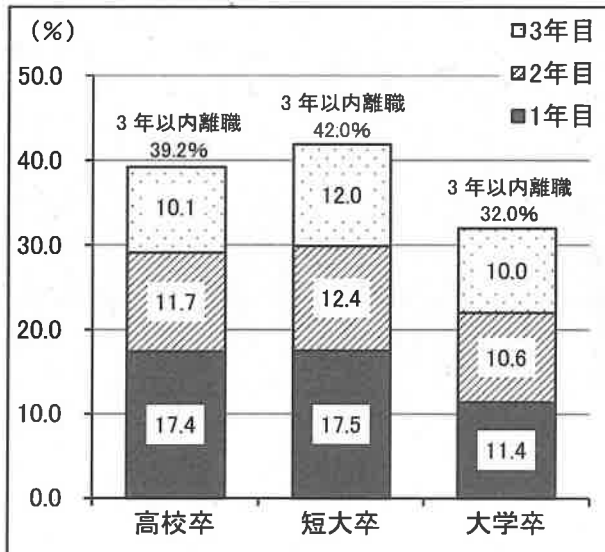
なお、34歳以下の若年者の離職理由は、「労働時間・休日・休暇の条件が悪くなった」が最も多く、次いで「仕事が自分に合わない」となっています。〔図25〕

図24 新規学卒者就職率と就職後3年以内離職率（全国）



資料：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況（平成28年3月卒業者の状況ほか）」

図25 学歴別就職後3年以内離職率（年数別）（全国）



資料：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況（平成28年3月卒業者の状況）」

(参考) 若年労働者の初めて勤務した会社をやめた主な理由

離職理由	高校卒 (%)	大学卒 (%)
仕事が自分に合わない	19	19.7
自分の技能・能力が活かされなかった	6.6	10.1
責任のある仕事を任せられなかった	1.4	2
ノルマや責任が重すぎた	9.3	14.1
会社に将来性がない	11.6	13.9
賃金の条件が悪くなった	17.9	16.4
労働時間・休日・休暇の条件が悪くなった	20.3	25.3
人間関係が悪くなった	19.6	15.5
不安定な雇用状態が嫌だった	9.3	6.9
健康上の理由	7	9.5
結婚、子育てのため	10.3	8.7
介護、看護のため	0.5	1.6
独立して事業を始めるため	0.4	1
家業をつぐ又は手伝うため	0.8	1.6
1つの会社に長く勤務する気がなかったため	4.6	2.9
倒産、整理解雇又は希望退職に応じたため	5	4
雇用期間の満了・雇止め	3.8	5.6
その他	17.6	16.7
不明	8.7	10.6

※複数回答

資料：平成25年度若年者雇用実態調査

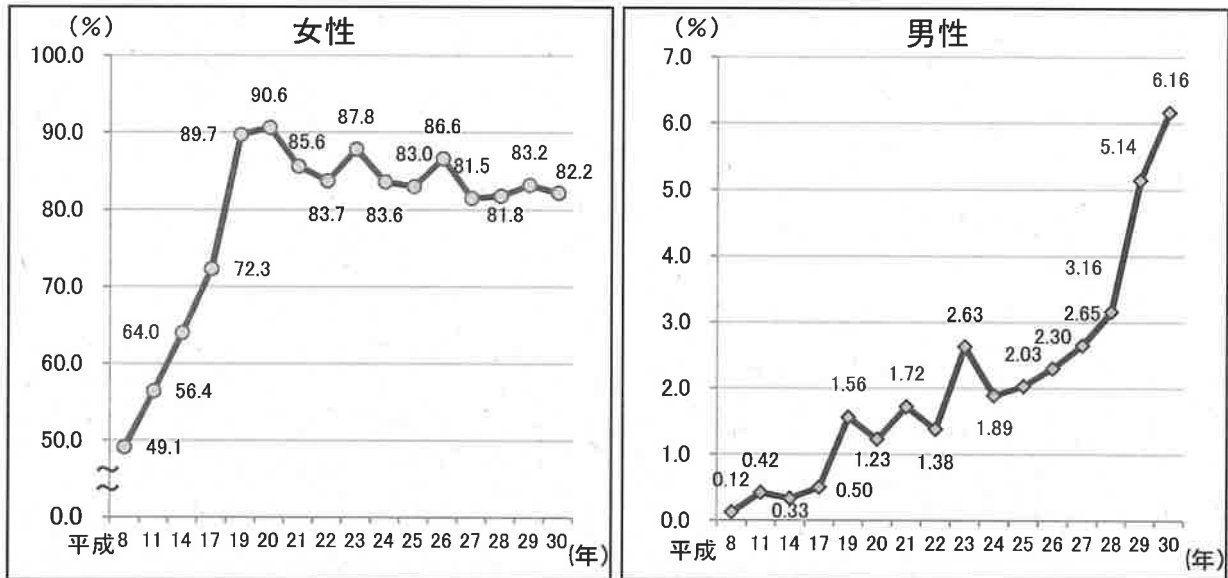
(4) 仕事と家庭の両立をめぐる状況

～男性の育児休業取得率は、低い水準で推移～

全国の育児休業取得率は、平成19年（2007年）以降、女性で8割を上回っている一方、男性は上昇傾向にあるものの、1割に満たない状況です。〔図26〕

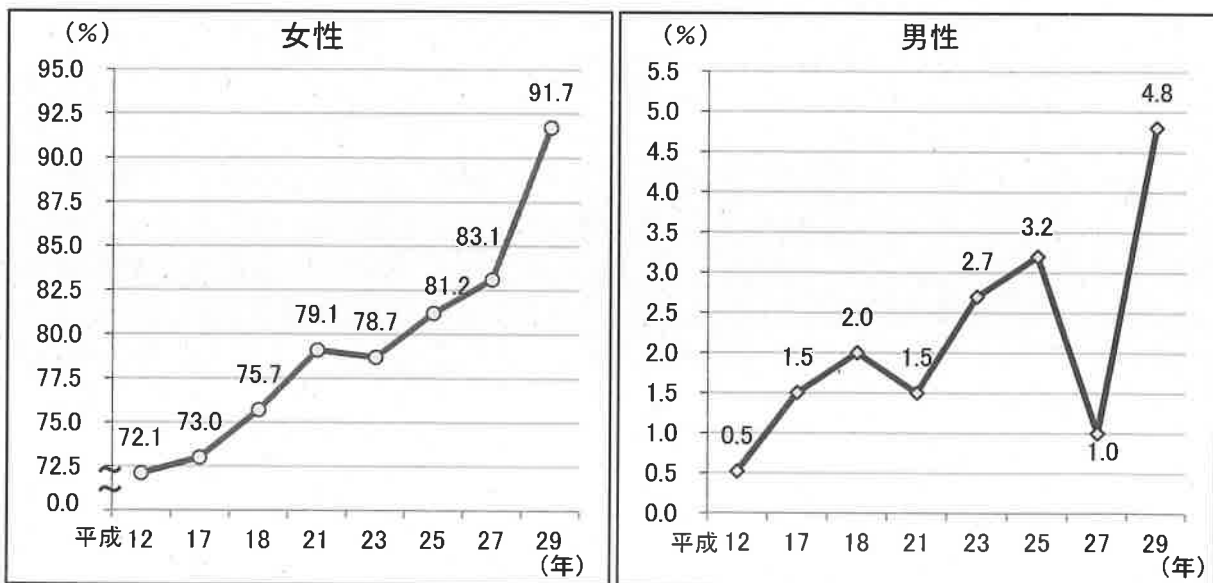
本県でも、女性の取得率は上昇していますが、男性は、全国と同様、その割合は低調です。〔図27〕

図26 全国の育児休業取得率



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

図27 愛媛県の育児休業取得率



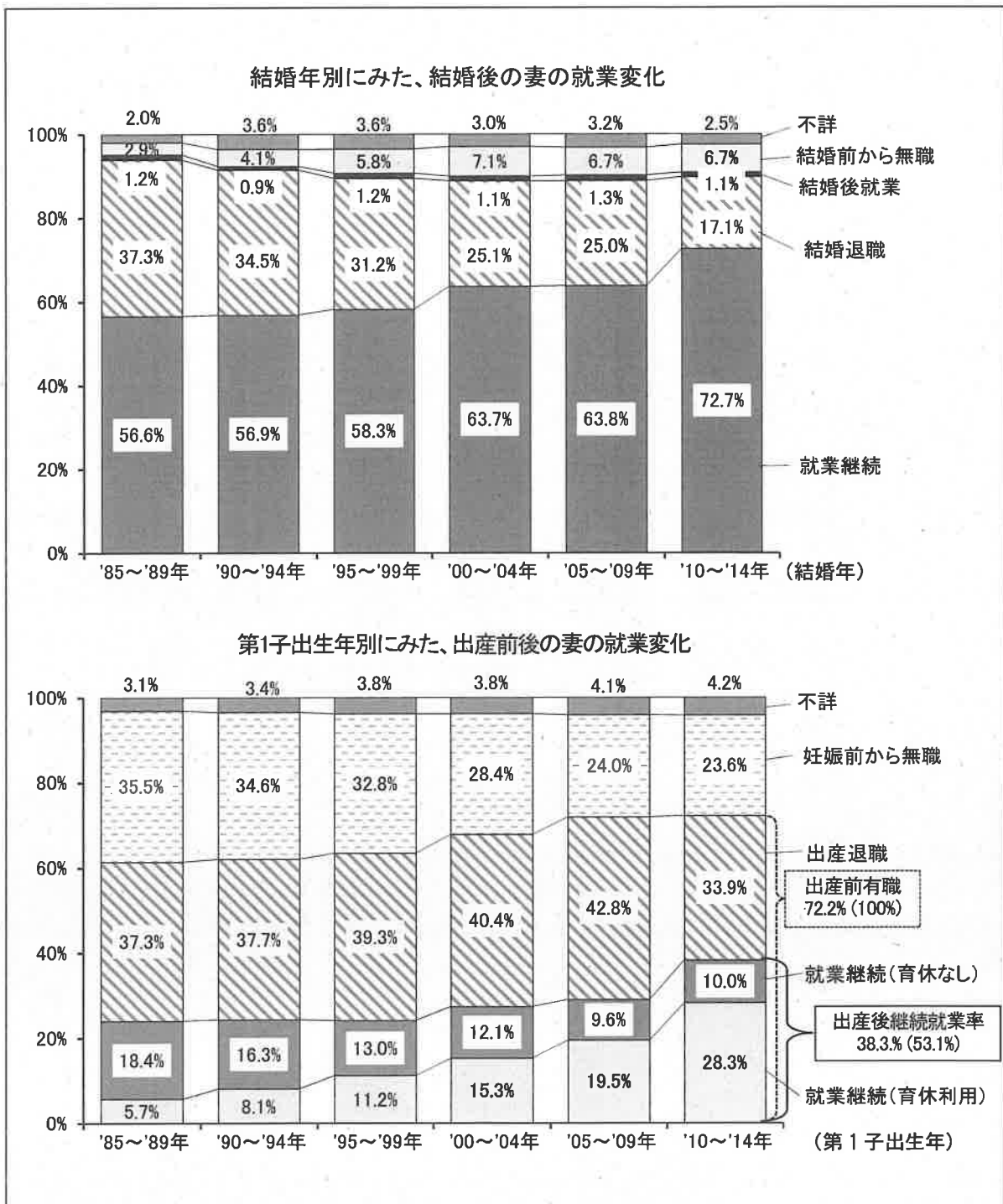
資料：愛媛県「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

～ライフスタイルの多様化により結婚や出産時の妻の就業状態も変化～

全国調査によると、結婚後も就業を継続する妻の割合は6～7割で推移しており、結婚退職の割合は減少傾向です。

また、第1子出産時における妻の就業変化をみると、育児休業取得率は上昇しているものの、出産前有職者のうち5割が出産退職しており、育児と仕事の両立を行うには依然として様々な課題があります。〔図28〕

図28 結婚や出産期における妻の就業変化（全国）

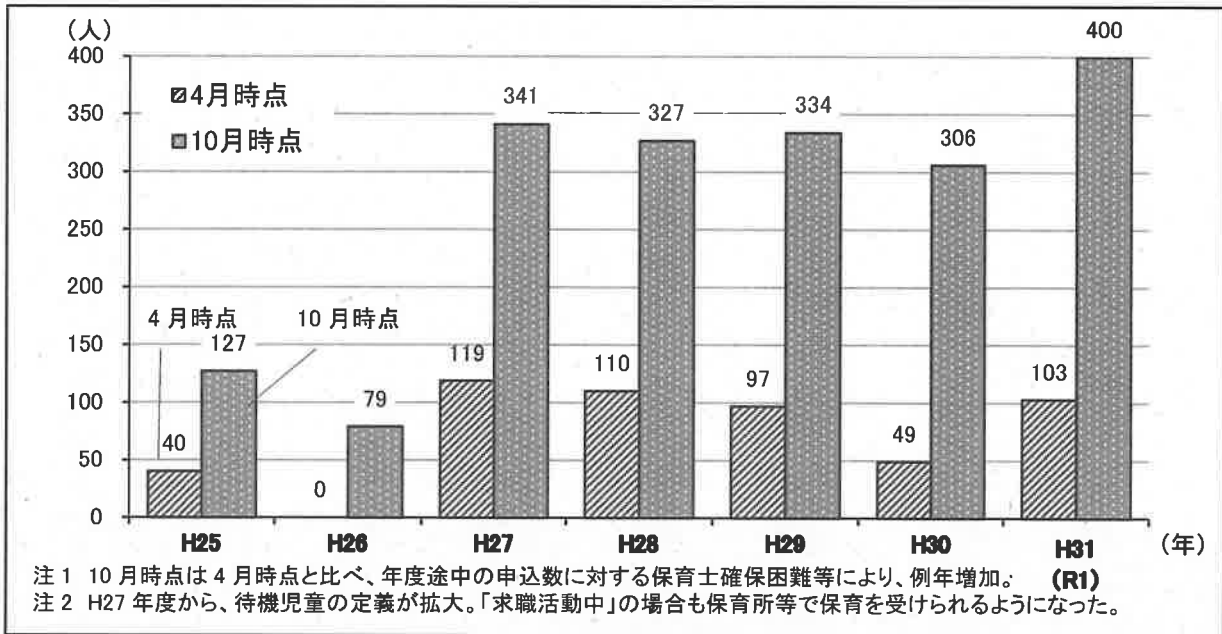


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

～愛媛県の待機児童の状況～

本県の保育所等における待機児童は、令和元年（2019年）4月時点で103人となっています。〔図29〕

図29 愛媛県の待機児童数（保育所等）



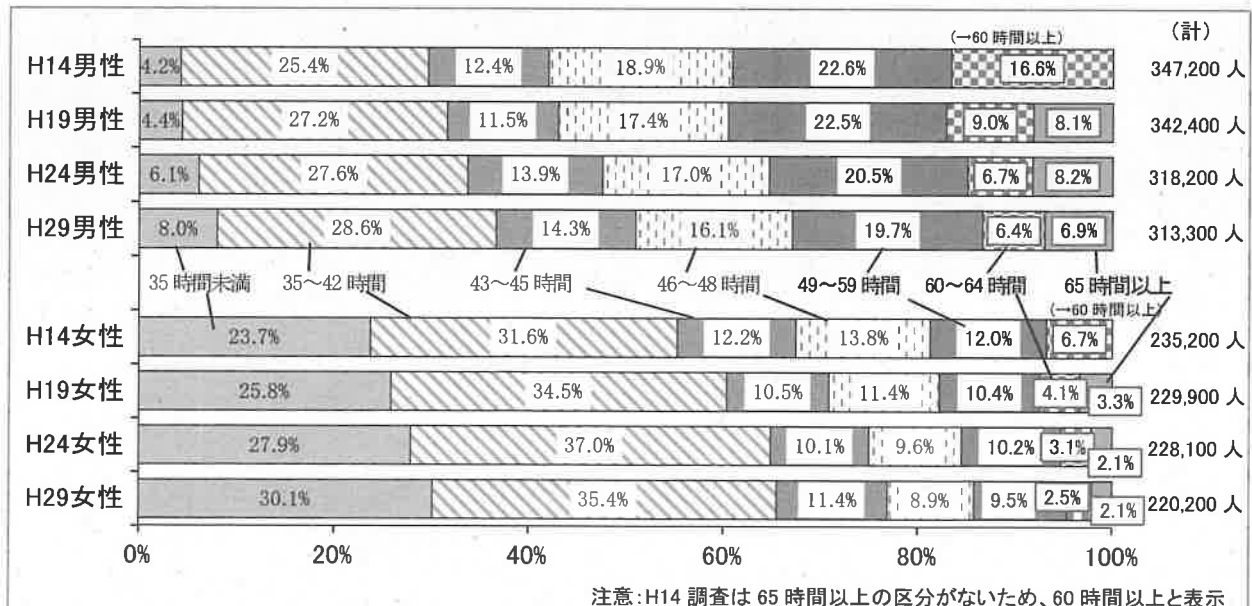
資料：厚生労働省「保育所等の待機児童数の状況について」

～愛媛県の就業時間は男女ともに減少傾向～

本県の平成14年と平成29年の週間就業時間を比較すると、男女ともに49時間以上の長時間労働時間の割合は減少しています。

平成29年（2017年）の男女別で比較すると、49時間以上の就業時間の割合は男性が33.0%であるのに対して、女性は14.1%となっており、男性の就業時間が長くなっています。〔図30〕

図30 愛媛県の男女別週間就業時間数の割合（年間就業日数200日以上）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成14年、20年、24年、29年）

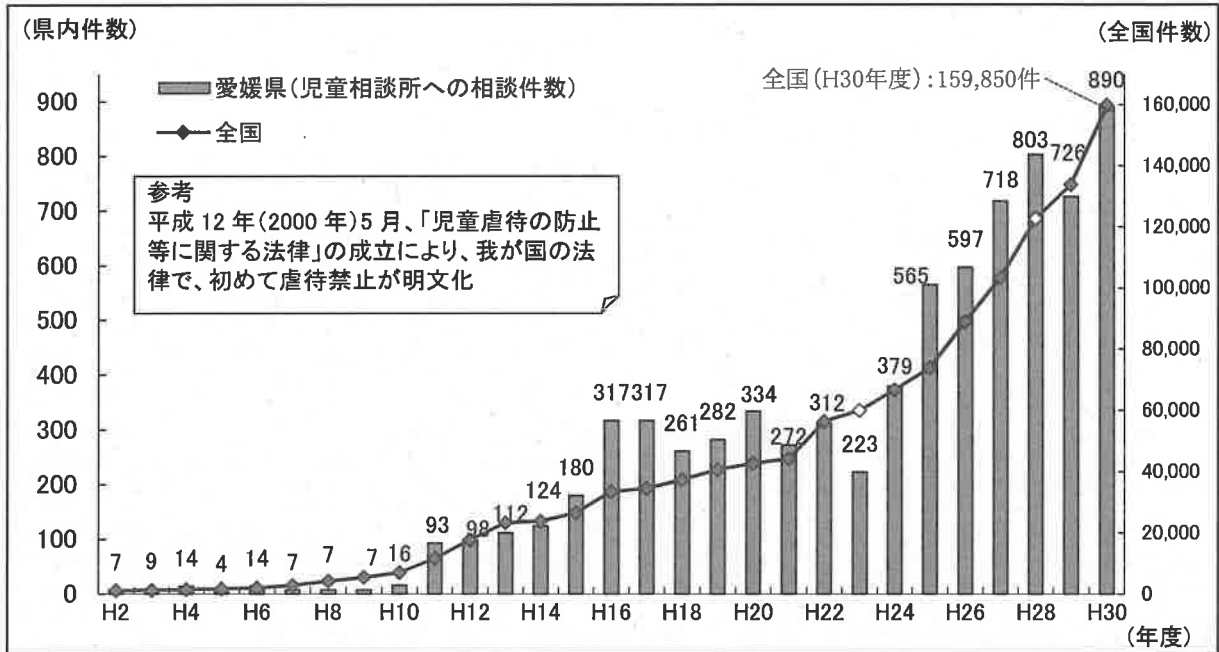
5 子どもをめぐる問題

(1) 児童虐待の現状

愛媛県内3か所の児童相談所で対応している養護相談のうち、虐待に関する相談は近年急速に増加しています。〔図31〕

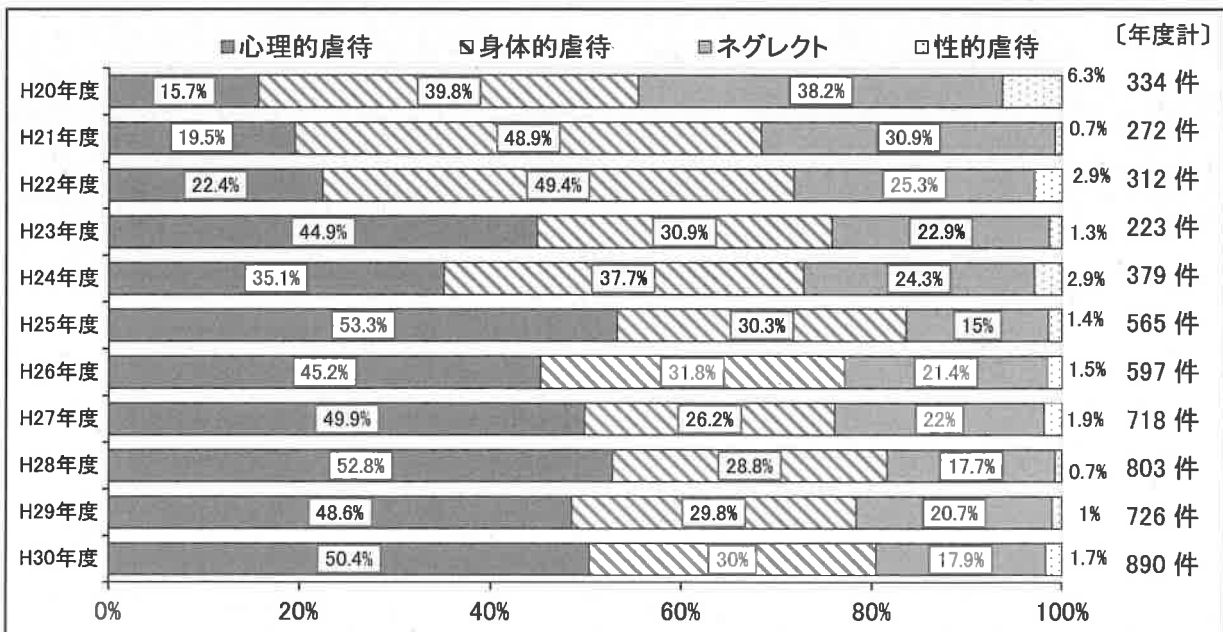
子どもへの虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及びネグレクト（保護の怠慢又は拒否）の4つのタイプに分類され、平成30年度（2018年度）は、心理的虐待が50.4%と半数以上を占めています。〔図32〕

図31 養護相談のうち虐待に関する相談件数の推移



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

図32 愛媛県の児童虐待に関する相談件数の内訳の推移

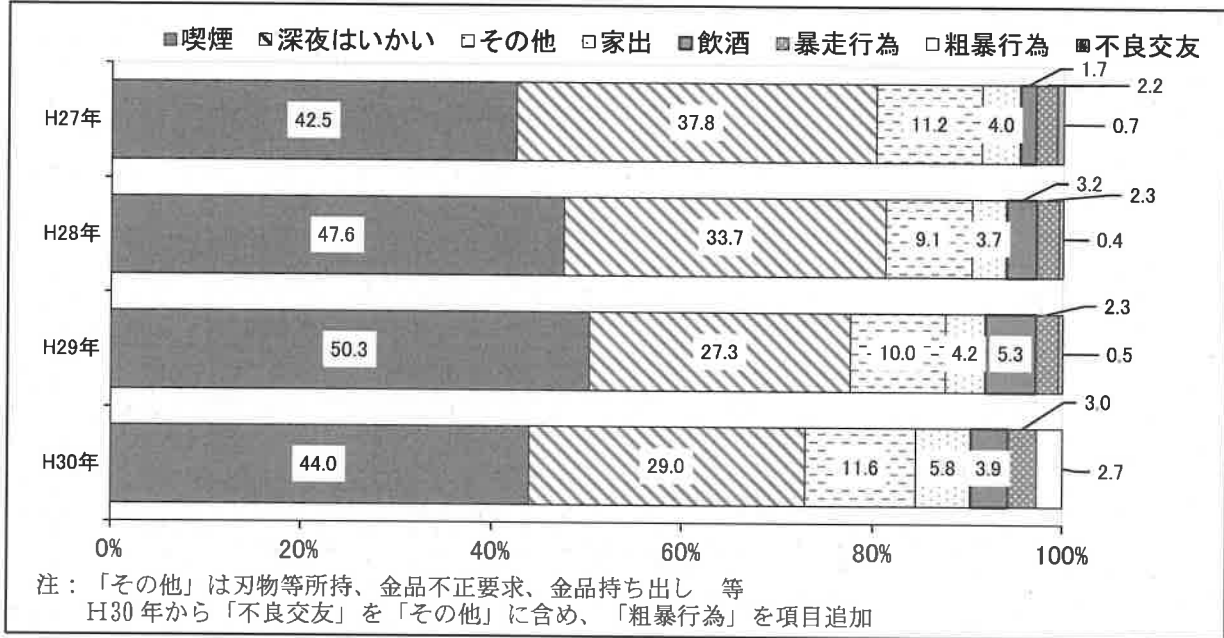


資料:県子育て支援課調べ

(2) 不良行為少年の現状

本県の不良行為少年の補導人員は、補導活動の強化や少年の行動形態の変化等により、近年、減少傾向にあります。少年非行の入口と言われる「深夜はいかい」や「喫煙」で補導される少年が、依然として多くなっています。家庭や地域社会の教育機能の低下等により、少年が居場所を見出せず孤立している現状があります。〔図 33〕

図 33 愛媛県の不良行為少年（20歳未満）の補導状況



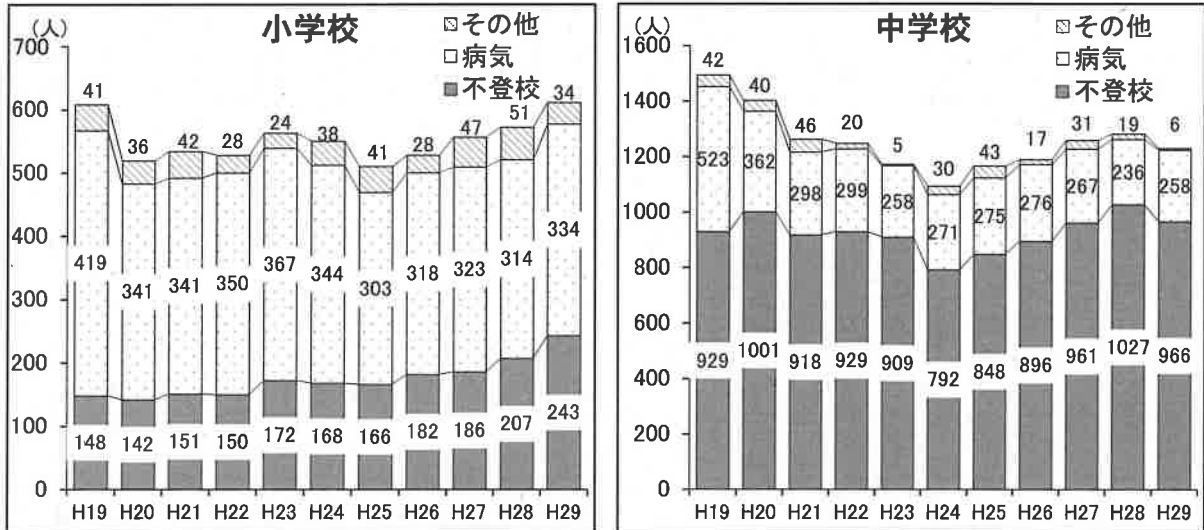
資料：県警察本部「少年非行の概況」を基に作成

(3) 不登校やいじめなどの現状

～愛媛県の不登校生徒の状況～

本県の児童生徒で、30 日以上の長期欠席者のうち、不登校を理由としたものは、平成 29 年度（2017 年度）は小学校 243 人、中学校 966 人です。〔図 34〕

図 34 愛媛県内の児童生徒の長期欠席者 (30 日以上欠席)



※中学校は、H17～H26 年度までは中等教育学校(前期課程)を含まない。

H27～H29 年度までは中等教育学校(前期課程)を含む。

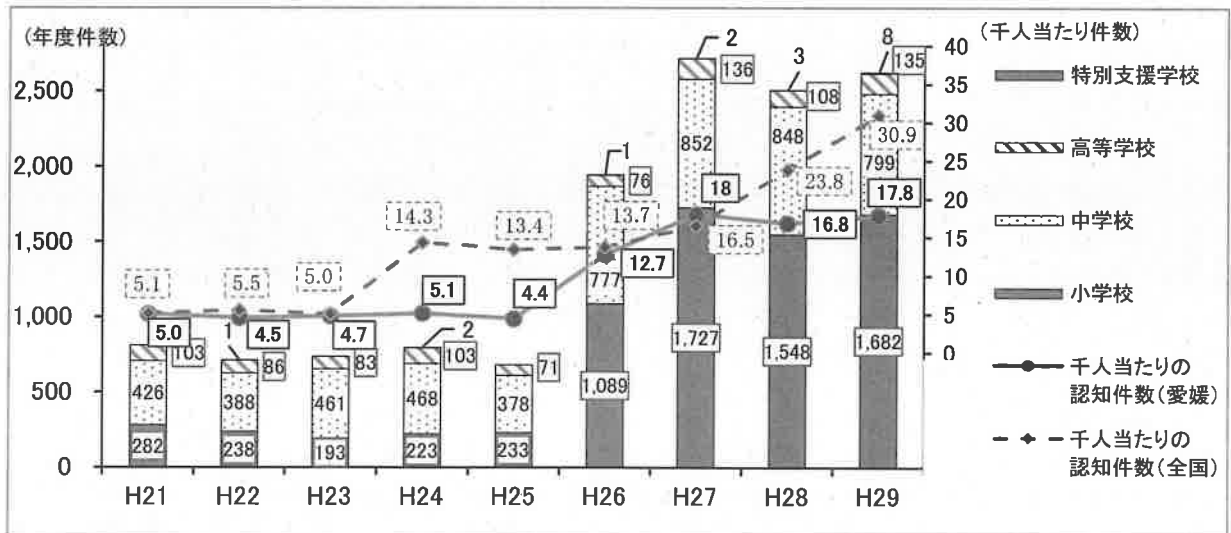
※小中学校いずれも国公立を含む。

資料: 文部科学省「学校基本調査」、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

～愛媛県のいじめの現状～

本県のいじめの認知件数は、平成 29 年度（2017 年度）は 2,624 件、児童生徒 1,000 人あたりの件数は 17.8 件となっています。〔図 35〕

図 35 愛媛県内のいじめの認知件数



※H26 年度から、文部科学省においていじめの認知に関する考え方を見直し

資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

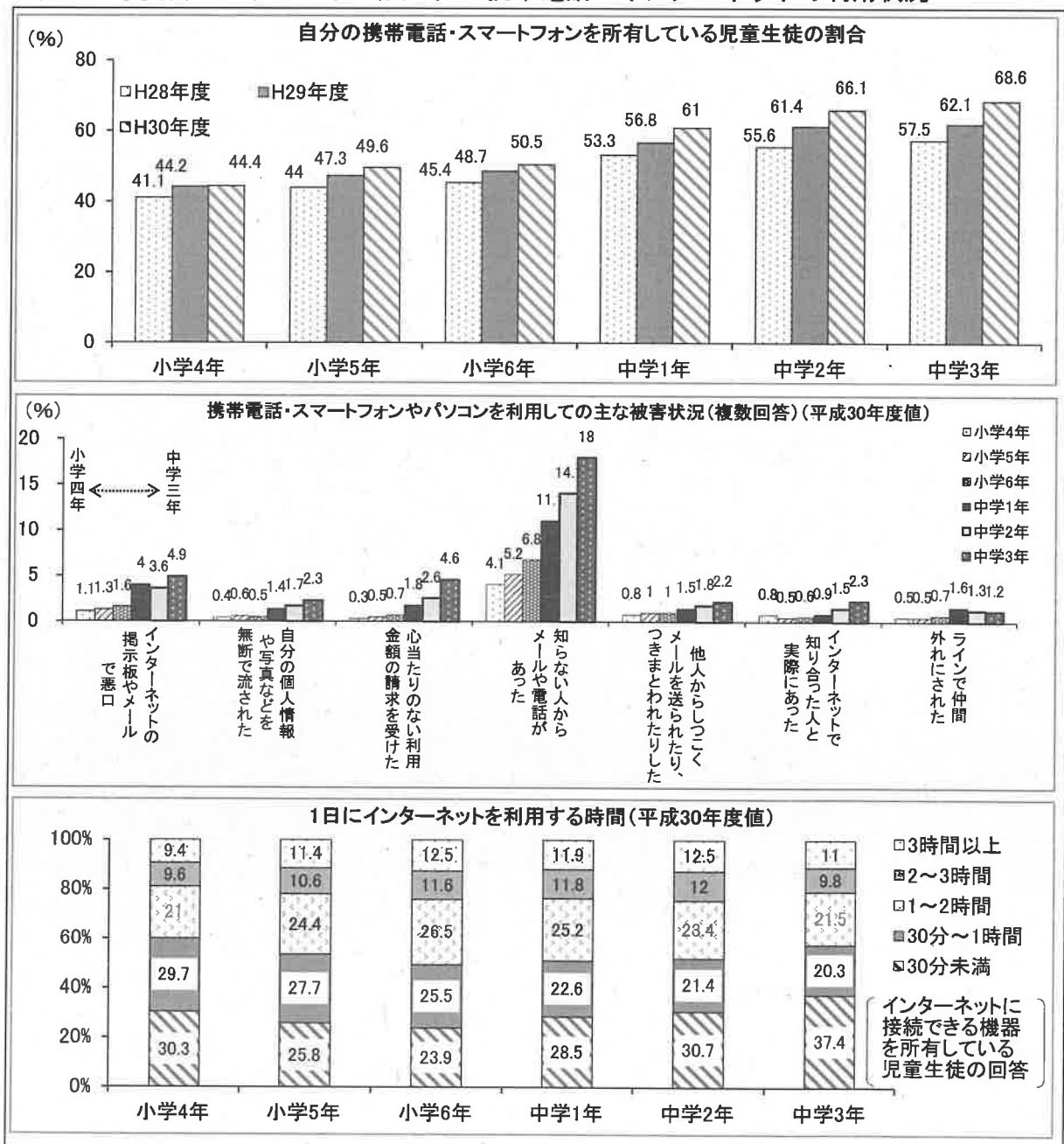
～子どものインターネット等の利用状況～

本県の公立の小学4、5、6年生及び中学生を対象に実施した調査によると、携帯電話（スマートフォン含む）を所有している児童生徒の割合は、学年が上がるにつれて高くなっています。

また、携帯電話やパソコンを利用して、インターネット上に悪口を書かれた、知らない人からメールが送られてきたなど、何らかの被害にあう事例も見られます。〔図36〕

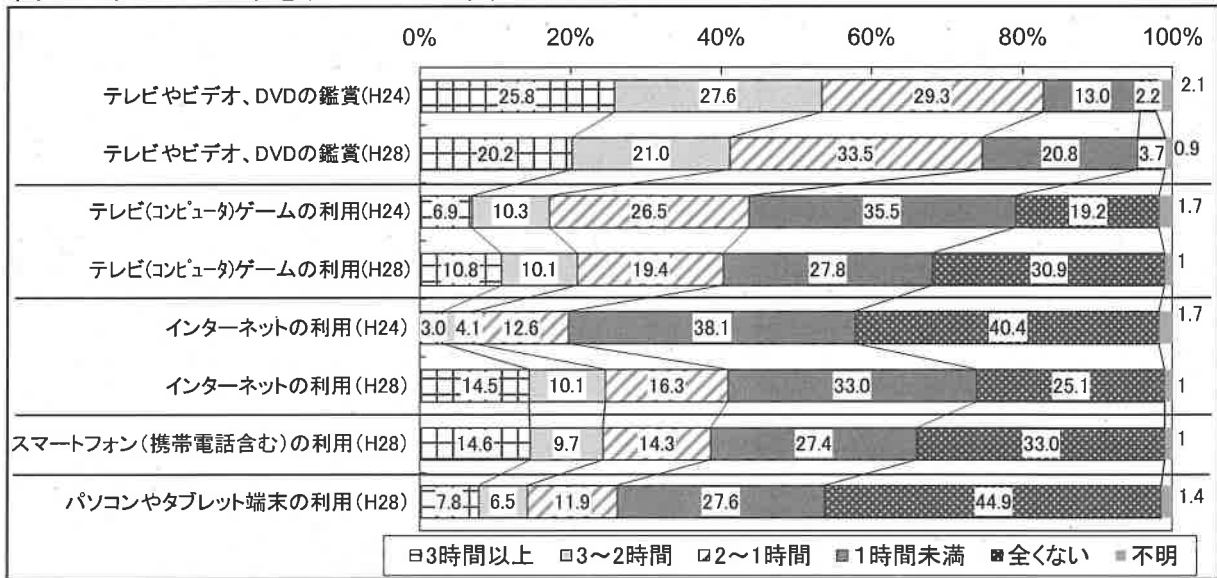
このほか、インターネットを1日に2時間以上利用する割合は、本県では、平成30年度（2018年度）は2割程度となっており、全国調査の結果では、テレビ（コンピュータ）ゲームやインターネット等に長時間費やす割合が増加しています。〔図36、37〕

図36 愛媛県内の児童生徒（公立）の携帯電話・インターネットの利用状況



資料:県教育委員会「携帯電話・インターネット等に関する調査(H30)」

図 37 テレビや携帯電話、インターネット等に費やす時間 (全国・小学4年、5年、6年、中学2年の平均)

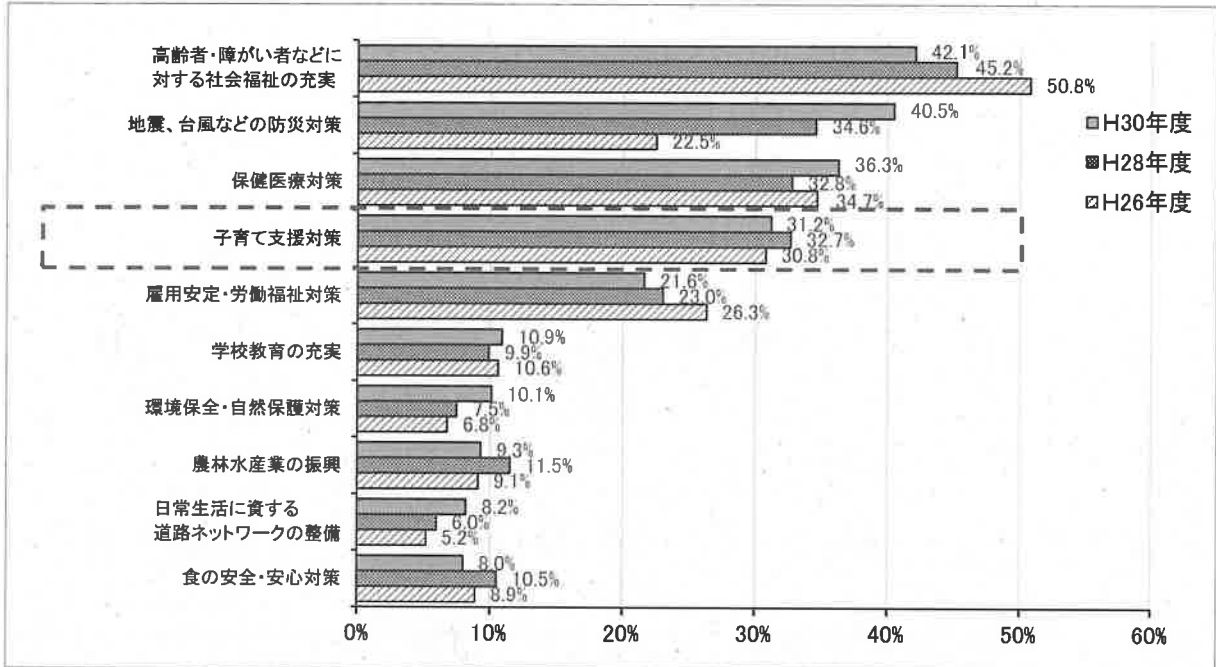


資料: 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査」(H24年度、H28年度)

6 子育て支援対策への要望

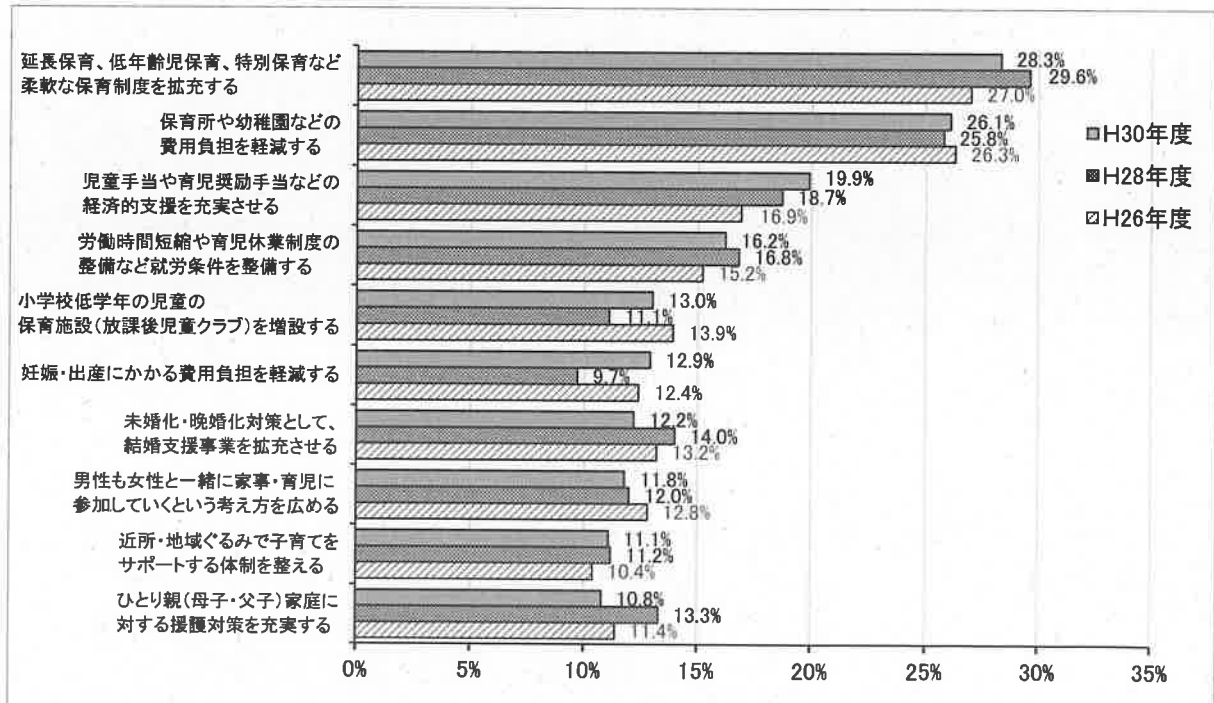
子育て支援対策は、愛媛県民の考える行政課題として高い位置を占めており、具体的には保育制度の拡充、経済的負担の軽減、就労条件の整備などが期待されています。
 [図 38、39]

図 38 愛媛県の行政課題（H30 年度上位 10 項目）



資料：県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

図 39 愛媛県の子育て支援対策への要望（H30 年度上位 10 項目）



資料：県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

7 少子化の影響

(1) 経済面での影響

～労働力人口の減少と経済成長への影響～

労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることで、労働力供給の減少が懸念されています。

高齢者の増加は、一般的に貯蓄を取り崩して生活する人の増加ともみられることから、貯蓄率の低下が予想されます。そして投資資金へ回るお金が減少することが見込まれます。その結果、投資資金不足から労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下が懸念されます。

～社会保障負担の拡大による生活水準への影響～

人口に占める高齢者の割合が高まることにより、年金・医療・福祉などの社会保障の分野における負担増大が見込まれています。

これにより、現役世代への税・社会保険料等の負担は増大し、手取り所得が減少することとなり、生活水準の維持が困難になることも懸念されます。

(2) 社会面での影響

～地域における過疎化の進行による影響～

総人口の減少と高齢化の進行により、市町によっては現役世代人口の著しい減少も起こりうるものと考えられます。現役世代人口の著しい減少は、集落機能の崩壊を招くだけでなく、地域コミュニティ活動の維持に支障を来すことも考えられます。

その結果、場合によっては介護保険や医療保険などの基礎的な行政サービスの提供が困難になること、道路や河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理が困難になることなどが懸念されます。

～子どもの健やかな成長への影響～

子どもの数の減少による子ども同士の交流機会の減少や親の過保護・過干渉などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。

第3章

子ども・子育て支援に係る これまでの取り組み

1 「第2期えひめ・未来・子育てプラン (前期計画)」の進捗状況

- (1) 総括
- (2) 施策体系ごとの状況

2 子どもを取り巻く課題

- (1) 子どもの安全・安心の確保
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 放課後児童対策の拡充
- (4) 子どもの貧困対策の推進
- (5) 働き方改革の推進
- (6) いじめ問題への対応
- (7) 平成30年7月豪雨からの復興

3 後期計画において取り組むべき課題と 対応する施策の方向性

第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み

1 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況

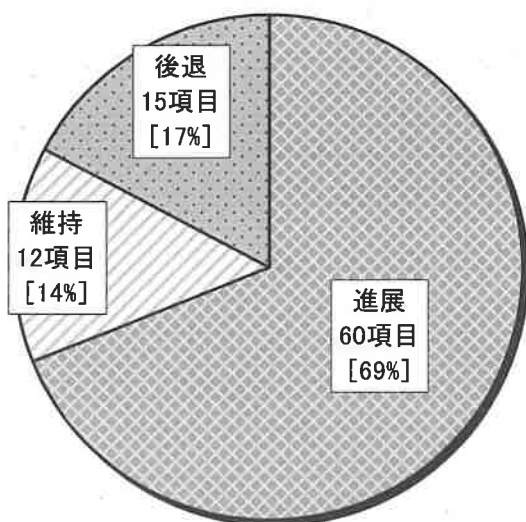
(1) 総括

平成27年3月に策定した「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として、「子ども」、「親」、「地域」、「若者」の視点に立った4つの基本理念に基づき、子どもの成長段階に応じた8つの基本目標の下に24の基本施策を置き、さらに実効性を高めるために、労働、保健、医療、福祉、教育、警察など幅広い分野から86（平成28年度から88）項目の目標指標を設定して、毎年度、進捗状況の点検評価を行ってきました。

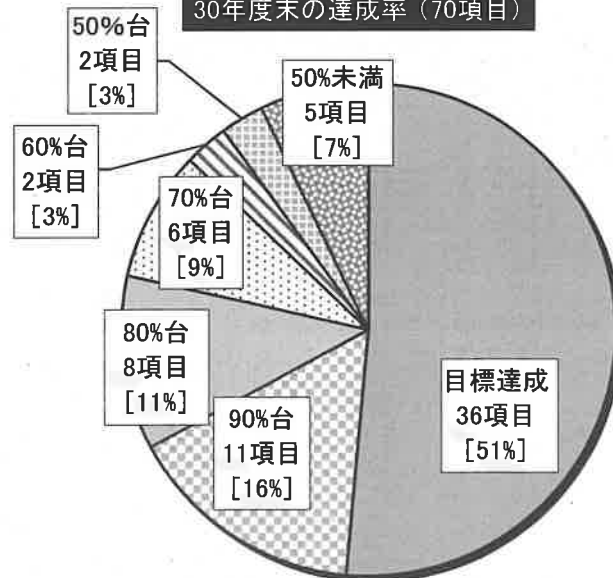
目標指標について、前年度対比でみると、プラン初年度である平成27年度は50項目、28年度は49項目、29年度は46項目で、それぞれ前年度より数値等が改善されており、平成30年度においても、えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数や不妊専門相談開設日数、放課後児童クラブの登録児童数、学校の耐震化率、自立援助ホームの設置数、えひめ子育て応援企業の認証件数など40項目で進展が見られました。

また、目標値に対する達成率については、平成30年度末において、数値化できる70項目のうち、子育て世代包括支援センターの整備数や「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数、地域型保育事業（小規模保育など）の実施か所数、養育里親の登録数、ひとり親家庭の就業支援講習会受講生の就業率など36項目で目標値を達成しています。

【基準値（計画策定時の実績値）との比較】
30年度末の進展率（実績のあった87項目）



【目標値（R元年度）との比較】
30年度末の達成率（70項目）



(2) 施策体系ごとの状況

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”（結婚前後期）

次代の親となる若い世代が経済的にも自立し、家庭や子育てに夢を持てるよう、イクメンメンターの養成や産業技術専門学校等による就労支援、結婚支援センターによる出会いの場の提供等に努め、若者のライフデザイン形成に寄与しています。

今後も、企業や地域と一層連携し、働き方や価値観の多様化、若者のニーズ等を踏まえた支援に取り組む必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
01 イクメンメンターの養成数	0 人 (H27)	37 人	100 人
02 若年無業者の進路決定者数	190 人 (H25)	112 人	200 人 (H30)
04 えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数	7,800 組	14,042 人	18,000 人

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”（出産・妊娠期）

出産の希望がかなえられ、母子が地域で安心して生活できるよう、乳幼児医療への助成や的確な周産期医療体制の推進、健康や不妊治療に関する相談事業等を通じ、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の推進に努め、乳児死亡率の低下等、一定の改善が図られています。

今後も、子どもの健康だけでなく母性の健康を守り、新たな命の誕生をサポートするための取組みを推進していく必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
10 周産期死亡率（出生千対）	4.7 (H25)	5.1 (H29)	3.9 (H30)
12 乳児死亡率（出生千対）	2.3 (H25)	1.3 (H29)	1.4 (H30)
13 不妊専門相談開設日数	64 日 (H25)	75 日	64 日 (H30)

第3目標

「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”（乳幼児期）

子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感解消のため、スマートフォンアプリを活用した相談体制の構築・提供、子育て支援拠点整備に係る支援、小児救急医療体制の補強、官民協働に向けたモデル事業の実施など、地域全体での支援体制の推進に努め、支援の輪が着実に拡大しています。

これまでの成果を踏まえ、地域や企業等と一層連携・協力し、地域の実情に応じた取組みの充実・強化に努める必要があります。

	主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
16	スマートフォン対応の子育てアプリダウンロード数	0 件	12,371 件	14,000 件
17	地域子育て支援拠点施設設置か所数	77 か所	88 か所	93 か所
22	小児救急医療電話相談の実施日数	毎日	毎日	毎日

第4目標

「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”（就学前後期）

全ての子どもと子育て家庭に、良質な幼児教育と放課後児童対策を含めた保育サービスを提供するとともに、身近な地域で様々な支援が受けられる体制を推進するため、保育施設等の整備・運営支援、保育人材等の育成、子育て世帯に向けた地域の子育て支援事業の情報提供及び市町や施設等からの相談対応・助言に努め、質と量の両面から支援の充実が図られています。

今後も、社会情勢の変化等を踏まえ、多様なニーズに対応した乳幼児～学童期の教育・保育の提供促進に取り組む必要があります。

	主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
24	認定こども園、幼稚園、保育所の利用者数	41,161 人	40,884 人	42,462 人
26	一時預かり延べ利用者数	122,368 人	139,851 人	198,168 人
29	子育て支援員認定数	0 人	864 人	1,250 人
33	放課後児童クラブの登録児童数	9,817 人	14,142 人	14,096 人

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”（学童・思春期）

学校をはじめ社会全体で子どもの豊かな人間性や生きる力を育むため、学校教育活動の充実や学校施設の耐震化、地域資源を活用した体験学習の充実・参画促進、子どもの生活習慣の維持・向上等に努め、安全で豊かな学校環境や教育活動の強化が図られています。

また、児童・生徒の非行や、いじめ等問題行動への対応に積極的に取り組んでいますが、依然として不登校児童・生徒は見られることなどから、対策を強化する必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
39 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数）	23 回/年 (H25)	42 回/年	26 回/年
47 学校の耐震化率（県立学校施設）	68.6% (H25)	100.0%	100.0%
52 不登校児童数（小学校）	164 人 (H25)	243 人 (H29)	減少
53 不登校生徒数（中学校）	868 人	935 人 (H29)	減少

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

（子育て全期間）

すべての子どもが、その置かれた環境にかかわらず生活や経済面の不安なく温もりのある暮らしを送れるよう、被虐待児等の保護を必要とする子どもや障がい児等のサポートを必要とする子どものほか、母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭への支援の推進に努めました。

また、保護を必要とする子どもの受け皿となる自立援助ホームやファミリーホームの整備、里親制度の普及啓発のほか、障がいの状況に応じた適切な支援体制の充実、ひとり親家庭の生活や就業等に関する相談事業、キャリア教育支援等を実施し、養育環境の向上やひとり親家庭の自立促進が図られています。

一方、児童虐待相談対応件数やひとり親家庭の割合は増加しており、今後こうした問題への対策に一層取り組んでいく必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
62 自立援助ホームの整備	2 か所	4 か所	4 か所
63 ファミリーホームの整備	6 か所	12 か所	8 か所
64 養育里親の登録数	82 世帯	141 世帯	120 世帯
65 里親・ファミリーホームへの児童の委託率	12.2%	16.9%	16.8%
71 就業支援講習会受講生の就業率	26.0% (H23~25)	61.5%	33.3%

第7目標

「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”（子育て全期間）

犯罪被害や交通事故に遭わない安心・安全なまちづくりのほか、親子が安心して暮らせる生活環境づくりのため、緊急時の避難場所提供や見守り・警戒活動等を行う「まもるくんの会社」の登録働きかけや地域の防犯活動への支援、交通安全啓発、遊びを通じ子どもに様々な体験活動を提供するえひめこどもの城の運営・魅力向上等に取り組みました。

えひめこどもの城の来園者数の増加など、子どもの健やかな成長への支援が図られており、今後も、地域や学校等と一層連携し、引き続き、登下校における児童の安全を守るとともに、事故防止の普及啓発や安心して遊べる場の提供などに努める必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
75 まもるくんの会社の設置数	10,227 か所 (H25)	8,905 か所	増加
77 防犯関係のボランティア団体数	448 団体 (H25)	390 団体	増加
81 えひめこどもの城の来園者数	338,250 人 (H25)	365,250 人	400,000 人

第8目標

「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”（子育て全期間）

子育てと仕事が両立でき、男女がともに子育てしやすい職場環境づくりを支援するほか、多様な働き方が実現できる子育て環境づくりのため、仕事と育児等の家庭生活の両立支援に取り組む中小企業「えひめ子育て応援企業」の認証取得促進や、育児休業制度等の広報啓発、家庭や地域における男女共同参画の推進等に努め、参画企業の拡大等が図られています。

今後も、社会情勢の変化やニーズを踏まえ、職場と家庭、地域の各視点から、取り組みを着実に推進する必要があります。

主な目標指標	平成 26 年度 【計画策定時】	平成 30 年度 【実績値】	令和元年度 【目標値】
83 育児休業取得率	女性 81.2% 男性 3.2% (H25)	女性 91.7% 男性 4.8% (H29)	女性：90.0% 男性：10.0%
84 えひめ子育て応援企業の認証件数 (※R1～えひめ仕事と家庭の両立応援企業)	511 社 (H25)	643 社	650 社

※全目標指標の進捗状況は、本計画後段の「参考資料」へ掲載しています。

2 子育てを取り巻く課題

県では、次代を担う子どもたちの健やかな成長や少子化に歯止めをかけることを目指し、平成27年3月に「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」（以下「前プラン」という。）を策定し、集中的・結婚から子育てまでの切れ目ない支援を総合的に推進してきました。この結果、前プランに掲げた施策は着実に進展しているものの、未婚化・晩婚化・晩産化や若者の県外流出等による出生数の減少は続いています。

また、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、次のような課題等に的確に対応していく必要があります。

(1) 子どもの安心・安全の確保策

① 児童虐待対策及び社会的養護の充実

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長や発達、自立が図られること等を保障される権利があります。

しかし、核家族化や都市化が進行する中で、子育て中の親の孤立や育児困難が一層増しており、児童虐待に関する養護相談件数が急増するとともに、深刻な児童虐待事件も後を絶ちません。

このため、児童虐待防止対策の抜本的強化を目的とした児童福祉法の改正（平成28年6月ほか）、平成31年3月に国が発表した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえ、関係機関等と連携のもと、虐待防止の意識啓発や虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援等の取組みを進めていく必要があります。

また、様々な理由を抱え、家庭内で適切な養育が受けられない子どもに対し、より家庭的な環境で、安心して暮らせる「あたりまえの生活」を保障するため、社会的養護体制の充実を図っていくことも必要です。

② 通学路等における防犯・交通安全対策の強化

通学路等での子どもが被害者となる事件・事故が後を絶たず、国において登下校防犯プラン（平成30年6月）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月）が発表されるなど、子どもを犯罪や交通事故から守るための体制の強化が必要となっています。

(2) 幼児教育・保育の充実

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月から、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3～5歳の子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料の無償化が始まりました。

無償化に伴う更なる保育需要の増加に質と量の両面から対応するため、主体となる市町と緊密に連携し、受け皿となる施設の整備・運営や保育人材の確保・育成等に取り組んでいく必要があります。

② 多様な保育ニーズ

女性の社会進出が進むとともに、働き方が多様化する中で、延長保育や病児保

育、一時預かり、夜間保育といった多様な保育ニーズが高まっています。

このため、潜在的な需要もあわせて、保育ニーズを的確に把握し、計画的な受け皿整備と質の確保・向上を図っていく必要があります。

(3) 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブは、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行う場であり、児童の健全育成と保護者が安心して働ける環境づくりを進める上で、重要な役割を担っています。

これまで、受け皿の整備や放課後児童支援員の育成等に取り組んできましたが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、放課後児童クラブの整備が不可欠となっています。

このため、平成30年9月に策定された、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、同プランで目標に掲げる“2023年度末までに約30万人分の受け皿整備”の達成に向け、市町や地域、学校と連携しながら放課後児童対策を総合的に推進していく必要があります。

(4) 子どもの貧困対策の推進

わが国の子どもの7人に1人が貧困状態にある（平成28年度時点）とされるなど、子どもの貧困問題がますます深刻化する中、対策を一層推進するため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

この改正では、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けた対策が規定されるとともに、子どもの最善の利益の優先、様々な社会的要因の考慮について明記されたほか、市町村における子どもの貧困対策計画の策定が新たに努力義務とされています。

あわせて、国において「子供の貧困対策に関する大綱」における指標の見直しや推進体制に関する事項の追加検討が進められ、これらを踏まえ、子どもが生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように、地域や社会全体で、適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

(5) 働き方改革の推進

女性の就業率が上昇する中で、多くの女性が子育てと仕事の両立の問題に直面しており、男性も女性も、子育てをしながら社会で当たり前活躍できる環境の整備がますます重要となっています。

このような中、国においては、平成29年1月に「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正されたほか、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務付け等を柱とする「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月以降、順次施行され、これらを踏まえ、個人が、個々の事情に応じた多様な働き方を実現し、より良い将来展望が持てる社会の実現を一層推進していく必要があります。

(6) いじめ問題への対応

学校は、子どもたちが夢を実現するための準備をする大事な場所です。

すべての児童・生徒が、楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるよう、いじめの問題の未然防止を図るためには、児童生徒が悩みや不安などを速やかに相談できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置するなど、教育相談体制を整備することが重要です。また、学校と関係機関との連携を強化し、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した際には早期に対応することが大切です。

(7) 平成 30 年 7 月豪雨からの復興

南予地域を中心に、県下各地に土砂災害や河川の氾濫等甚大な被害をもたらした「平成 30 年 7 月豪雨」が人々の生活や心に与えた影響は大きく、特に、仮設住宅で生活するなど今なお不安な気持ちを抱える子どもたちについては、遊びや食を通じた楽しい体験を提供するなど、明るく前向きな気持ちと笑顔が再び戻るよう、一人ひとりに寄り添った継続的な支援が必要です。

3 後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性

年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下など、社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられ、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、後期計画においては、前期計画を踏まえ、引き続き、結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく総合的に支援していくとともに、新たな課題に対応するため、家庭、地域、企業などすべての県民が協働し、多様なライフスタイルや地域の実情等に対応した取組みを発展・強化していく必要があります。

特に、児童虐待や子どもの貧困など支援を必要とする子どもが増加していることから、愛媛県子どもの生活実態調査の結果等、本県の子どものニーズを踏まえ、子どもの幸せに焦点を当てたきめ細かな取組みを推進していくことが不可欠です。

第4章

基本理念と展開方向

1 基本理念

2 計画の基本目標

3 施策体系

第4章 基本理念と展開方向

1 基本理念

子どもは、次代の愛媛を担うかけがえのない存在で、「未来への希望」であり、「社会の宝」です。

近年、子育てを取り巻く環境は厳しいものがありますが、子育て家庭の子育てに関する不安感や負担感を解消し、子育ての楽しさや喜びを実感できるようにすることは、現在を生きる私たちの大きな責務であります。

また、郷土で結婚し、子どもを生み育てたいと願う若者に対して、夢と希望が持てる愛媛の姿を示すことが大切であり、若者が郷土を愛し活躍できる風土づくりや、若者の出会い・結婚の支援などを進めていくことが重要です。

そのためには、行政はもとより、地域、企業、ボランティアやNPO等が一体となって、密接に協働しながら社会全体で子育て支援等に取り組む必要があります。

こうした課題等を踏まえ、愛媛の未来を活力に満ちた豊かなものとするため、本計画においては、前期計画を踏襲した4つの視点から、次のとおり基本理念を定めます。

**子ども
の視点**

子どもが大切にされ、心身ともに健やかに
成長できる えひめづくり

**親
の視点**

安心して、夢を持って子どもを
生み育てられる えひめづくり

**地域
の視点**

地域が一体となり、子どもを見守り
子育てを支え合う えひめづくり

**若者
の視点**

愛媛で暮らし、良きパートナーとの
出会いに恵まれる えひめづくり

2 計画の基本目標

子育ては、生命誕生から成人に至るまで続き、繰り返されるものであることから、いずれの時期においても不安のない社会環境を提供することが求められます。

また、児童虐待により保護の必要な子どもや、離婚等によりひとり親となった世帯等に対し、温もりのある生活を確保することや、子どもと保護者が犯罪・交通災害から守られる、安心して生活できる環境であることも求められます。

このようなことから、「結婚前後期～妊娠前後期～乳幼児期～就学前後期～学童・思春期」へと各成長段階に応じた5つの基本目標と、子育て全期間を通じた3つの基本目標を定め、8つの基本目標により、子どもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”	<結婚前後期>
第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”	<妊娠前後期>
第3目標 「家庭・地域の愛情」で育む“えひめ”	<乳幼児期>
第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”	<就学前後期>
第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”	<学童・思春期>
第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”	<子育て全期間>
第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”	<子育て全期間>
第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”	<子育て全期間>

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

若年層の早期離職や不安定雇用等による経済基盤への不安やライフスタイルの変化、適当な相手との出会いがないなどの理由で結婚や子育てを希望しながらも結婚や出産をためらうことによる未婚・晩婚化が少子化の進行の一因となっています。

このため、次代を担う若者が経済的にも自立し、結婚・出産・子育ての希望を叶えられるよう、キャリア教育や就労支援、結婚を希望する男女の新たな出会いへの支援等に取り組むとともに、個人の意思を尊重しつつ、結婚や子育てをイメージする機会の提供に努めます。

結婚前後期

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

妊娠から出産に至る時期は、心身の変化が著しいことから、心身の健康保持に十分な手当が必要で。

このため、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援を提供することにより、母性や乳幼児の健康増進を図るとともに、的確な周産期医療の提供や妊娠期からの児童虐待防止対策、妊娠を望む方への不妊治療対策の推進に努めます。

妊娠前後期

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

乳幼児期

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されています。

このため、出産前や子育て中の人たちの子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感の解消を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、いつでも安心して良質な小児医療サービスを受けることができる体制の整備に努めます。

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

就学前後期

就学前後期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であり、幼児教育と保育サービスの充実を図ることが必要です。

このため、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることにより、全ての子ども・子育て家庭を支援します。

また、放課後児童対策の充実に係るニーズに対応するため、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう、人材育成にも努めます。

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

学童・思春期

学童・思春期は、小・中・高等学校において人間として調和の取れた育成を目指した教育活動が展開される一方で、子ども自身が様々な悩みと向き合い始める時期でもあります。

このため、学校教育活動の充実に加え、社会全体で子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育みつつ、思春期等の悩みを受け止め、問題行動の未然防止や適切な立ち直り支援に努めます。

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

子育て全期間

被虐待児や障がい児、ひとり親家庭等は、精神的・身体的ダメージを受けていたり、心身の機能や経済的に困難な状況にある方が多いことから、特に温もりのある保護や支援が必要です。

このため、児童相談所を核とした虐待防止対策を推進するとともに、共生社会の実現に向けた地域生活の支援や特別支援教育の充実、ひとり親家庭等の自立支援に努めます。

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

子どもが被害者になる犯罪や交通事故が後を絶ちません。

子育て全期間

このため、地域の様々な関係機関と連携し、主体的に行動する住民活動の展開等により、犯罪被害や交通事故に遭わない安全・安心なまちづくりを目指すほか、保護者による事故防止及び子どもの危機回避能力の向上のための取組みや、親子が安心して過ごせる生活環境づくりに努めます。

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

女性の社会進出や共働き家庭の増加、価値観の多様化等に伴い、性別にかかわらず、一人ひとりのライフスタイルに対応した子育てと仕事の両立支援が必要となっています。

子育て全期間

このため、子育てと仕事が両立でき、男女がともに子育てしやすい職場環境づくりを推進するほか、企業や、企業で働く男女に対して、仕事と家庭の両立を推進する法律・制度の普及啓発及び情報提供を通じた意識啓発や理解促進などにより、多様な働き方が実現できる子育て環境づくりに努めます。

<出生に関する総合的な目標について>

愛媛県では、令和2年3月に策定した「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる」という基本目標のもと、数値目標として「若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる合計特殊出生率の段階的な上昇」を掲げるとともに、具体的な目標値を設定しましたので、その実現に向けて努力していきます。

数値目標	現状値	目標値	備考
若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる合計特殊出生率の段階的な上昇	1.55 (平成30年)	1.63程度 (令和4年)	2030年に1.8程度、 2040年に2.07程度 に上昇するよう努力

3 施策体系

テーマ：結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり



第5章

具体的な施策の目標

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

- 1 次世代育成力の強化
- 2 若者の自立と就労支援
- 3 若者の多様な交流と出会いの支援

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

- 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり
- 3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

- 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）
- 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）
- 3 安心できる小児医療体制の整備

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 地域子ども・子育て支援の充実

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

- 1 豊かな人間性と生きる力の育成
- 2 魅力ある学校づくり
- 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

- 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実
- 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート
- 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

- 1 安全・安心なまちづくり
- 2 保護者が実践する事故防止・防災対策
- 3 子育て家庭の遊び場等の整備

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

- 1 子育てしやすい職場環境づくり
- 2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し
- 3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

第5章 具体的な施策の目標

※具体的な施策の「◎」項目は目標指標関係

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

1 次世代育成力の強化

2 若者の自立と就労支援

3 若者の多様な交流と出会いの支援

1 次世代育成力の強化

現状と課題

核家族化や少子化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、従来に比べ地域と子育て家庭との交流が少なくなっています。また、性別役割分担意識は変化しているものの、家庭においては未だ、女性に子育ての役割と責任が集中していることが、育児ストレス等の主な要因となっています。

このため、男女が共に協力して子育てや家事に関わることにより、子育ての意義や重要性等を理解することが必要です。

また、若年世代の未婚化・晩婚化や県外流出による出生数の減少が進んでいることから、少子化対策の観点からも、個人の意思を尊重しつつ、結婚や子育てをイメージする機会を提供し、地域全体で次世代育成力を強化することが必要です。

具体的な施策

(1) 男女共同参画による子育て等の教育・啓発

- 子育てや家庭の大切さについて理解を深めるとともに、男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、子どもの時から成長段階に応じた教育・啓発を行います。

(2) 男性の家事・子育て参加の促進

- ◎ 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。

- 県の広報紙やホームページ、各種講座等の開催により、男女共同参画に関する情報発信や意識向上を図ります。
- セミナー等の啓発活動を通じて職場の意識改革を図り、男性の育児休業取得促進等、育児参加しやすい職場環境づくりを促進します。

(3) 子育て世帯との関わりや家族を持つことを考える機会の提供

- 次代を担う若者に対して、乳幼児や親との交流やライフデザイン講座等の開催を通じて、子育て世帯との関わりや、将来、結婚して家庭を持つこと、親になること等を考える機会の提供を支援します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
01 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の男性利用者割合	10.1% (H30)	20% (R6)	子育て支援課

2 若者の自立と就労支援

現状と課題

就職後、雇用のミスマッチ等により早期に離職した若者や雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った若者には、非正規雇用やニートなどの不安定な生活状況による将来への不安から結婚を先送りする方も多いと言われています。

このため、若者の職業観を醸成するためのキャリア教育を推進するとともに、「就職～結婚～出産～子育て」を望みながらも、特に経済力の面で踏み出せない若年者に対して、職業訓練や一人ひとりの適性と能力に合った就職支援を行い、子育てを担う世代の生活を支援する取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 若年者の自立支援

- 若年者の意欲を高めるため、各方面において次代を担う若手の育成に努めます。
- ボランティア活動や初等・中等教育段階における職場体験学習などの社会体験活動を通じ、若者が社会の中での自分の役割について積極的に考え、主体性や社会性を育むことを支援します。
- 学生を対象とした職場見学・体験、出前講座の実施により、職業意識や就労意欲、地元企業に対する理解の向上に努めます。
- 青年海外協力隊への派遣促進や海外からの技術研修生との交流促進など、様々な体験を糧と捉える人材の輩出に努めます。
- 小・中・高等学校等の学びを蓄積し、自身の変容や成長を実感させることを通して、若者のキャリア形成が図られるよう、キャリア教育の充実に努めます。

(2) 若年者の就業促進

- ◎ ジョブカフェ愛 work（愛媛県若年者就職支援センター）において、就職から職場定着に至るまでのきめ細かな支援に加え、企業のニーズに応じた人材を育成するなど、雇用対策・人材育成を総合的に実施します。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等により、不安定な就業状態にある若年者の正規雇用等への転換を支援します。
- ◎ 地域若者サポートステーションにおいて、各種セミナー、職場見学・体験等を実施し、若年無業者等の職業的自立を支援します。
- ◎ 県下3校の産業技術専門校において、就業に必要な知識・技能を身に付ける職業訓練を実施します。

(3) 若年者等の雇用確保

- 若者の県外流出に歯止めをかけるためにも、各界の代表者等で組織する「愛媛県雇用対策会議」において、若年者等の総合的な雇用対策について検討・協議します。
- 企業や事業所等に対して、様々な機会を通じて正規雇用による採用の拡大など、雇用の維持・確保を働きかけます。

- ジョブカフェ愛 work において、地域の中小企業が若年人材の確保や職場定着に向けて行う取組みを支援し、若者の県内企業への就職促進を図ります。
- ◎ 中学生、高校生に向けて県内の中小企業の魅力を発信し、将来の本県での就職促進に繋がります。
- 県外大学と就職支援連携協定を締結し、本県出身の県外学生等に対して県内企業の情報を発信し、本県における若年者の採用の拡大を目指します。
- 創業に向け、具体的な事業計画や熱意・意欲を持つ若者の一連の活動を支援します。
- 構造改革特区制度を活用した先行事例のうち、雇用拡大効果が見込まれるものや、雇用の確保・拡大が実証されたものなどについて、本県への応用導入をめざします。
- 地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から総合的に推進する地域再生構想に対し、市町等とともに積極的な提案を行います。

(4) 若年子育て家庭等の生活支援

- 児童手当制度等の円滑な推進に努めます。
- 県営住宅への多子世帯等の優先的入居の受付を実施します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
02 県内大学新規卒業者の就職決定率 (全体)	97.9% (H30)	95.6%以上 (R6) <small>※リーマンショック前 最高水準を維持</small>	産業人材室
03 県内大学新規卒業者の就職決定率 (県内就職)	48.4% (H30)	増加 (R6)	産業人材室
04 若年無業者の進路決定者数	112人 (H30)	200人 (R6)	労政雇用課
05 産業技術専門学校における就職率	88.6% (H30)	増加 (R6)	労政雇用課

3 若者の多様な交流と出会いの支援

現状と課題

少子化の主たる要因として、子育てに伴う経済的負担と並んで、未婚化・晩婚化・晩産化が指摘されています。本県における未婚者の割合は、男性は約5人に1人、女性は約7人に1人であり、平均初婚年齢は男性が30歳を超え、女性も30歳に近づいています。

一方で、国の調査によると、独身者の約9割が結婚を希望しており、25歳～34歳の年齢層の独身にとどまっている理由は、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

結婚は、個人の意思に基づき選択されるものではありませんが、結婚を希望してもできない要因が明らかになっているのであれば、それに対する具体的な対策を講じていくことが求められます。

このため、子育て環境の整備と合わせて、「適当な相手にめぐり合わない」という理由で独身にとどまっている未婚者に対し、多様な出会いの機会を社会全体で提供していくことが必要です。

具体的な施策

(1) 県民総ぐるみで結婚を支援する体制づくり

- ◎ 平成20年11月に開設した「えひめ結婚支援センター」を核として、企業・団体、市町、ボランティア等と連携、協力して、結婚を希望する独身男女に、出会いイベントやお見合い事業を通じて出会いの場を提供します。
- 婚活に対する抵抗感の解消を図り、地域で婚活を支援する組織を育成するなど、県民総ぐるみで結婚しやすい環境づくりを推進します。
- 結婚や子育てを含むライフイベントについて、社会全体で支え合う機運の醸成や、地域課題に対応した総合的な結婚支援についての国への提言や要望活動に取り組みます。

(2) 若い世代への結婚支援

- 婚期が遅れることで、妊娠・出産・育児の期間が短縮され、希望する人数の子どもを生き育てられないという課題があることから、特に、未婚率の上昇が著しい20代等を中心に、結婚や家庭を持つことを考える機会づくりや独身者相互の交流を深める取組みを行います。

(3) 結婚を希望する労働者の支援

- 結婚を希望する労働者の資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
06	えひめ結婚支援センターの成婚報告数	1,056組 (H30)	1,800組 (R6)	子育て支援課

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

現状と課題

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、妊娠・出産・子育てのライフサイクルを通じた切れ目ない支援がますます重要となっています。

妊娠成立期から始まる医療機関での妊婦健康診査や妊娠届出の機会、母親学級や両親学級、医療機関等での出産、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種など、様々な施策が行われていますが、さらに母子保健に関する情報の利活用を含めた各事業間の有機的な連携体制を構築することにより、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供が求められています。

具体的な施策

(1) 命の大切さ等に関する意識啓発

- 女性も男性も、ともに命の大切さを理解し、命への責任意識を高めるよう、意識啓発に努めます。
- 喫煙や受動喫煙などが胎児に与える影響についての啓発に努めるとともに、妊産婦等にやさしい環境づくりの推進に努めます。

(2) 母性の健康管理と妊娠・出産・育児支援

- 妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に努めます。
- 妊婦健康診査の重要性の普及啓発と確実な受診の勧奨に努めます。
- 妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒についての啓発に努めます。
- 「いいお産」の普及を目指す「妊婦の日」において、医療機関等と連携して

妊娠・出産に関する情報提供を行うほか、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査等、あらゆる機会を通じ、母子保健に関する情報の提供に努めます。

- 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携強化や、市町保健センターと医療機関等との妊娠期からの連携強化を図り、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- 保健所や市町保健センター等において、関係機関と連携を図りつつ、妊娠・出産・育児・遺伝に関する相談等に対応します。
- 女性の心身の健康に関する相談支援体制を確保するとともに、妊娠期からのメンタルヘルスに努めます。
- 県内の母子保健課題を解決するために必要な人材の確保及び資質の向上に努めます。
- 定期的に県内の母子保健事業の指標に基づくデータを保健所や市町に還元するとともに、市町の健康格差の解消を目指して、地域の実情に合った母子保健事業を推進します。
- 支援を必要とする妊産婦に対する心身のケアや育児不安軽減のため、市町における産後ケア事業等の実施を促進します。

(3) 乳幼児の健康の確保及び増進

- 「早期発見・早期治療」を目指し、新生児を対象に、タンデムマス法等による新生児マススクリーニング検査(先天性代謝異常等検査)を無料で行います。
- 異常が発見された子どもに対しては、医療機関と連携のうえ、保健所による適切な支援に努めます。
- 乳幼児の疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、養育者の負担軽減を図るため、市町が実施する乳幼児医療費助成に対する支援を継続し、医療費助成の底上げに努めます。
- 慢性的な疾病による長期療養が必要な児童等とその家族が、安心して地域で生活できるようにするための体制整備、支援、地域における資源の有効活用に努めます。
- ◎ 未熟児養育医療や未熟児訪問など、市町における低出生体重児への体制整備に対して、必要な支援に努めます。
- ◎ 市町による乳幼児健康診査が円滑に実施されるよう、関係機関との連絡調整に努めます。
- 難聴児の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施体制の維持及び関係機関との連携を図ります。

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 親となる者の子どもに対する発達・発育過程の知識不足や経験不足が育てにくさを感じる原因となっている場合もあることから、女性のみならず、男性に対しても、親になるための準備段階を含めた教育や支援に努めます。
- 親が感じる子どもの育てにくさは、子どもや親の心身状態、家庭や地域など親子を取り巻く環境など、多面的な要素を含むことから、親が感じる育てにくさに気づき、問題点の所在を見極め、支援の連携に努めます。
- 育てにくさの概念は広く、発達障がいの原因となっている場合があることから、支援の必要が生じた場合は遅滞なく対応できるよう、市町職員等の資質向上のための研修を実施するなど、人材の育成に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
07 妊娠満 11 週以内の妊娠届出率	89.4% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
08 全出生数中の低出生体重児の割合	9.45% (H30)	減 少 (R6)	健康増進課
09 1 歳 6 か月児健康診査の受診率	95.6% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
10 3 歳児健康診査の受診率	95.7% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
11 むし歯のない 3 歳児の割合	83.7% (H30)	90%以上 (R6)	健康増進課

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

現状と課題

出産年齢の高年齢化傾向や不妊治療の普及等により、ハイリスクの妊産婦や低出生体重児の出生が増加しています。

このため、NICU（新生児集中治療室）やMFICU（母体・胎児集中治療室）のある県立中央病院総合周産期母子医療センターに緊急搬送される事例が多くなっており、出産ができる県内医療機関や助産所の支援機関として、同センターが、大きな役割を果たしていくことが必要です。

また、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境が複雑に変化してきている中、児童虐待をはじめ、不幸な事件や事故を未然に防止するためにも、子育て世代包括支援センター及び関係機関の連携による妊娠期から子育て期への切れ目のない支援や、妊娠・出産について温かく見守り支える機運を地域全体で高めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) ハイリスク妊婦等への的確な周産期医療の提供

- 県立中央病院総合周産期母子医療センターを中心とし、地域周産期母子医療センターや分娩を取り扱う医療機関が連携する周産期医療体制の維持・強化に努め、的確な周産期医療を提供します。
- 周産期医療関係者の研修や周産期医療関係調査・研究を実施します。
- NICUを退院するハイリスク児に対する総合的なフォローアップ体制の充実に努めます。

(2) 妊娠期からの児童虐待防止対策

- 望まない妊娠に対する相談体制の充実、妊娠期、出産後早期からの支援のための医療機関との連携強化、養育支援を必要とする家庭の把握・支援のための体制整備が必要であり、母子保健事業との連携が虐待防止に結びつくことへの理解を深め、関係機関の連携強化に努めます。
- 妊娠届時のアンケート等による妊婦の状況把握や妊婦健康診査の受診状況を確認することにより、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、継続的にフォローアップできる体制づくりに努めるよう、市町の取組みを推奨します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
12 周産期死亡率（出生千対）	1.9 (H30) <small>※年次変動大</small>	3.6 (R6)	健康増進課
13 新生児死亡率（出生千対）	0.3 (H30) <small>※年次変動大</small>	0.9 (R6)	健康増進課
14 乳児死亡率（出生千対）	1.4 (H30)	1.4 (R6)	健康増進課

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

現状と課題

平成6年（1994年）にカイロで開かれた国際人口開発会議で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」が提唱されました。これは、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること、また人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを生むかどうかや、いつ生むか、何人生むかなどを自分自身で決定できる自由と権利を有していることを意味しています。

この「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が子どもを生む権利、生まない権利を含むものであることを十分に尊重した上で、子どもを生みたいと望みながら不妊に悩む人々について、不妊治療を受けるかどうかの決定を含めて、自由な自己決定ができるよう、情報提供や経済的支援が必要です。

具体的な施策

（1）不妊に悩む人の不安等の解消

- ◎ 心と体の健康センターに設置している不妊専門相談センター等において、情報提供や不妊専門相談を実施します。
- 各保健所において、不妊に関する相談を実施します。

（2）不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間不妊治療費の助成を実施します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
15 不妊専門相談開設日数	64日 (H30)	64日 (R6)	健康増進課

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）

2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）

3 安心できる小児医療体制の整備

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）

現状と課題

少子化や核家族化、生活スタイルの多様化など、子育て家庭と子どもを取り巻く環境が複雑に変化する中、子どもが将来に夢を持って健やかに成長できる環境を築くためには、地域社会全体で子どもを支援していく体制づくりが重要となっています。

このため、在宅の子育て家庭、ひとり親家庭、障がい児や医療的ケア児のいる家庭、多子世帯、多胎児世帯等へ配慮のもと、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するほか、社会全体で子育てを支援するための気運の醸成や県民の意識の啓発を図るとともに、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等の各主体の役割が十分果たせるよう、必要な支援、情報提供等に努める必要があります。

具体的な施策

（1）地域における子育てへの理解促進と家庭教育力の向上

- 市町等と連携しながら、様々な機会を活用し、地域住民等が一体となって子育てを支援するための機運の醸成に努めます。
- 「えひめ教育の日」、「えひめ教育月間」での啓発事業を通じて、県民総ぐるみで教育について考え、行動する機運の醸成に努めます。
- ◎ 子育て経験者や専門家等が訪問等を通して情報や学習機会の提供を行うことにより、相談体制の充実等、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進します。
- ◎ 家庭教育の充実に向けた職場づくりのために企業の経営者、従業員をあげて自主的に取り組んでいる企業と協定を結び、互いに協力しながら愛媛県の家庭教育の向上を目指します。

- 子どもの権利擁護のため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

(2) 身近な場所での子育て相談体制の充実

- ◎ 全ての子育て世帯が、役所等に足を運ばなくても、気軽に悩みを相談したり必要な情報を取得することができるよう、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」による情報提供や掲載内容の充実に取り組みます。
- 市に設置した家庭児童相談室において、専門的知識を持った職員が家庭や児童に関する様々な相談に応じます。
- 愛媛県総合教育センターに教育相談室を設置し、幼児の発達や子育てに関する相談を行います。
- 各市町に児童委員及び主任児童委員を配置し、子育てに関する援助相談を行います。
- 市町の要保護児童対策地域協議会へ児童支援コーディネーターを派遣し、必要な助言・技術援助を行うとともに、調整担当者を対象とした研修を実施し、職員の専門性向上を通して同協議会の取組の強化を図ります。
- 愛媛県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした医療、福祉、教育にわたる総合的な相談体制の構築を行います。
- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 幼稚園における子育て支援の充実を支援します。
- ◎ 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップで相談支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。
- 身近な市町における児童虐待防止と支援メニューの充実のため、子ども家庭総合支援拠点の設置を推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
16	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	403回 (H30)	469回 (R6)	社会教育課
17	「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	75企業 (H30)	105企業 (R6)	社会教育課
18	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の総ダウンロード数	12,371件 (H30)	24,000件 (R6)	子育て支援課
19	地域子育て支援拠点施設設置か所数	88か所 (H30)	92か所 (R6)	子育て支援課
20	子育て世代包括支援センター設置市町数	6市町 (H30)	20市町 (R6)	健康増進課

2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）

現状と課題

次代の社会を担う子どもたちが、その置かれた環境に関わらず、将来に夢を持って健やかに成長するためには、行政のみで対応できる支援には限界があります。このため、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等と行政とが、それぞれの立場においてその役割と責任を果たすとともに、一体となって相互に連携・協働しながら取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 子育て支援の輪の拡大

- NPOやボランティア団体等、多様な主体による協働により、地域全体で子育て支援に取り組む機運の醸成に努めます。
- 保育所や児童館等における子どもとのふれあいを通して、子育てを考え、子育て支援活動に積極的に関わる人の輪を広げていきます。
- 四国4県と経済団体が連携して少子化対策の検討・実施を行う「四国少子化対策推進委員会」等を通じ、四国4県の連携・協力による子育て世代を対象とした支援事業を推進していきます。
- ◎ 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。
- ◎ 県と市町、県内紙おむつメーカーとの官民協働により、第2子以降を出生した世帯に、紙おむつ製品の購入に利用できる5万円分（約1年分）のクーポン券「愛顔っ子応援券」を交付します。
- 子ども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、子どもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。

(2) 地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。
- 地域での高齢者の経験を活かした子育て支援活動など、学校・家庭・地域の力を活用した子育て支援体制の確立をサポートします。
- ◎ 子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組みを推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
21	愛顔の子育て応援事業における紙おむつ購入券の交付率	98% (H30)	98%以上 (R6)	子育て支援課

22	ファミリー・サポート・センターの 設置か所数	12 か所 (H30)	13 か所 (R6)	子育て支援課
23	「えひめのびのび子育て応援隊」 登録店舗数	2,182 件 (H30)	2,400 件 (R6)	子育て支援課

3 安心できる小児医療体制の整備

現状と課題

小児医療現場では、大人に比べて診察・治療等における負担が大きいことなどを背景に、小児科医の減少等が見られ、小児医療水準・小児救急医療レベルの低下が懸念されています。

このため、子どもの状態が急変することの多い夜間等における救急医療体制の充実や、長期治療・高額医療費負担を要する小児慢性特定疾病対策など、いつでも安心して小児医療サービスを受けられる体制の整備が必要です。

具体的な施策

(1) 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備

- ◎ 各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- ◎ 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリのより効果的・効率的な運用に努めます。

(2) 小児科医師の確保

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働きかけます。

(3) 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。【再掲】
- ◎ 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により心身障がい児の発生を予防するため、新生児マススクリーニング検査を実施します。【再掲】

(4) 疾病の予防

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

(5) 小児慢性特定疾病児童等及びその家族の支援

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
- 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族を支援します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
24 小児救急輪番制の実施地域数	4 地域 (R1)	4 地域 (R6)	医療対策課
25 小児救急医療電話相談の実施日数	毎 日 (R1)	毎 日 (R6)	医療対策課
26 県内医療機関等における新生児マ スクリーニング検査の実施率	100% (H30)	100% (R6)	健康増進課

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

1 幼児期の教育・保育の充実

2 放課後児童対策の充実

3 地域子ども・子育て支援の充実

1 幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であることから、満3歳～就学前の幼児を対象とした幼稚園、0歳からの共働き家庭等の乳幼児を対象とした保育所、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園等の施設において、幼児教育・保育サービスが提供されています。また、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、小規模保育事業、家庭的保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業（以下「家庭的保育等事業」という。）が市町の認可のもと、実施されています。さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5歳の子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されました。

このため、乳幼児期において、それぞれの施設・事業で幼児教育・保育の質の向上や利用者の多様なニーズに的確に応えられるサービスの充実を図っていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 教育・保育サービスの充実

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎ 市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育

ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。

- ◎ 1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎ 育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- ◎ 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- ◎ 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 県内でも共働き世帯の増加等を背景とした待機児童が発生していることから、県及び全市町が参画する協議の場を設置し、待機児童対策を促進します。

(2) 教育と保育それぞれの長を活かしたサービスの提供

- ◎ 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子ども・子育て支援新制度に基づき教育・保育を提供する施設・事業について、その提供される教育・保育に係る情報の公表に努めます。

(3) 教職員の資質及び専門性の向上

- 教職員の経験に応じた研修の充実に努めます。
- 認定こども園、公私立幼稚園、保育所等の関係者がともに参加する研修機会の充実に努めます。
- 研究団体主催の研修の支援に努めます。

(4) 幼児の小学校への円滑な接続

- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携を促進します。
- 保・幼・小連携教育の研究を充実させ、その成果の発信に努めます。
- 幼保・幼小間の長期派遣研修や人事交流を生かした教育活動の推進に努めます。

(5) 認可外保育施設利用者の安心感の向上

- 認可外保育施設設置者とともに、認可外保育施設に入所している児童の処遇改善と福祉の向上を図ります。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
27 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用者数	40,884人 (H30)	50,442人 (R6)	子育て支援課
28 延長保育の実利用者数	5,855人 (H30)	8,634人 (R6)	子育て支援課
29 一時預かり延べ利用者数	139,851人 (H30)	162,577人 (R6)	子育て支援課
30 病児・病後児保育(ファミサポ事業の病児・緊急対策強化事業を含む。)の延べ利用者数	11,374人 (H30)	21,280人 (R6)	子育て支援課
31 子育て支援員認定数	864人 (H30)	2,056人 (R6)	子育て支援課
32 学校関係者評価の実施率(公立)	100% (H30)	100% (R6)	義務教育課
33 私立幼稚園等における預かり保育実施園数	103園 (H30)	103園 (R6)	子育て支援課
34 認定こども園の認可・認定数	74か所 (H30)	136か所 (R6)	子育て支援課

※29 一時預かりは、幼稚園における在園児を対象としたものを除き、トワイライトステイを含む。

2 放課後児童対策の充実

現状と課題

共働き家庭等が増加する中、児童の小学校就学を機に、仕事と育児の両立が困難となるいわゆる「小1の壁」問題が生じており、児童が放課後や長期休業中を安全・安心に過ごすことができる居場所の整備が課題となっています。

また、次代を担う人材の育成の観点からも、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が重要です。

このため、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童対策の充実に加え、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じていく必要があります。

具体的な施策

(1) 放課後児童対策の総合的な推進

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や体験活動の提供を推進します。

(2) 職員の資質及び専門性の向上

- 放課後児童支援員となるための研修や、従事者への専門研修を実施します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者がともに参加する研修を実施し、研修内容の充実に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
35 放課後児童クラブの登録児童数	14,142人 (H30)	16,478人 (R6)	子育て支援課
36 放課後子ども教室の設置数	122か所 (R1)	137か所 (R6)	社会教育課
37 放課後児童支援員認定数	1,120人 (H30)	2,300人 (R6)	子育て支援課

3 地域子ども・子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は厳しいものとなっています。そのような中、虐待、貧困といった社会的支援を必要とする子どもや家族が増加しています。

このため、共働き家庭だけでなく全ての家庭が、身近な地域において様々な子育て支援が受けられる体制の整備を図っていく必要があります。

具体的な施策

(1) 地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】

(2) 子育ての負担や不安、孤立感の解消

- ◎ 家庭での保育が一時的に困難となった場合、一時的に預かり、必要な保育を提供します。
- ◎ 家庭で養育を受けることが一時的に困難となった場合、里親宅や児童養護施設等で必要な保護を行います。
- ◎ 保育が必要な子どもが、通常の保育所等の利用日及び時間以外の日及び時間においても保育を必要とする場合、必要な保育を提供します。
- ◎ 保育が必要な病気の子どもの、病院・保育所等に付設された専用スペースでの一時的な保育を提供します。
- 労働者の育児に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
19	地域子育て支援拠点施設設置か所数【再掲】	88 か所 (H30)	92 か所 (R6)	子育て支援課
22	ファミリー・サポート・センターの設置か所数【再掲】	12 か所 (H30)	13 か所 (R6)	労政雇用課
38	利用者支援事業実施か所数	20 か所 (H30)	35 か所 (R6)	子育て支援課
29	一時預かり延べ利用者数【再掲】	139,851 人 (H30)	162,577 人 (R6)	子育て支援課
39	子育て短期支援（ショートステイ）実施市町数	7 市町 (H30)	12 市町 (R6)	子育て支援課
40	子育て短期支援（トワイライトステイ）実施市町数	2 市 (H30)	11 市 (R6)	子育て支援課
28	延長保育の実利用者数【再掲】	5,855 人 (H30)	8,634 人 (R6)	子育て支援課
30	病児・病後児保育（ファミサポ事業の病児・緊急対策強化事業を含む。）の延べ利用者数【再掲】	11,374 人 (H30)	21,280 人 (R6)	子育て支援課

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

1 豊かな人間性と生きる力の育成

2 魅力ある学校づくり

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

1 豊かな人間性と生きる力の育成

現状と課題

創造性や社会性、自立意識に欠ける子どもが増えていると言われるほか、子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加、さらには朝食の欠食や間食が多いなどの指摘がなされています。

このため、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する力や命を大切にする心、他人を思いやる心、感動する心等の「豊かな人間性」、正しい食生活のもと、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 地域資源を活用した体験学習機会の増加

- 公民館等を拠点として、愛護班等の社会教育団体が地域で実施する青少年を対象とした体験活動を支援します。
- ◎ 児童、PTAを対象に、地域における食文化や農産物に関する知識を高め、食と農に対する理解を深めます。

(2) 社会性等の育成

- 青少年健全育成活動を、県民総ぐるみ運動として展開します。
- ◎ 中・高校生の社会性や勤労観・職業観の育成に努めます。
- ◎ すべての県立高校等において、保育・介護や伝統文化の体験活動など、地域との交流を通して助け合い・支え合いによって地域を支える人材を育成します。
- 地域の人材や多様な社会人の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の実践を行い、県内道徳教育の充実に努めます。

- 県立高校等を対象として、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進し、環境教育の充実に努めます。

（3）優れた芸術文化と命の大切さを感じる機会の提供

- えひめ愛顔の子ども芸術祭をはじめ、子どもを対象とした芸術文化に参加・鑑賞する機会の確保に努めます。
- 小・中学生に対する総合科学博物館、歴史文化博物館及び県美術館の常設展観覧料無料の継続に努めます。
- とべ動物園において、子どもに命の大切さを伝える機会の確保に努めます。

（4）子どもの体力の増進

- 教育課程説明会や教員研修会等を通じて、体育担当教員の資質向上や指導力強化を図ります。
- 地域の優れたスポーツ指導者等を公立学校に派遣し、運動部活動の活性化を図ります。
- ◎ えひめ広域スポーツセンターを拠点として総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援します。

（5）子どもの健康の保持

- 養護教諭研修等を実施し、健康教育指導者の資質向上を図ります。
- 小中学校を中心に、フッ化物洗口を普及させるとともに、歯科保健指導を実施します。

（6）食育の推進

- ◎ 保健所、市町及び民間ボランティア等が連携し、ライフステージに応じた子どもの食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実に努めます。
- それぞれの地域特性を踏まえ、郷土への愛着と食文化に根ざした食育を、地産地消を含め関係機関と連携して推進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
41 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数）	23 回／年 (H25)	26 回／年 (R6)	農産園芸課
42 インターンシップを体験したことのある高校3年生の割合	59.3% (H30)	62.0% (R6)	高校教育課
43 乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合（高校生）	210.4% (H30) <small>※豪雨災害復興支援により実績増</small>	205% (R6)	高校教育課
44 総合型地域スポーツクラブの会員数	6,461 人 (H29)	7,100 人 (R4)	地域 スポーツ課
45 朝食を欠食する県民の割合（小学生）	5.3% (H27)	0% (R6)	健康増進課

2 魅力ある学校づくり

現状と課題

学校は、心身の発達に応じた適切な教育を実施する場所であり、そこに通う子どもたちが、いきいきと活動するための魅力のある環境整備が不可欠です。

このため、安全な環境の下で、地域や保護者、子どもたちに愛され、信頼される学校であること、また、教職員には、知識・技能はもとより、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、児童・生徒の多様な特性や長所を最大限に伸ばす指導力が求められます。

具体的な施策

(1) 学校と家庭や地域との連携・交流の促進

- ◎ 地域住民が学校運営に参画するために制度化された学校評議員制度の周知に努めます。
- ◎ 全県立学校に設置した学校評議員の意見が今まで以上に反映されるよう、各校の実態に即したシステムを研究します。
- 小中学校についても、学校評議員の設置を促進するなど、開かれた学校づくりを進めます。
- 学校教職員の子育て関連活動への参加を促進します。
- 県立学校において、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の実施及び公表を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。
- 地域住民の参画による地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾の取組を推進します。
- ◎ 「えひめ学校教育サポーター企業」を活用し、地元企業・団体が学校に向向いて行う出前授業等を通じて、地域の多様な教育資源を子どもたちの教育に活かします。

(2) 教員の資質・能力の向上

- 児童生徒にとって楽しく分かる授業を目指して、「授業評価システムガイドライン」を活用した授業改善を進め、教員全体の実践的指導力の向上を図ります。
- 教員の資質・能力向上のための様々な専門研修を実施します。

(3) 安全で豊かな学校環境の提供

- ◎ 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所としても利用することから、県立学校については、施設の長寿命化対策を推進するとともに、地震発生時の被害を少しでも軽減できるよう、窓・ガラス、内外装材など非構造部材の修繕に取り組みます。
また、小中学校等校舎については、一刻も早い耐震化完了に向けた取組みを促進します。
- ◎ 県立学校において、教室へのエアコン設置率100%を目指すとともに、ICT環境整備による教育の情報化を一層推進します。

- 養護教諭による児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。
- 危機管理意識の徹底、学校防災体制の推進、薬物乱用防止教育、性に関する指導の進め方等の研修会を開催します。
- 各学校の危機管理マニュアルをもとに、保護者、地域、関係機関との連携を積極的に図ります。
- 教職員対象の安全教室講習会を実施し、教員等の危機管理意識の高揚と児童生徒の安全確保に努めます。
- 学校関連施設の木造化・木質化を推進します。

(4) 就学機会の確保

- 家庭の状況にかかわらず、全ての就学の意思のある高校生が安心して教育を受けられるよう、公立高校生については、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 私立高校生等については、高等学校等就学支援金により授業料を助成（令和2年4月から年収 590 万円未満世帯は実質無償化）するほか、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、制度の周知・啓発に努めます。
- 労働者の子どもの教育に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
46 県立学校への学校評議員の設置率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
47 公立小中学校における学校評議員 (類似制度含む。)の設置率	100% (H30)	100% (R6)	義務教育課
48 「えひめ学校教育サポーター企業」登録企業・団体数	199 件 (R1)	218 件 (R6)	社会教育課
49 県立学校の教室へのエアコン設置率	59.4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
50 県立学校の普通教室における電子 黒板の整備率	28.4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
51 学校の耐震化率(市町立小中学校)	80.3% (H26)	100% (市町による)	義務教育課

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

現状と課題

テレビや雑誌、インターネット、スマートフォンの普及など、様々なメディアから、性、飲酒・喫煙や薬物、暴力、不良行為、非行行為等の有害情報が氾濫しており、少年犯罪の凶悪化も深刻化しています。

このため、こうした有害環境の浄化に取り組むことが必要です。

また、社会問題化しているいじめのほか、不登校などに効果的に対応するため、教育相談体制の充実を図り、子どもの問題行動等を未然に防止するとともに、問題行動等に至った場合は、適切に立ち直りの支援を行っていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 有害情報の浄化

- 青少年保護条例等に基づき、有害情報からの青少年の保護を図ります。
- 有害図書類等の指定を行うとともに、販売店等の立入調査を実施し、青少年への販売等の防止を図ります。
- 青少年が携帯電話等を購入する際に、販売事業者にフィルタリングサービス等の説明を義務付けるなど、フィルタリングの利用を働き掛けるほか、保護者や教職員・青少年健全育成関係者等を対象とした対策講座や啓発活動を行うなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護します。
- 発達の段階に応じて、ネットトラブル等に対応する力や情報の真偽を見極める力を育成する情報教育を推進します。

(2) 非行防止

- ◎ 全ての県立高校等で非行防止教室を開催します。
- 児童相談所における相談支援体制、児童家庭支援センターにおける連絡会の充実を支援します。
- 少年補導センターの運営を支援するとともに、少年補導委員の資質向上のための研修を実施します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ◎ 子ども・若者の自殺死亡率の減少に向けて、県民の自殺予防に対する正しい知識の普及啓発・周知に努めます。
- ◎ 尊い命が自殺で失われることがないように関係機関と連携を図りながら、SOSの出し方に関する教育をはじめとする自殺予防対策の推進に努めます。
- ◎ 学童期から思春期の子どもたちを対象に、発達段階に応じた性教育を実施し、命や性、性感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。
- ◎ 心と体の健康センターにおいて、不登校、ひきこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。
- 保健所において、思春期の身体的・精神的な悩みの相談を実施します。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

(4) 身近な場所での相談環境等の整備

- いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校などに効果的に対応するため、スクールソーシャルワーカーを活用した、学校、家庭、地域及び福祉機関などの関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーなどの相談員を学校に配置し、児童生徒が心にゆとりを持つことのできる教育相談体制の充実を図ります。
- 「いじめ相談ダイヤル 24」により、子どもや保護者からのいじめ問題等の相談に、カウンセリング経験豊かな相談員が 24 時間いつでも対応するとともに、SNSを活用したいじめ相談窓口「えひめほっとLINE」を開設します。
- 児童相談所に児童福祉司、児童心理司等を配置して、相談援助活動を展開します。
- 将来にわたり、DVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対しDVに対する正しい認識と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供します。
- えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」において性暴力被害に関する相談を実施します。
- フリースクール等と連携し、学校以外の場における教育機会の確保や居場所づくり等を推進します。

(5) 問題行動への適切な対処

- 小・中・高校生の重大な問題行動に対して「学校トラブルサポートチーム」を派遣し、学校による早期解決を支援します。
- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 児童相談所、児童家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援活動の充実に努めます。
- 少年は改善可能性が高い（可塑性に富む）等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、刑事司法関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間の団体等と連携した支援に努めます。
- PTA、県警察本部、県教育委員会からなる「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催し、情報の共有化を図るとともに、警察との連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を運用するなど、ネットワークづくりを推進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
52 県立高校等での非行防止教室の開催率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
53 未成年の自殺死亡数	9人 (H27)	6人 (R6)	健康増進課
54 十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	4.7 (H30)	減 少 (R6)	健康増進課

55 不登校児童数（公立小学校）	323 人 (H30)	減 少 (R6)	義務教育課
56 不登校生徒数（公立中学校）	1,067 人 (H30)	減 少 (R6)	義務教育課
57 不登校生徒数（県立高校等）	282 人 (H30)	減 少 (H6)	高校教育課

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実

2 共生への支援を要する子どもたちへのサポート

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実

現状と課題

(1) 児童虐待の状況

本県の平成 30 年度における児童虐待相談対応件数は、児童相談所で 890 件、市町で 902 件、計 1,792 件と過去最多を記録し、深刻な状況にあることから、児童相談所の体制を強化することが喫緊の課題となっています。

このため、要保護児童の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に繋げるため、児童相談所における児童福祉司等の専門職員を増やすとともに、研修等の実施により専門性向上を図る必要があります。

また、児童虐待の早期発見・早期対応のためには、身近な相談窓口である市町における相談支援体制の構築、強化も重要です。

さらに、同一家庭で、DVと児童虐待が行われることもあることから、DV 対応と児童虐待対応の緊密な連携が必要です。

(2) 社会的養育の状況

本県の代替養育を受けている児童数は、平成 31 年 3 月現在で、514 人（乳児院 40 人、児童養護施設 385 人、里親 48 人、ファミリーホーム 41 人）です。家庭で暮らすことができない理由は様々ですが、子どもたち一人ひとりのニーズに合わせた養育環境を提供することができるよう、子どもの権利擁護を念頭に、できる限り子どもの意向を尊重した対応に努める必要があります。

また、児童養護施設等に入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学、安定した生活を送るための支援を計画的に提供することが重要です。

具体的な施策

(1) 児童相談所による支援体制の強化

- ◎ 児童相談所の児童福祉司及び児童心理司等の専門職員を、国が定める配置基準に沿って、計画的に配置します。
- 児童相談所において、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けることで、子どもの利益を最善とした介入に対する躊躇をなくすとともに、親子関係再構築等の支援マネジメントを推進します。
- 児童福祉司等の専門性を高める研修の実施や、警察との実践的な合同訓練により、現場対応力の向上を図ります。
- 弁護士から司法手続き等の助言を受けられる体制の整備により、適切な対応を行える体制整備を図ります。
- 精神科医、カウンセラーなどの協力を得て、親子関係の修復、家族再生のための取組みを強化し、家庭復帰後の虐待の再発防止等のため家族支援を充実します。
- 児童相談システムの活用により、児童相談所内部、児童相談所間の情報共有に努めます。
- 個々のケースに応じたリスクアセスメントの下、子どもの安全確保を最優先とした措置をとるとともに、適切な進行管理を徹底します。
- 指導的職員（スーパーバイザー）の活用により、ノウハウの共用などによる職員の資質やスキルの向上に努めます。
- 児童相談所毎に地域連絡会を実施します。
- ◎ 児童相談所における夜間・休日の相談体制の充実に努めます。
- ◎ 相談支援機能や一時保護の充実のため、児童相談所の施設・設備の改善や、子どもの権利擁護に配慮した体制づくりに取り組みます。
- ◎ 児童虐待対応とDV対応の連携強化を図るため、児童相談所と婦人相談対応機関との積極的な情報共有に取り組みます。
- 児童の安全確保に向けた児童相談所と警察との連携強化に取り組みます。
- 児童相談所と関係県機関との更なる連携強化を図ります。

(2) 地域における相談支援体制の構築・強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援するとともに、調整担当者を対象とした専門研修を実施します。
- 児童支援コーディネーターを派遣し、要保護児童対策地域協議会の企画運営等に関する専門的な助言・指導を行います。
- ◎ 児童問題の相談窓口になる市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施します。
- ◎ 子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、虐待の発生予防、発生時の適切な対応を支援します。
- ◎ 全市町での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を働き掛けます。
- 小児症例を扱う拠点病院を中心とした児童虐待防止医療ネットワークの構築に取り組みます。
- 施設の里親支援専門相談員等の配置を促し、地域の里親支援や施設機能を活用した子育て短期支援事業等の実施など、地域の子育て家庭への支援を推進します。

(3) 家族的な温もりを感じられる養育環境の確保

- ◎ 平成28年の改正児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を念頭に、児童相談所において、要保護児童の意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備に取り組みます。

- ◎ より家庭的な環境の下での児童の養育を推進するため、家庭に迎え入れて養育する里親・ファミリーホームへの委託を優先して行います。また、里親制度の広報・普及に努めるとともに、新規里親の開拓のほか、里親等の資質向上や里親家庭・ファミリーホームへの支援に努めます。
- ◎ 家庭復帰が見込めない場合には、パーマネンシー保障（永続的解決）の観点から、特別養子縁組の積極的な活用を検討します。
- ◎ 児童養護施設などの老朽化した施設の整備を支援するとともに、施設における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。また、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。
- 要保護児童の自立のため、県立えひめ学園の支援体制の充実に努めます。
- DV被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援センターにおいて、自立に向けた支援を充実します。

(4) 自立支援、相談支援機能の充実

- 入所児童に対しては、児童養護施設等において、自立支援計画を作成し、計画的に自立に向けた準備を行います。
- ◎ 児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できるよう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。
- また、退所児童等が、自立援助ホーム（共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行い、児童の自立を支援する事業所）への入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。
- ◎ 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
58 児童相談所における夜間・休日相談体制の充実	中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保		子育て支援課
59 一時保護所における環境改善（個別対応化）	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善		子育て支援課
60 要保護児童対策地域協議会における調整担当者（専門研修受講済）の配置	8市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
61 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	全市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
62 養育支援訪問事業の実施市町数	12市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
63 児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援		子育て支援課

64	小規模化・地域分散化した施設数 (児童養護施設・乳児院)	11 施設 (H30)	12 施設 (R6)	子育て支援課
65	自立援助ホームの設置数	4 か所 (H30)	6 か所 (R6)	子育て支援課
66	ファミリーホームの設置数	12 か所 (H30)	14 か所 (R6)	子育て支援課
67	養育里親の登録数	141 世帯 (H30)	260 世帯 (R6)	子育て支援課
68	里親・ファミリーホームへの児童 の委託率	16.9% (H30)	30.4% (R6)	子育て支援課
69	子ども家庭総合支援拠点を設置す る市町数	0 市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
70	児童家庭支援センターの設置数	1 か所 (H30)	3 か所 (R6)	子育て支援課

2 共生への支援を要する子どもたちのサポート

現状と課題

すべての県民が、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障がい児（者）やその家族が、地域生活において必要な支援を受けられるよう、体制整備に努めることが必要です。

また、一人ひとりの障がいの状況に応じた就学の場の早期提供や、障がいの程度にかかわらず、子どもたちが適切な教育を受けられるよう、施設・設備の充実や教職員の資質向上に努めることが必要です。

具体的な施策

(1) 障がい児（者）の地域生活における支援の充実

- 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けられることができる体制の整備を進めます。
- ◎ 「児童福祉法」に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）や「障害者総合支援法」に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等の必要な支援を、身近な地域で受けられることができる体制づくりを進めます。
- 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、地域が一体となった乳幼児期からの支援体制の整備に取り組みます。
- 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において早期の適切な支援やライフステージに応じた支援を行えるよう、市町における発達障がいの相談に総合的に対応するワンストップ窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）では、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、「県立子ども療育センター」等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けられることができる環境の整備を進めます。
- 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療養機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障

害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。

- 医療的ケア児等に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、福祉、医療、保健、教育等の関係機関の連携促進に努めます。

(2) 特別支援教育の充実

- 特別支援教育に携わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する一定水準の知識・技能を得られるよう、研修の充実を図ります。
- 学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制や特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。
- ◎ 障がいのある子どもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進します。
- ◎ 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を通じて、相互理解を促進するとともに、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するために、早期からのキャリア教育を推進します。

(3) 障がい児（者）雇用の促進

- 障がい児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組みを強化し、障がい児の雇用への移行の促進をめざします。
- 県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を実施します。

(4) 外国人児童生徒に対する支援

- 外国人児童生徒に関する就学事務が適切に行えるよう、市町教育委員会の取組みを支援します。
- 日本語指導指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）に教員を派遣するなど、外国人児童生徒に対する日本語指導や適応指導が適切に行えるようにします。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
71 障害児通所支援の利用児童数	3,227人 (H29)	4,917人 (R2)	障がい福祉課
72 ふれあい親善大使の派遣	222か所 (H29)	230か所 (R6)	特別支援教育課
73 個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率	87.5% (H30)	100% (R6)	特別支援教育課

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

現状と課題

増加傾向にあったひとり親家庭は、平成 23 年度以降減少傾向にあります。厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親世帯の一世帯あたり平均所得金額は総じて低く、非正規雇用で働く者の割合が高い母子家庭が多いことがその要因とも言われています。

このため、ひとり親家庭の子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するためにも、ひとり親家庭の親が安定した仕事に就き、子育てと両立しつつ、自立した生活を送るための就業支援や、就業のために不可欠な子育て・生活支援、ひとり親家庭の子どもたちへの学習支援など、ひとり親家庭のニーズに即した支援施策の一層の充実が必要です。

また、父子家庭においても、就業と子育ての両立が困難で、経済的に厳しい環境に置かれている家庭が少なくないことから、支援を必要とする父子家庭には、母子家庭と差異のない支援が必要です。

具体的な施策

(1) ひとり親家庭等に対する就業支援

- ◎ 就業に関する相談、就業に役立つ資格の取得など、経済的な自立に向けた就業支援の充実に努めます。
- ◎ 様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練コースへのひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。

(2) ひとり親家庭等に対する子育て・生活面の支援

- 保育所への入所や放課後児童健全育成事業の利用に当たっての特別の配慮、居宅等における子育てや生活面に対する支援体制の充実に努めます。
- ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援を行うなど、子どもの居場所づくり、生活の向上に努めます。
- ◎ ひとり親家庭の児童のためにボランティアによる学習支援を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。
- 県営住宅へのひとり親家庭の優先的入居の受付を実施します。
- 子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対して、愛媛県居住支援協議会を通じ、民間賃貸住宅への入居を支援します。

(3) ひとり親家庭等に対する経済的支援

- 必要な資金の貸付けや児童扶養手当等の適時・適正な支給を行うとともに、医療費の一定額の助成など、経済的負担の軽減の支援に努めます。

(4) ひとり親家庭等に対する相談・支援

- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 各種制度の利用促進のためのパンフレットや広報誌等による情報提供等に努めます。
- ひとり親家庭等の支援に取り組んでいる母子・父子福祉団体、NPO等の自主性を尊重した育成・支援に努めます。
- 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」により、相談事例集や各種行政支援情報を配信し、ひとり親家庭の子育て支援の充実に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
74 就業支援講習会受講生の就業率	54.4% (H28～H30)	60.0% (R6)	子育て支援課
75 自立支援教育訓練費受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	子育て支援課
76 高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	子育て支援課
77 ひとり親家庭学習支援ボランティア実施市町数	6市町 (R1)	10市町 (R6)	子育て支援課

県が令和元年度に実施した調査では、ひとり親家庭（有効回答数 573 世帯）のうち、母子家庭の割合は 89.0%（510 世帯）となっています。また、母親（児童との同居・別居を問わない。）の就業状況では、「(就学児童の) 保護者」の 41.4%が「勤め(常勤・正規職員)」であり、「3歳児保護者」は 45.5%が「勤め(常勤・正規職員)」と回答しました。

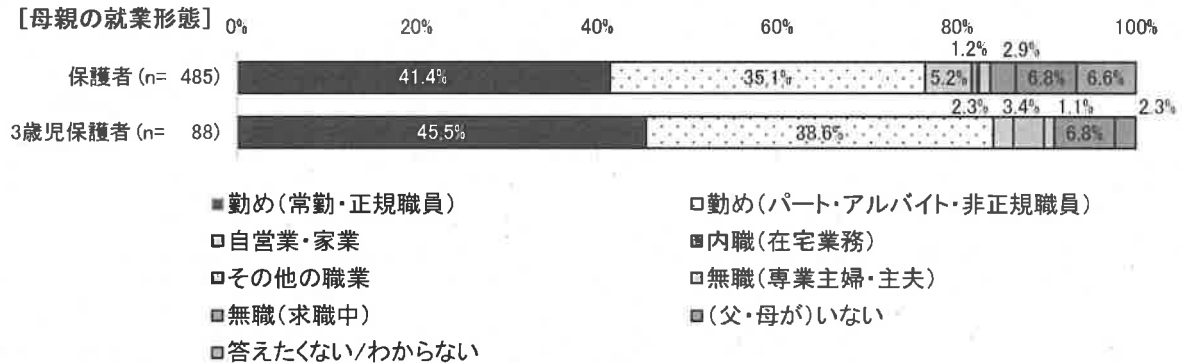
ただ、現在の暮らしの状況では、「(就学児童の) 保護者」の 28.9%が「赤字」、「3歳児保護者」は 21.6%が「赤字」と回答しました。

今後の働き方の希望についての回答を見ると、「(就学児童の) 保護者」では、「勤め(常勤・正規職員)」が 64.1%、「3歳児保護者」では、「勤め(常勤・正規職員)」が 70.1%で最も高くなっており、現状と希望では開きがみられます。

(調査結果概要は、巻末 173 ページ以降に添付)

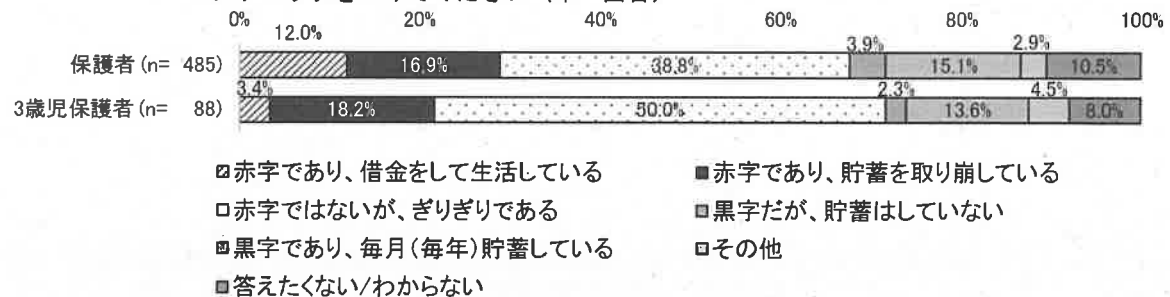
■ひとり親家庭の母親の就業状況

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください（単一回答）※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のことをひとつ選んでください。

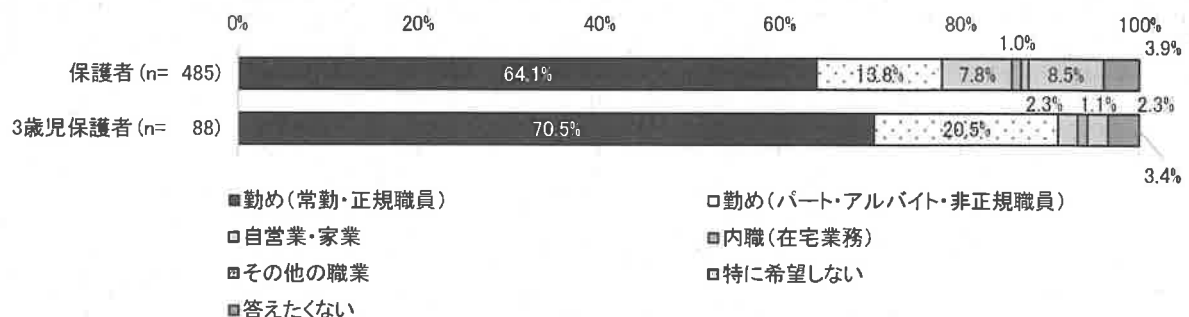


■子どもの現在の家庭の暮らしの状況をどう思うか

保護者 Q15 お子さんの現在の家庭の暮らしの状況をどのように感じていますか。当てはまるもの1つにチェックをつけてください（単一回答）



■今後の働き方の希望



資料：「愛媛県子どもの生活実態調査」アンケート結果

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

1 安全・安心なまちづくり

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

3 子育て家庭の遊び場等の整備

1 安全・安心なまちづくり

現状と課題

平成 30 年の愛媛県の刑法犯認知件数は 8,626 件（1 日平均約 24 件：多くが窃盗犯）であり、戦後最多を記録した平成 15 年以降、年々減少しているものの、全国的には子どもが被害に遭う凶悪犯罪や、通学路及び園外活動時における交通事故が多発しており、特に、登下校中における安全確保が課題となっています。

このため、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」（平成 25 年条例第 25 号）及び、平成 30 年 6 月に決定された「登下校防犯プラン」（平成 30 年 6 月 22 日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づき、子どもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体で子どもの安全確保に向けた取組みを推進しているところであり、引き続き、犯罪被害に遭いやすい子どもが安心して生活できる安全な地域づくりに努めることが必要です。

また、交通ルールを守る習慣を身につけていない子どもの外出は大変危険なため、交通安全に必要な能力が未発達な子どもが事故に遭うことのないよう、交通安全教育の徹底や道路環境等の整備充実も必要です。

具体的な施策

（1）事業所と連携した子どもの見守り活動の促進

- ◎ 子どもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所や子どもの見守り活動を行う事業所等の参加促進に努めます。

（2）住民等の自主防犯活動の促進

- 各種広報媒体を通じて、迅速な不審者情報等の提供に努めます。
- 防犯パトロール活動の確保・推進を図るため、地域や防犯ボランティア団体

等との連携を強化します。

(3) 防犯設備・機器等の導入促進

- 犯罪の未然防止に役立つ防犯カメラ等の防犯設備を通学路や公園等に設置することを推進します。
- マンション業者等と協力して、侵入犯罪に強いマンション等、共同住宅のあり方の研究を推進します。
- 防犯性の高い建物部品を優良防犯機器として、その普及を県民に呼びかけます。

(4) 子どもを性犯罪等から守るための活動の推進

- 性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する取締りを推進します。
- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- ◎ 不審者対応訓練や防犯教室等を通じて子どもの危険回避能力の向上に努めます。

(5) 少年サポート活動の充実

- 少年のいじめや非行問題等に関する相談に対して、臨床心理士の資格を有する少年心理専門員等が適切に対応するとともに、少年の立直り支援等のサポート活動の充実強化に努めます。

(6) 薬物から子どもを守るための活動の推進

- 少年や保護者等に対して、危険ドラッグやシンナー、覚醒剤等の薬物の有害性・危険性を広報啓発し、薬物乱用を拒絶する規範意識の醸成に向けた取組みを推進します。

(7) サイバー犯罪から子どもを守るための活動の推進

- ◎ 子どもや保護者に対する情報モラル教室を積極的に実施します。
- 子ども、保護者や学校関係者等に対して、サイバー犯罪被害を防止するための広報啓発活動等を推進します。

(8) 子どもの交通事故の防止

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施します。
- 安全教育指導員、セーフティーリーダー、安全運転管理者等、交通安全指導者を育成します。
- 中学・高校の学校単位で、自主的活動を通じた交通安全教育を実施するマナーアップクラブの活動を支援します。
- 「児童・生徒にかかる自転車の交通違反情報学校連絡制度」を効果的に運用し、自転車を利用する子どものルール遵守とマナー向上を図ります。
- 交通事故分析の高度化と分析結果の広報に努めます。
- 自転車利用中の万が一の交通事故に備え、「命を救うヘルメット」を普及・促進し、自分の命は自分で守る意識の向上を図ります。

(9) 交通事故防止環境づくりの推進

- ◎ 歩行者・自転車に優しい交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全確保のため、歩道整備等に取り組みます。
- 市町とも連携し、保育施設や学校施設等におけるブロック塀をはじめとする施設の点検・安全対策を推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
78	まもるくんの車（子どもの見守りを行う営業用車両）の登録数	5,592 台 (H30)	増加 (R6)	生活安全 企画課
79	不審者対応訓練の実施回数	365 回 (H30)	増加 (R6)	生活安全 企画課
80	児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数	262 回 (H30)	増加 (R6)	少年課
81	LED信号機の整備数	12,796 灯 (H30)	増加 (R6)	交通規制課

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

現状と課題

子どもを交通事故から守る活動において、家庭や保護者が果たす役割は極めて大きなものがありますが、チャイルドシート等の着用率が低いなど、保護者が果たすべき交通事故防止措置が十分講じられていない状況にあることが指摘されています。

このため、保護者が事故防止対策を正しく認識したうえで適切な対応を図り、できる限りの事故防止対策を講じることが必要です。さらに、近年の大規模災害（地震・台風・集中豪雨等）の多発状況を踏まえ、家庭内においても、万一の事態に備えた安全・安心の確保を図る必要があります。

具体的な施策

(1) 交通事故の防止対策

- ◎ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート 100%着用運動のほか、各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の正しい使用や着用率向上を啓発します。
- 交通安全母親講習会や各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の助成等制度を広報します。

(2) 災害時における乳幼児・障がい児等の安全・安心の確保

- 防災意識啓発講演会や減災キャンペーン等の啓発事業を通じ、家庭内の安全空間の確保や必要な食料・生活必需品等の備蓄などの自助対策の実践を県民や自主防災組織に働き掛けるとともに、日頃からの避難訓練等への参加を促すなど、家庭における防災力向上を促進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
82 チャイルドシート等の着用率	59.1% (R1)	100% (R6)	消防防災 安全課

3 子育て家庭の遊び場等の整備

現状と課題

子どもは遊びをはじめとした様々な体験や他者との関わりを通して成長しますが、少子化や都市化が進展し地域住民の関係が希薄化した地域では、子どもや子育て家庭が自由に利用できる健全な「遊びの場」の維持・充実が課題とされています。

また、子育て家庭が利用する場所や公営住宅等には、ベビーカーを利用する乳幼児連れの子育て家庭等も安心して利用できるバリアフリー化等への対応が求められているほか、子どもが安心して過ごせる居場所として児童館等の重要性も増しており、適切な環境整備に取り組む必要があります。

具体的な施策

(1) 児童館・児童センター活動の充実

- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通して子どもたちの健全な育成を支援します。
- ◎ 指定管理者等と連携を図りながら、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。

(2) 子どもの遊びや学びの支援

- ◎ えひめこどもの城の魅力向上に取り組むとともに、とべ動物園とを結ぶ遊具の整備・運用や共同イベントの実施など、両施設の連携を強化し、子どもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- えひめこどもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、子どもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。
- 県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用や子ども料金の設定に配慮します。
- 県立図書館において、おはなし会や子どものための講演会の開催等、子どもが本に親しむきっかけづくりに努めます。

(3) 子育て家庭に安全・快適な環境づくり

- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- ◎ 県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 健康増進法の周知・徹底を図り、子どもが受動喫煙をしない社会づくりに努めます。
- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
83 児童館の設置数	45 館 (H30)	45 館 (R6)	子育て支援課
84 えひめこどもの城の来園者数	365,250 人 (H30)	450,000 人 (R5)	子育て支援課
85 バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	63.3% (R1)	80.0% (R6)	建築住宅課

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

1 子育てしやすい職場環境づくり

2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し

3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

1 子育てしやすい職場環境づくり

現状と課題

性別や年齢に関わりなく、一人ひとりの実情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、働き方改革や職場における環境整備、女性活躍の推進等の取組みが進められています。

このため、男性も女性も仕事と生活のバランスの取れた多様な生き方が選択できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、職場における人材の確保・定着を図るためにも、子育てと仕事の両立を阻害する、職場における固定的性別役割分担意識や慣行、その他の諸要因の解消を図るなどの取組みを進める必要があります。

具体的な施策

(1) 職場における意識改革の促進

- ◎ 子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立支援に取り組む県内中小企業を認証する「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を通じて、男女を問わず育児休業などの両立支援制度が気兼ねなく利用できる職場風土の醸成を促進します。
- 職場において地域活動の意義や重要性への関心等を高める観点から、企業等に対して、ボランティア活動への参加等を働き掛けます。
- 「イクボス」に地域活性化の視点を盛り込んだ愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進し、長時間労働の削減や柔軟な働き方の実現など、男女ともに働きやすく、働きがいのある職場環境の整備を進めます。
- 女性活躍推進法の改正を踏まえ、愛媛労働局等と連携し、特に中小企業に対して一般事業主行動計画の策定等について周知を行います。

(2) 出産等に伴う不本意な離転職の防止に向けた取組み

- 子育て期の労働者が就労を継続できるよう、愛媛労働局等と連携を図り、育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の制限、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、周知を図ります。
- 男女が職場で十分に能力を発揮しながら出産・子育てができる環境整備の観点から、様々な機会を捉え、ポジティブ・アクションの普及促進を図ります。
- 「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を通じて、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に向けた企業の取組みを促進します。
- 出産や育児に伴う離職者を含む離転職者に対し、知識・技能を習得し得る職業訓練を実施し、女性の早期再就職を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、事業所内保育施設の整備を促進します。

(3) 仕事と生活の両立支援をはじめとする働き方改革の促進

- 愛媛労働局等の関係機関と連携して県内企業の働き方改革に関する相談・支援体制を整備し、ライフステージや生活環境に応じた働き方が実現できる職場環境整備を支援します。
- 様々な機会を捉え、短時間正社員制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度など多様な働き方の普及促進を図ります。

(4) 企業による積極的な次世代育成支援対策の取組促進

- ◎ 「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を通じて、子育てをはじめとする家庭生活と仕事が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内中小企業の社会的評価の向上を図ります。
- より多くの企業が次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
86 育児休業取得率	女性：91.7% 男性：4.8% (H29)	女性：91.7% 男性：10.0% (R5)	労政雇用課
87 えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数	643件 (H30)	750社 (R6)	労政雇用課
88 えひめ仕事と家庭の両立応援企業の上位認証件数	21件 (H30)	50件 (R6)	労政雇用課

2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育てと仕事の両立を図るためには、それぞれの企業（職場）において、両立に向けた各種制度の導入や支援策を充実していくことが重要ですが、一方で、この問題は、固定的性別役割分担意識や職場中心のライフスタイルなど、個人の意識や価値観などとも密接に関係するものであり、取組みを進めていくうえで、各個人の意識改革が不可欠です。

このため、各家庭においては、男女共同参画についての理解をより一層深めるとともに、一人ひとりがこれまでの働き方や役割分担の在り方を見直し、子育てに関する各種支援制度の積極的活用や長時間労働の是正等に関心を持ち、自ら主体的に行動していくことが必要です。

具体的な施策

(1) 男女共同参画に関する普及啓発

- ◎ 固定的性別役割分担意識を是正し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。
- ◎ 男女共同参画社会の意義や責任など、特に男性の参加を重視した学習機会の提供や情報提供を推進します。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。【再掲】
- 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。【再掲】

(2) 職場中心のライフスタイルの見直し促進

- 働き方の見直しを進め、職場中心の意識・生活から職場・家庭・地域のバランスのとれた生活への転換を進めるための普及啓発活動を推進します。
- 労働者のボランティア活動やNPO活動など、地域活動への参画を促進します。

(3) 長時間労働の是正等に向けた普及啓発

- 労働者がゆとりある生活時間の下、家事や子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等、働き方の見直しに向けた意識啓発に努めます。

(4) 職場における子育て支援に関する各種制度の利用促進

- 子育て期の労働者が継続就労できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、育児休業や子の看護休暇など、子育てを支援する各種制度の周知と利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
89	男女の地位が平等と感じる人の割合	25.5% (H26)	40.0% (R2)	男女参画・ 県民協働課

3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

現状と課題

子育てと仕事の両立を図るためには、個人の意識改革や職場での環境づくりを進めると同時に、それぞれの地域において、子育て家庭の多様なニーズに対応した各種支援サービスの充実を図ることが求められます。

このため、市町や関係機関等と連携しつつ、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、ファミリー・サポート・センターの充実や情報提供など、地域におけるきめ細かな子育て支援サービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

具体的な施策

(1) 教育・保育サービスの充実【再掲】

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎ 市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。
- ◎ 1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎ 育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- ◎ 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- ◎ 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 県内でも共働き世帯の増加等を背景とした待機児童が発生していることから、県及び全市町が参画する協議の場を設置し、待機児童対策を促進します。

(2) 放課後児童対策の総合的な推進【再掲】

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や体験活動の提供を推進します。

(3) 地域における子育て家庭への支援体制の充実【再掲】

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
90	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.5% (R1)	向 上 (R6)	子育て支援課

